

高知県屋外広告物の手引き

—— 美しい高知をめざして ——

令和8年3月

高知県土木部都市計画課

目 次

第 I 部 屋外広告物規制の解説

1	屋外広告物規制の必要性	3
2	屋外広告物とは	3
3	条例及び規則のあらまし	5
4	広告物等の許可の手続	7
5	受付窓口	8
6	高知市の区域	9
7	禁止地域等	10
8	禁止物件	11
9	許可地域等	12
10	個別地区制度	15
11	許可の基準	16
	(1) 個別基準	16
	(2) 総量規制	19
12	適用除外	20
	(1) 適用除外の広告物等	20
	(2) 適用除外の基準	21
	(3) 一部禁止地域等における例外的許可	23
	(4) 政治活動における適用除外	25
13	禁止広告物等	25
14	規格	25
15	許可の期間	27
16	広告物等の管理義務	27
17	広告物等の点検義務	27
18	許可手数料	28
19	表示面積の算定	29
20	屋外広告物規制一覧表	32
21	違反業者に対する措置	36
22	除却物件の手続き	37
23	屋外広告業の登録制度	39

第Ⅱ部 屋外広告物関係法令等

○ 屋外広告物法	49
○ 高知県屋外広告物条例	63
○ 高知県屋外広告物条例施行規則	87
○ 高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定（告示）	131
○ 高知県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定及び広告景観形成方針の 定め（告示）	137
○ 高知県屋外広告物条例等の運用について（土木部長通知）	171

第 I 部

屋外広告物規制の解説

屋外広告物規制の解説

1 屋外広告物規制の必要性

屋外広告物は、社会の情報伝達手段として広く活用され、街に賑わいを与えるものであるが、無秩序に氾濫すると県民共通の財産である街の美観や自然の風致が損なわれるため、周囲の景観と調和した適正なものであることが求められる。

また、屋外広告物はその安全性が確保されないと、落下や倒壊により公衆に危害を与えるおそれがあるため、設置管理が適正に行われなければならない。

このため、屋外広告物法（以下「法」という。）に基づき、高知県屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を定め、「良好な景観の形成、若しくは風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」の2つの観点から屋外広告物の規制を行うこととしている。

2 屋外広告物とは（法第2条）

(1) 屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいう。

- ① 「常時又は一定の期間継続して」表示されるものであること。
- ② 「屋外」で表示されるものであること。
- ③ 「公衆に」「表示されるもの」であること。
- ④ 「看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

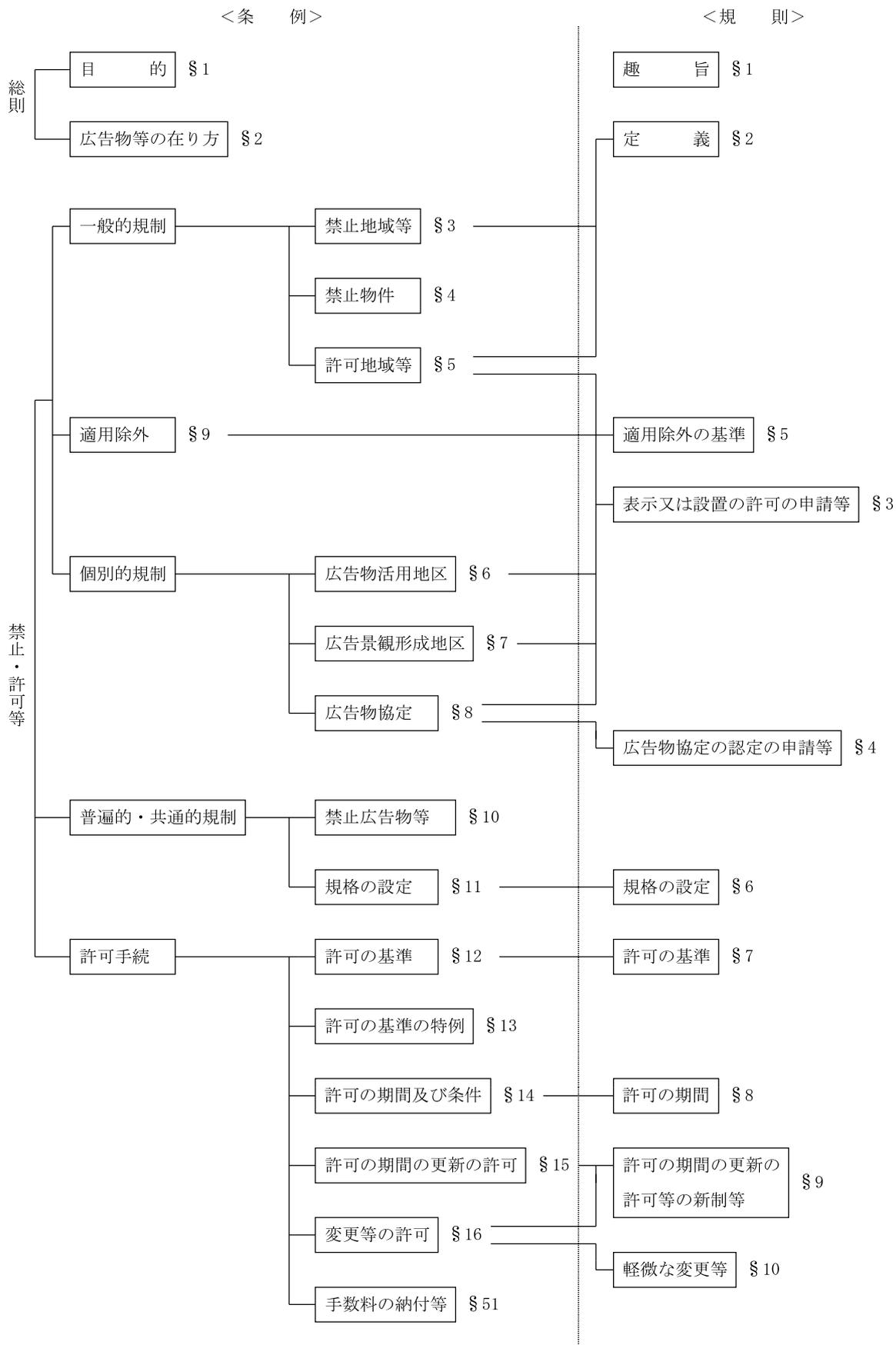
なお、④のうち看板、広告塔及び広告板の用語については、条例では用いられていない。

(2) 屋外広告物の種類（規則第2条）

条例では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件を、3つの視点から次の表のとおり分類している。この表には、規制を行う広告物等の種類のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物等があり、逆に1基の広告物等が複数の種類に該当することもある。

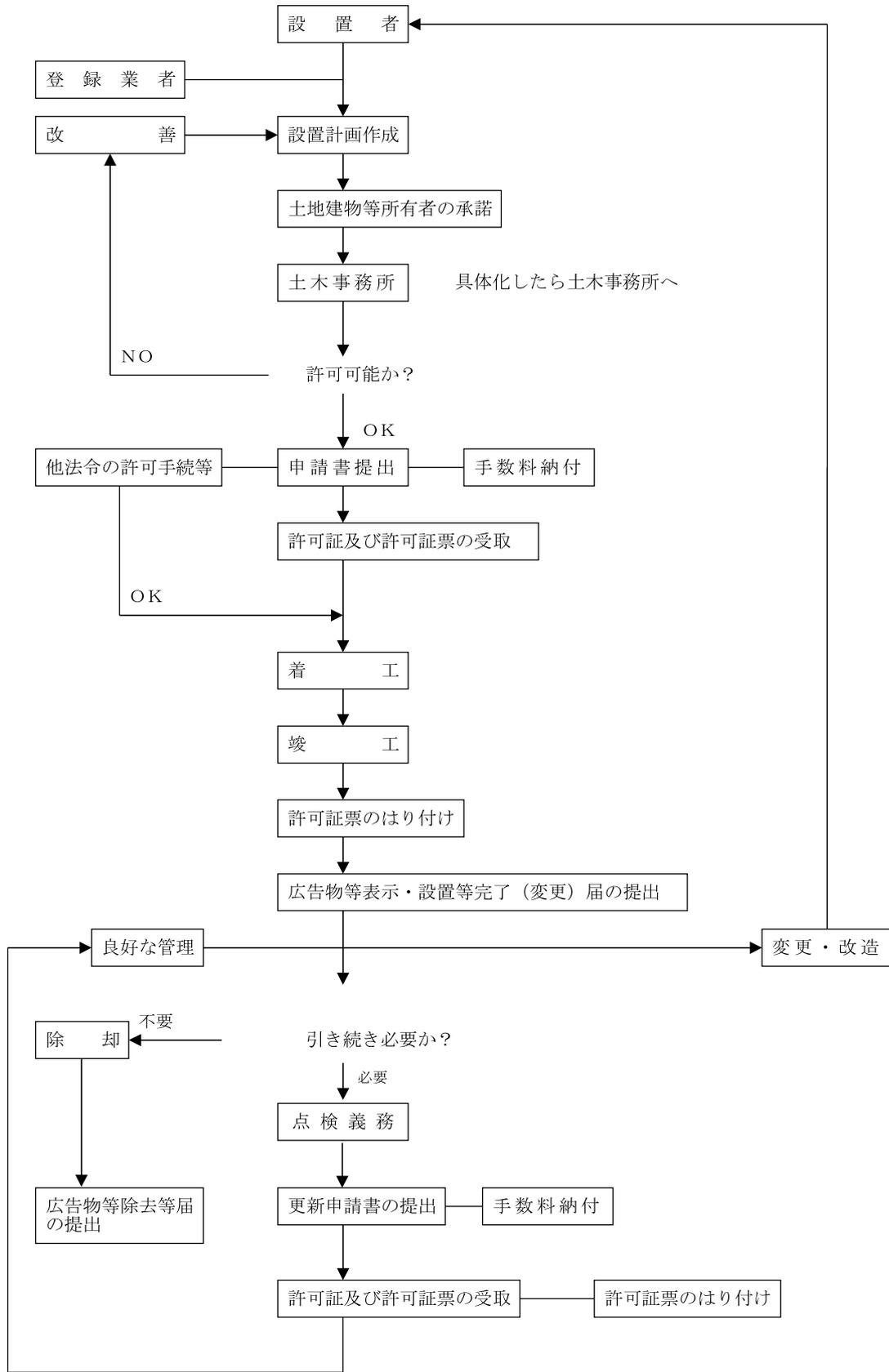
区分	広告物等の種類	意 義	
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの	
	はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物	
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）	
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む）	
	広告幕等	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に表示し、又は設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（知事が認めるものに限る）を利用して、表示し、又は設置するもの（寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く）	
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に表示し、又は設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に表示し、又は設置するものを含む
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、表示し、又は設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に表示し、又は設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、表示し、又は設置するもの	
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に表示し、又は設置するもの	

3 条例及び規則のあらまし



	＜条 例＞	＜規 則＞
表示又は設置する者等の義務	表示又は設置等の完了の届出義務 § 17	表示又は設置等の完了の届出 § 11
	許可証票の表示義務 § 18	許可証票等 § 12
	管理義務 § 19	管理者の設置等 § 13
	点検義務 § 19-2	点検結果の報告等 § 13-2
	表示又は設置する者等の変更の届出義務 § 20	表示又は設置する者等の変更の届出 § 14
	除却義務及び除却等の届出義務 § 21	除却等の届出 § 15
	手続・処分等の効力の承継 § 22	
違反に対する措置等	許可の取消し § 23	
	違反に対する措置 § 24	
	違反広告物である旨の表示 § 25	違反広告物である旨の表示 § 16
	広告物等を保管した場合の公示事項 § 26	
	広告物等を保管した場合の公示の方法 § 27	広告物等を保管した場合の公示の方法 § 17
	広告物等の価額の評価の方法 § 28	
	保管した広告物等を売却する場合の手続 § 29	
	公示の日から売却可能となるまでの期間 § 30	
	広告物等を返還する場合の手続 § 31	広告物等を返還する場合の手続 § 18
	立入検査等 § 32	
	簡易除却に係る身分証明書 § 33	身分証明書 § 19
屋外広告業	屋外広告業を営む者に対する立入検査等 § 49	
	屋外広告業の登録 § 34	屋外広告物の更新の登録 § 20
	登録の申請 § 35	登録申請書 § 21
	登録の実施 § 36	添付書類 § 22
	登録の拒否 § 37	屋外広告業者登録簿等 § 23
	屋外広告業者登録簿の閲覧 § 39	屋外広告業登録事項変更届出書 § 24
	登録事項の変更の届出 § 38	屋外広告業廃業等届出書 § 25
	廃業等の届出 § 40	
	登録の抹消 § 41	
	講習会 § 42	講習会 § 26
	業務主任者の設置 § 43	講習科目 § 27
	標識の掲示 § 44	標識 § 28
	帳簿の備付け等 § 45	帳簿 § 29
	屋外広告業を営む者に対する指導等 § 46	
	登録の取消し等 § 47	
	屋外広告業者監督処分簿の備付け等 § 48	屋外広告業者監督処分簿 § 30
審議会	審議会 § 50	審議会 § 31～§ 38
	告示及び経過措置 § 52	書類の経由 § 39
雑則	適用上の注意 § 53	
	委任 § 54	
罰則	罰則 § 55～60	

4 広告物等の許可の手続



5 受付窓口

事務所名	住所・電話番号・FAX番号	管轄区域
安芸土木事務所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内 TEL (0887) 37-9306 FAX (0887) 34-0313	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東土木事務所	〒783-0004 南国市大埴甲1592 TEL (088) 863-2175 FAX (088) 864-0987	南国市、香美市、香南市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西土木事務所	〒781-2110 吾川郡いの町1381 伊野合同庁舎内 TEL (088) 893-2114 FAX (088) 893-3513	土佐市、いの町、越知町、佐川町、仁淀川町、日高村
須崎土木事務所	〒785-8586 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 TEL (0889) 42-1859 FAX (0889) 42-0917	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多土木事務所	〒787-0010 四万十市古津賀4-61 TEL (0880) 34-5292 FAX (0880) 35-5328	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村
(備考) 1 担当課は維持管理課又は道路管理課 2 高知市内における屋外広告規制については、高知市都市建設部都市計画課が取り扱っている。 詳しくは、「6 高知市の区域」を参照。		

高知県土木部 都市計画課	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL (088) 823-9863 FAX (088) 823-9036
-----------------	--

6 高知市の区域

高知市が中核市になった（平成10年4月1日）ことに伴い、高知市の区域内は高知市屋外広告物条例に基づき規制しています。（屋外広告物法第27条）

詳細については高知市都市建設部都市計画課にお問い合わせください。

高知県と高知市の主な手続の違いは次のとおりです。（令和8年3月時点）

	高知県屋外広告物条例	高知市屋外広告物条例
許可申請等手数料	高知県収入証紙	高知市収入証紙
屋外広告業の登録	高知市を除く県内で営業 （知事へ登録）	高知市の区域内のみで営業 （市長へ登録）
	高知市を含む県内全域で営業（知事及び市長の双方へ登録）	
点検義務	条例による点検義務有り 一定規模以上は有資格者点検が必要	条例による点検義務無し 許可更新時に安全点検報告書の提出が必要
各種書類の様式	各々独自の様式	
高知市都市建設部 都市計画課	〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 T E L (088) 823-9465 F A X (088) 823-9454	

7 禁止地域等（条例第3条）

次に掲げる地域又は場所においては、基本的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、条例第9条第1項又は第2項（適用除外）に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。また、一部地域においては、案内誘導広告物等又は公益物件利用広告物等に限り、許可を受けて表示し、又は設置することができる（条例第9条第3項）。

案内誘導広告物等	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
----------	---

種別	対象地域（下記のうち指定区域等については、次表に記載）
第1種禁止地域等	1 第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区（知事が指定する区域に限る。）、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。） 2 準景観地区のうち市町村条例により規制される地域（知事が指定する区域） 3 地区計画等形態意匠条例により制限をうける地域（知事が指定する区域） 4 市民農園（知事が指定する区域を除く。） 5 重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物（定着性を有するものに限る。） 6 高知県保護有形文化財、高知県保護有形民俗文化財、高知県史跡、高知県名勝、高知県天然記念物（定着性を有するものに限る。） 7 前2号の周囲の指定区域 8 名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域（知事が指定する区域を除く。） 9 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 10 高知県自然環境保全地域、緑地環境保全地域 11 保存樹林のある地域 12 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間（休憩所等を除く。） 道路・鉄道等の指定区間（道の駅等を除く。） 13 道路・鉄道等に接続する指定区域 14 都市公園等 15 河川区域、海岸保全区域 16 前号の付近の指定区域 17 湖沼、溪谷、海浜、高原、山、及びこれらの付近の指定区域 18 港湾、漁港、空港、駅前広場、及びこれらの付近の指定区域 19 官公署、学校、図書館、公会堂、集会所、体育館、博物館、美術館、公衆便所 20 古墳、墓地、火葬場、葬祭場 21 社寺及び教会の境域の指定区域 22 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして指定する地域又は場所
第2種禁止	第1種・第2種中高層住居専用地域

指定区域等（禁止地域等として指定された区域等。詳細は、P. 131～P. 132の告示を参照）
1 県道安芸物部及び両側100m以内の区域で、国道55号との交差点から200mの地点から県道高台寺川北との交差点までの区間
2 都市計画道路須崎中央線、中土佐窪川線の予定地及び両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）
3 都市計画道路浦戸東部道路の予定地及び両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）
4 都市計画道路窪川佐賀線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100m以内の区域（展望可能なものに限る。）
5 都市計画道路南国安芸線及び当該道路から側方へ100m以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
6 阿南安芸自動車道のうち北川奈半利道路の両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）
7 中村宿毛道路の両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）
8 四国横断自動車道の両側100m以内の区域（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）で愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
9 四万十川の両側500m（都市計画区域にあつては200m）以内の区域（商工業系の用途地域、人家稠密地域の指定区域等を除く。）
10 中岡慎太郎館（北川村）の周囲200m以内の区域
11 二十三土公園（田野町）の周囲200m以内の区域（国道55号の両側30m以内の区域及び同区域より南側の区域を除く。）
12 安芸市街なみ環境整備促進区域

注 四万十市の第1種・第2種中高層住居専用地域で、上記7（四万十川の両側）の規制区域となる区域は、条例第3条第16号の規定による規制を受けるため、第1種禁止地域等である。

8 禁止物件（条例第4条）

次に掲げる物件には、基本的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができない。ただし、条例第9条第1項又は第2項（適用除外）に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。

禁 止 物 件
1 橋、トンネル、高架構造物
2 石垣、擁壁、その他これに類するもの
3 街路樹、保存樹
4 信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道柵、車道柵、駒止め、分離帯、植樹帯、里程標その他これらに類するもの
5 道路の指定区間に設置された電柱
6 国又は地方公共団体が設置した街灯柱、消火栓標識
7 消火栓、火災報知機
8 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、路上変電施設
9 送電塔、送受信塔、照明塔
10 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
11 形像、記念碑その他これらに類するもの
12 景観重要建造物（知事が指定するものに限る。）、景観重要樹木
13 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして指定する物件
14 道路の路面
15 次の物件については、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等のみ表示禁止
(1) 電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの
(2) アークード、アーチその他道路を横断する工作物の支柱

9 許可地域等（条例第5条）

次に掲げる地域又は場所においては、基本的に一定の基準に適合する広告物や掲出物件であれば、知事の許可を受けて表示し、又は設置することができる。ただし、条例第9条第1項又は第2項及び第4項（適用除外）に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。

なお、対象の地域等が禁止地域等でもある場合は、禁止地域等の規制が適用される。

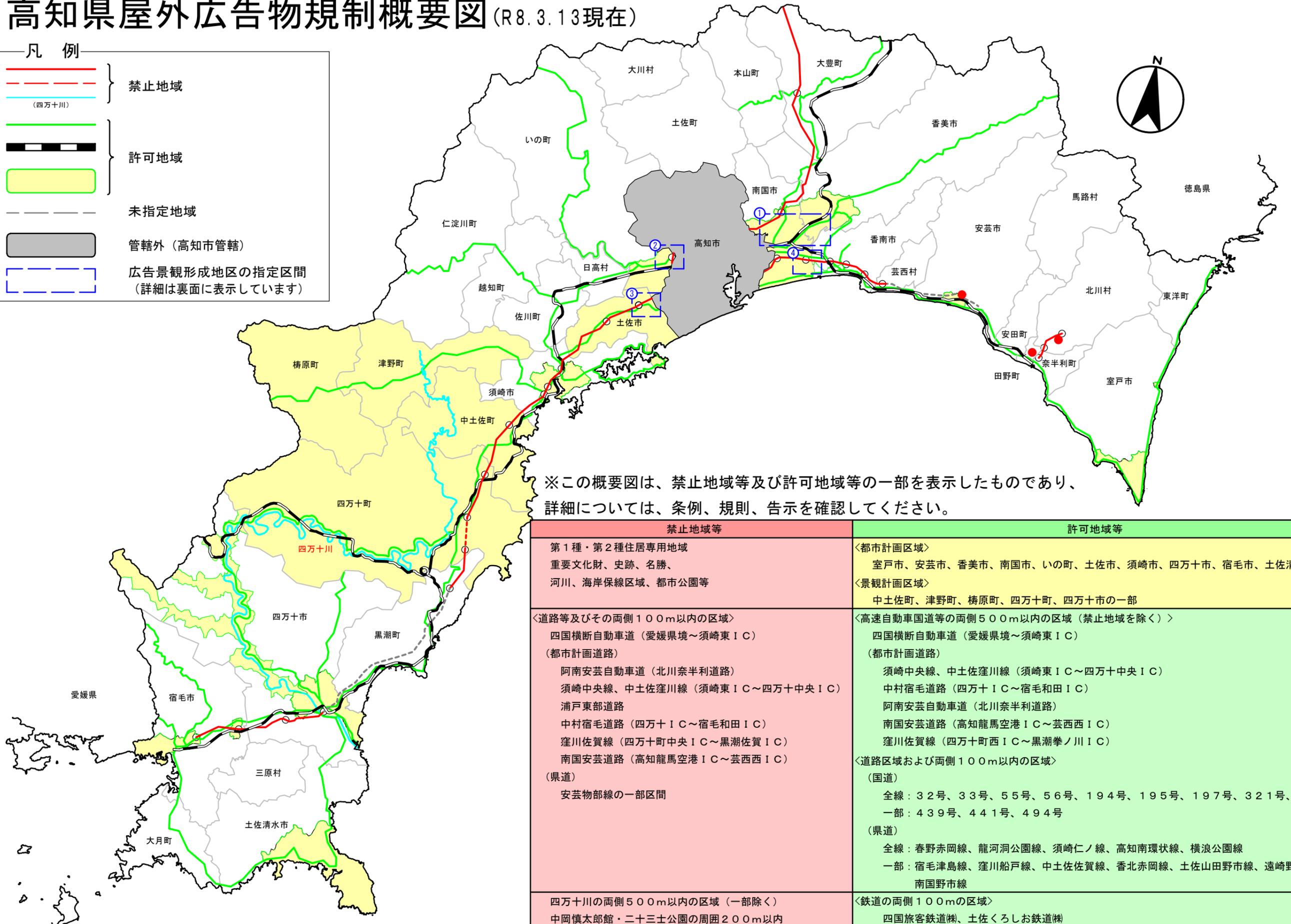
対象地域（下記のうち指定区域等については、次表に記載）	
1	指定市町村に所在する都市計画区域
2	市民農園
3	名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域
4	景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）
5	地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域（知事が指定する区域を除く。）
6	道路・鉄道等の指定区間、高速道路等の休憩所等、道の駅等
7	道路の沿道の指定区域
8	鉄道等の沿線の指定区域
9	河川区域・海岸保全区域の付近の指定区域
10	湖沼、溪谷、海浜、高原、山、及びこれらの付近の指定区域
11	港湾、漁港、空港、駅前広場、及びこれらの付近の指定区域
12	前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして指定する地域又は場所

指定区域等（許可地域等として指定された区域等。詳細はP. 133～P. 134の告示を参照）			
都市計画区域	室戸市、安芸市、香美市、南国市、いの町、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市		
景観計画区域	中土佐町、津野町、梶原町、四万十町、四万十市及び本山町の一部		
道路区域及び両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）	国 道	全線	32号、33号、55号、56号、194号、195号、197号、321号、381号
		一部区間	439号（四万十市内、本山町内）、441号（四万十市内、旧西土佐村内除く）、494号（須崎市内、佐川町内）
	県 道	全線	春野赤岡、龍河洞公園、須崎仁ノ、高知南環状、横浪公園
		一部区間	宿毛津島（宿毛市内）、香北赤岡（香南市内、旧香我美町内除く）、土佐山田野市（香南市内）、南国野市（香南市内） 窪川船戸（四万十町の都市計画区域）、中土佐佐賀（中土佐町及び黒潮町の都市計画区域内）、遠崎野市（国道55号との交差点から県道南国野市との接点までの区間）
道路の両側500m以内の区域（展望可能なものに限る。）	1 四国横断自動車道の愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間 2 都市計画道路須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。） 3 中村宿毛道路 4 阿南安芸自動車道のうち北川奈半利道路 5 都市計画道路南国安芸線の高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間 6 都市計画道路窪川佐賀線の四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間		
鉄道等の両側100m以内の区域（展望可能なものに限る。）	四国旅客鉄道株式会社、土佐くろしお鉄道株式会社の路線		

高知県屋外広告物規制概要図 (R8.3.13現在)

凡例

	禁止地域
	許可地域
	未指定地域
	管轄外 (高知市管轄)
	広告景観形成地区の指定区間 (詳細は裏面に表示しています)

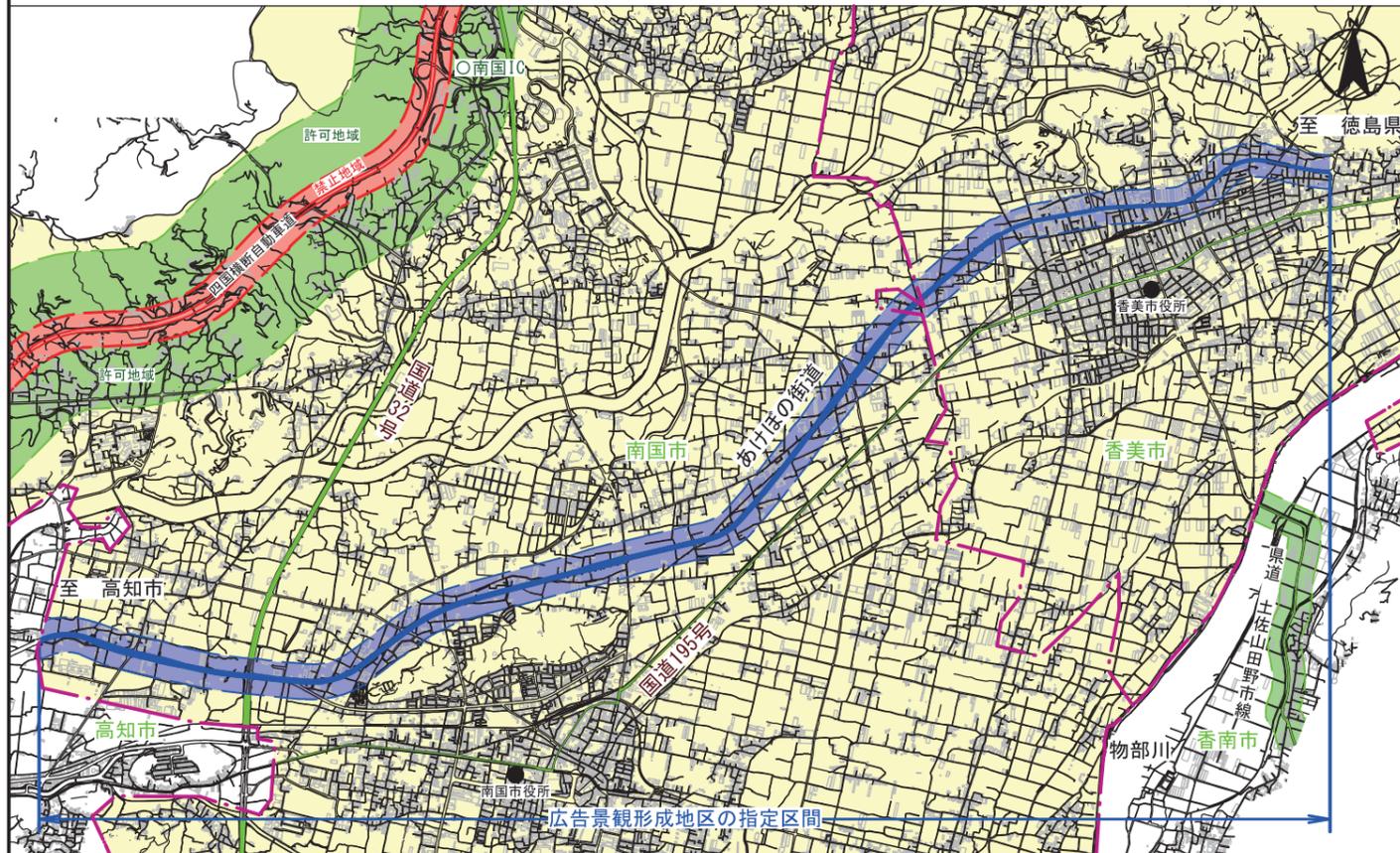


※この概要図は、禁止地域等及び許可地域等の一部を表示したものであり、詳細については、条例、規則、告示を確認してください。

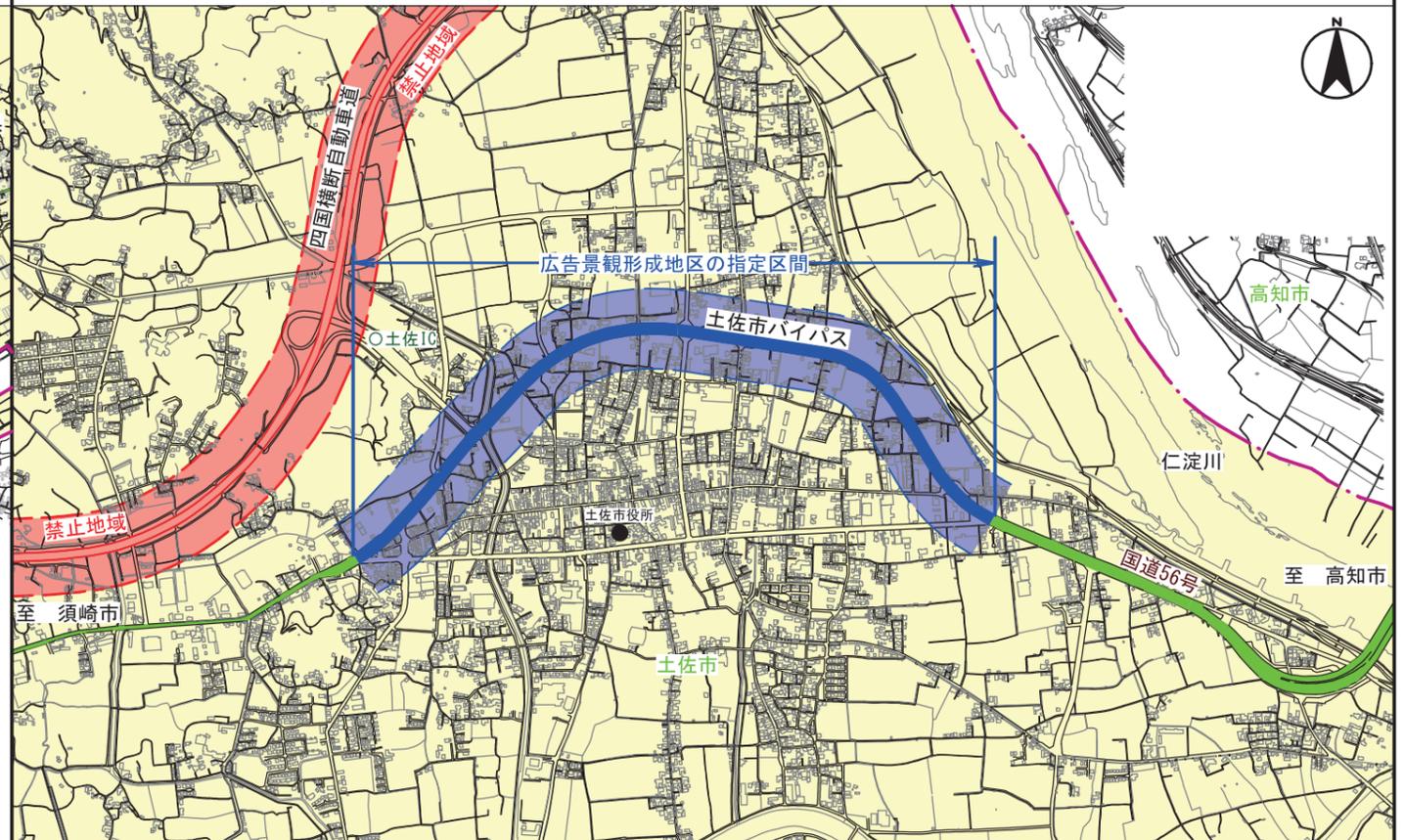
禁止地域等	許可地域等
第1種・第2種住居専用地域 重要文化財、史跡、名勝、 河川、海岸保線区域、都市公園等	<都市計画区域> 室戸市、安芸市、香美市、南国市、いの町、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市 <景観計画区域> 中土佐町、津野町、梶原町、四万十町、四万十市の一部
<道路等及びその両側100m以内の区域> 四国横断自動車道(愛媛県境～須崎東IC) (都市計画道路) 阿南安芸自動車道(北川奈半利道路) 須崎中央線、中土佐窪川線(須崎東IC～四万十中央IC) 浦戸東部道路 中村宿毛道路(四万十IC～宿毛和田IC) 窪川佐賀線(四万十町中央IC～黒潮佐賀IC) 南国安芸道路(高知龍馬空港IC～芸西西IC) (県道) 安芸物部線の一部区間	<高速自動車国道等の両側500m以内の区域(禁止地域を除く)> 四国横断自動車道(愛媛県境～須崎東IC) (都市計画道路) 須崎中央線、中土佐窪川線(須崎東IC～四万十中央IC) 中村宿毛道路(四万十IC～宿毛和田IC) 阿南安芸自動車道(北川奈半利道路) 南国安芸道路(高知龍馬空港IC～芸西西IC) 窪川佐賀線(四万十町西IC～黒潮拳ノ川IC) <道路区域および両側100m以内の区域> (国道) 全線：32号、33号、55号、56号、194号、195号、197号、321号、381号 一部：439号、441号、494号 (県道) 全線：春野赤岡線、龍河洞公園線、須崎仁ノ線、高知南環状線、横浪公園線 一部：宿毛津島線、窪川船戸線、中土佐佐賀線、香北赤岡線、土佐山田野市線、遠崎野市線 南国野市線
四万十川の両側500m以内の区域(一部除く) 中岡慎太郎館・二十三士公園の周囲200m以内 安芸市街なみ環境整備促進地域	<鉄道の両側100mの区域> 四国旅客鉄道(株)、土佐くろしお鉄道(株)

規制概略図

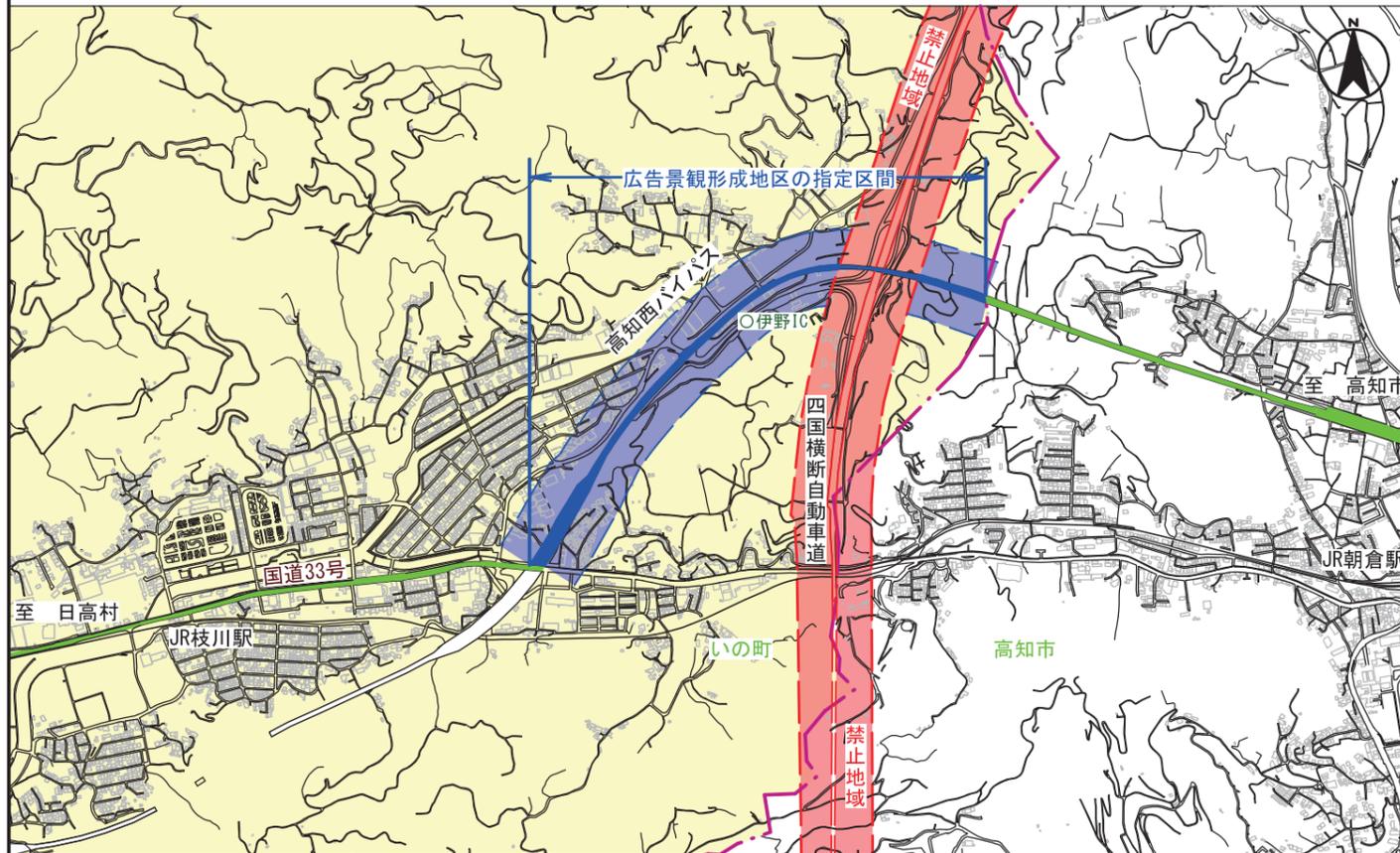
① 広告景観形成地区の指定区間（あけぼの街道）



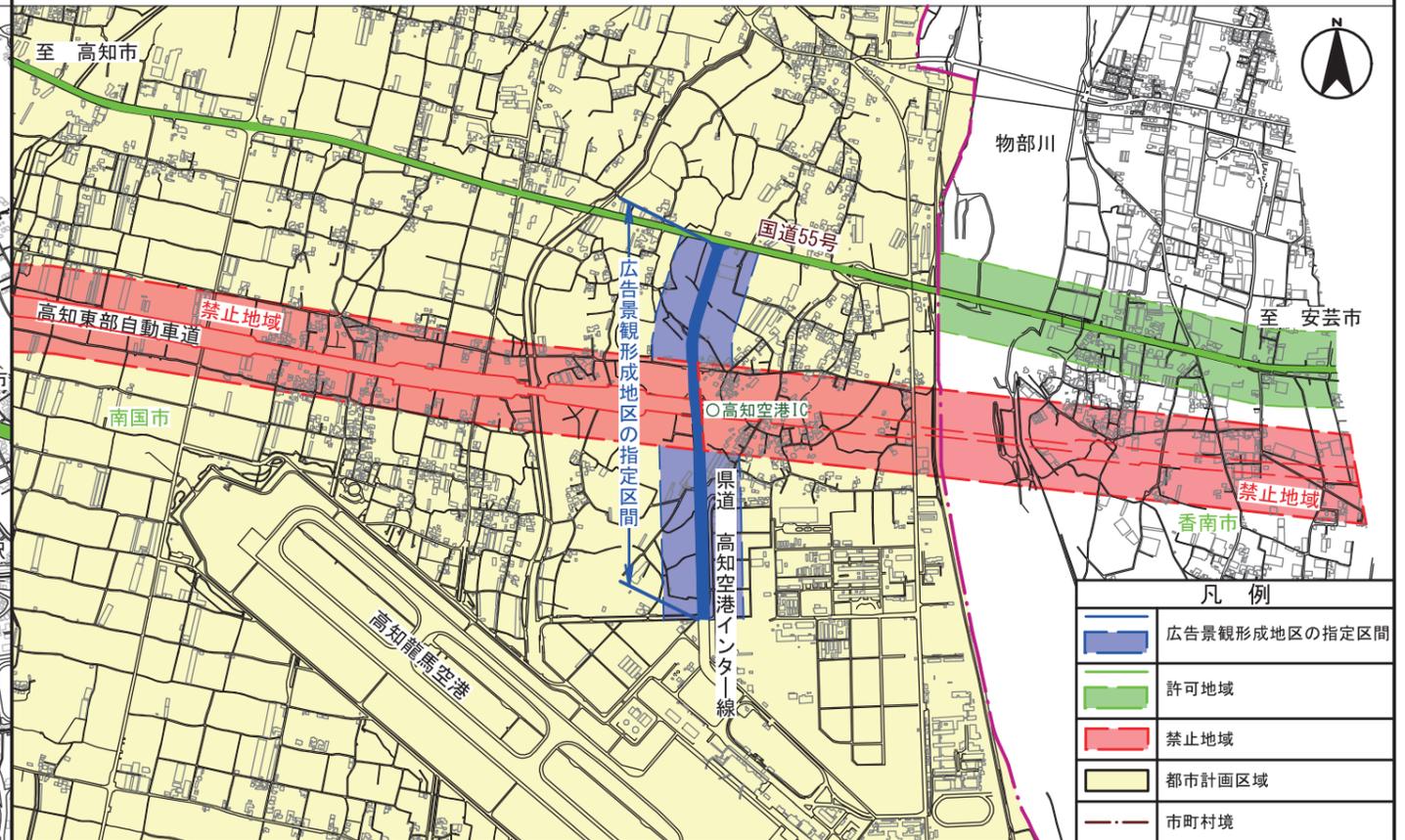
③ 広告景観形成地区の指定区間（土佐市バイパス）



② 広告景観形成地区の指定区間（高知西バイパス）



④ 広告景観形成地区の指定区間（県道 高知空港インター線）



凡例

	広告景観形成地区の指定区間
	許可地域
	禁止地域
	都市計画区域
	市町村境

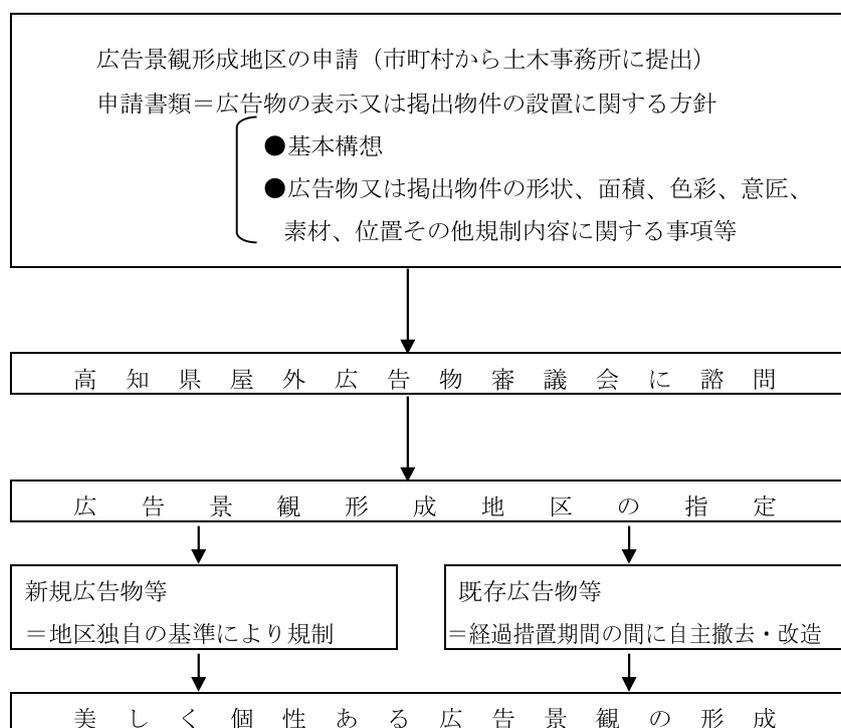
10 個別地区制度（条例第6条～第8条）

(1) 広告物活用地区

市町村長の申請に基づき、禁止地域等以外の地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物又は掲出物件が重要な役割を果たしていると認める区域を指定。指定により許可の基準が緩和されることとなる。

(2) 広告景観形成地区

市町村長の申請に基づき、禁止地域等又は許可地域等において、良好な景観を保全し、又は創出するため、秩序ある又は節度ある広告物又は掲出物件による景観の形成が特に必要であると認める区域を指定。市町村独自の景観に対する考え方に沿って、その地区の一般規制規定より厳しい規制を行う。さまざまな面から厳しい規制を行う地区については、許可手数料を免除する。



(3) 広告物協定

一団の土地の所有者等が協定を締結して知事の認定を受ければ、その協定の基準によって広告物又は掲出物件の規制を行う。協定期間は5～30年の間で、さまざまな面から厳しい規制を行う場合は、許可手数料を免除する。

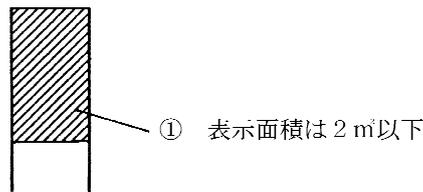
11 許可の基準（条例第12条）

許可地域等における許可の基準は、(1)個別基準及び(2)総量規制に適合するとともに、条例第11条の規格等にも適合していなければならない。なお、この条例の許可を受けた場合でも、他の法令の規定により許可等を必要とするものについては、その許可等を受けるまでは表示し、又は設置することができない。

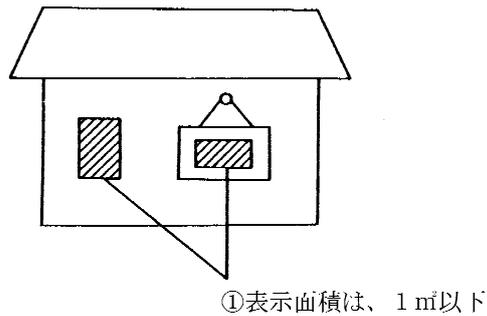
(1) 個別基準

表示面積は、「1面」と特記しているものを除き、1基（1本）あたりの総表示面積で算定する。

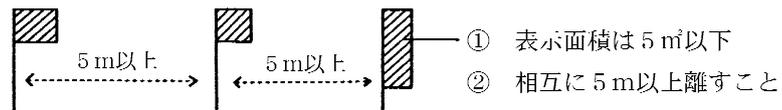
A 立看板等



B はり紙及びはり札等

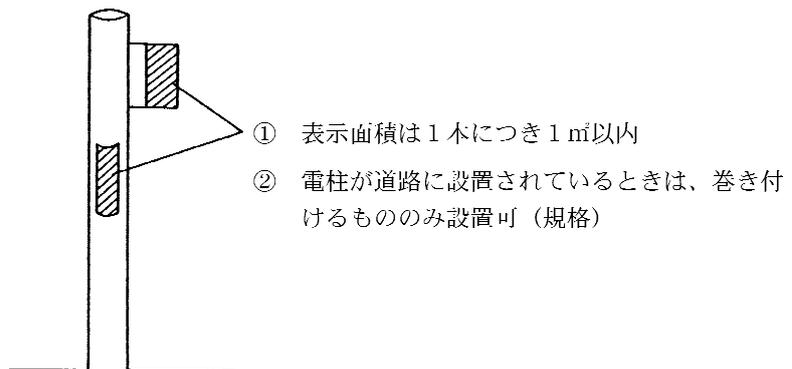


C 広告旗

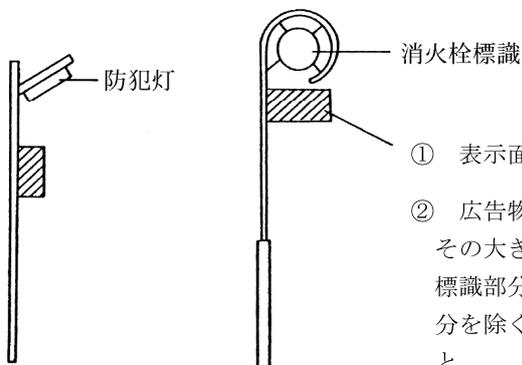


- ③ 土地又は建物等に旗ざお等を固定させて恒常的に表示し、又は設置するもの（企業の前庭の社旗ポール等、デパートの入口上部に設置された固定式の万国旗等）は近接して設置可

D 電柱等利用広告物等



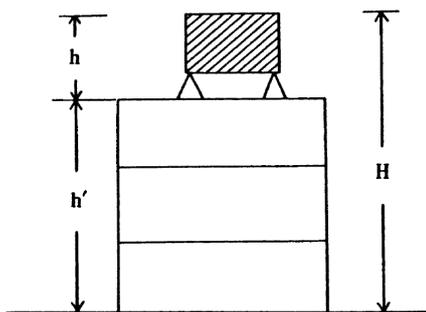
E 公益物件利用広告物等



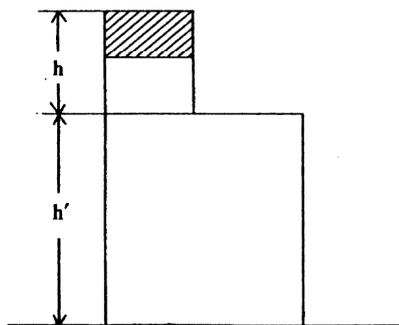
- ① 表示面積は1㎡以下
- ② 広告物等を表示の方向から見た場合におけるその大きさは、公益物件（防犯灯部分、消火栓標識部分及びポール部分を含み、広告物等の部分を除く）と同じ大きさ又はそれより小さいこと。

<その他さまざまな形態のものが想定される。>

F 屋上広告物等

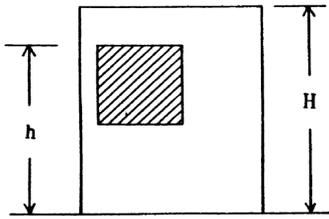


- ① Hが15m以下のとき …規制なし
 Hが15mを超え、51m以下のとき
 …hは $\frac{1}{2}h'$ 以下
 Hが51mを超えるとき…hは3m以下



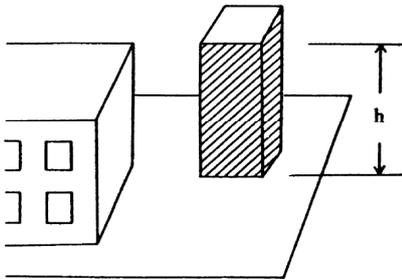
- ② 屋上の工作物、階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するもの上部に広告物等を設置する場合は、これらの工作物等も広告物等の縦の長さを含めて算定する(表示面積の算定には含めない)。
- ③ 建物の壁面又はひさしの端の垂直面状を超えて外部に突き出していないこと(規格)。

G 壁面等広告物等



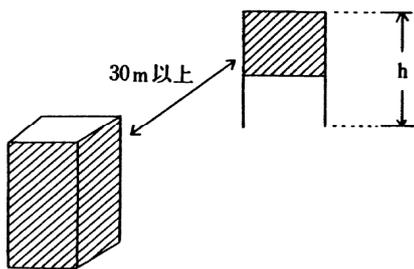
- ① Hが51m以下のとき…表示面積は、壁面面積の $\frac{1}{2}$ 以下
 Hが51mを超えるとき…表示面積は、壁面の51m以下の部分の面積の $\frac{1}{2}$ 以下
- ② hが51mを超えるとき…広告物等の縦の長さは3m以下
- ③ 広告物等の一部が、当該広告物等を表示し、又は設置している壁面を超えて突き出していないこと(規格)。

H 敷地内独立広告物等



- ① 表示面積は1面50㎡以下、かつ1基につき140㎡以下
- ② 高さは15m以下

I 野立て広告物等

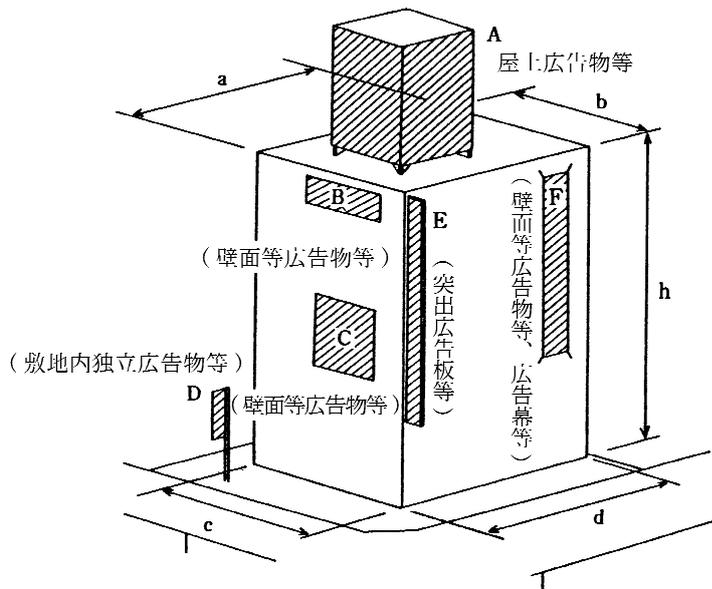


- ① 表示面積は1面50㎡以下、かつ1基につき140㎡以下
- ② 高さは15m以下
- ③ 野立て広告物等相互間の距離は30m以上離れていること(許可を受けた野立て広告物等の相互間に適用するものであり、違反の野立て広告物等及び適用除外の野立て広告物等との間には、距離の規定はない)。

(2) 総量規制

区 域	建物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計
第1種禁止地域等 第2種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の10分の3以下
許 可 地 域 等	〃 10分の5以下

備考 1 建物の高さが51mを超えるときは、51mを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない。
2 建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面については、この表の壁面面積に算入しない。



総壁面面積(W)

$$= (a + b + c + d) \times h \text{ (最高 51m)}$$

広告物等の総表示面積

$$= A + B + C + E + F \leq W \times \frac{3}{10}$$

(第1種禁止地域等
第2種禁止地域等)

$$= A + B + C + E + F \leq W \times \frac{5}{10}$$

(許可地域等)

12 適用除外（条例第9条）

社会との調和を図り、一定の範囲内で条例の規制の枠外となる制度である。

(1) 適用除外の広告物等

次の表のうち、○印が適用除外となる規定である。例えば、「他の法令の規定により表示し、又は設置するもの」については、この表のすべての地域で許可を受けずに設置することができる。なお、この場合においても、規格（条例第11条）の規定は適用される。

項・号	広告物等の種類	例	適用除外となる規定		
			禁止地域等 禁止物件 許可地域等	広告物 活用地区	広告景観 形成地区・ 広告物協定
1-1	他の法令の規定により表示し、 又は設置するもの	建築確認の表示	○	○	○
1-2	公職選挙法の規定に基づく選挙 運動のために表示し、又は設置 するもの	選挙ポスター （選挙期間中の もの）	○	○	○
1-3	国又は地方公共団体が表示し、 又は設置するもの	観光地案内地図	○	○	○
1-4	公益のため表示し、又は設置す るもので、知事が認めるもの→ (2)参照	P T Aが設置した 交通安全標語	○	○	○
1-5	公益上必要な施設又は物件に寄 贈者名等を表示し、又は設置す るもので、規則で定める基準に 適合するもの→ (2)参照	塑像土台部の寄贈 者名表示プレート	○	○	○
1-6	臨時的、仮設的又は慣習的なも ので、規制で定めるもの→ (2) 参照	よさこい祭り演舞 場の表示	○	○	○
1-7	人、動物、車両、電車、汽車、 船舶、航空機等に表示し、又は 設置するもの	車体広告	○	○	○
2-1	※自家用広告物等で、規則で定 める基準に適合するもの→(2) 参照	○○商店	○	○	別途基準
2-2	自己の管理する土地又は物件に 管理上の必要に基づき表示し、 又は設置するもので、規則で定 める基準に適合するもの→ (2)参照	危険・立入禁止！	○	○	別途基準

※ 自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(2) 適用除外の基準

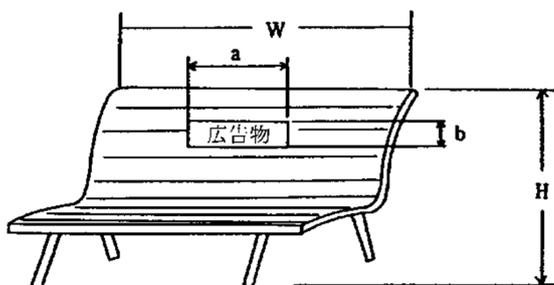
適用除外となる広告物等のうち、適用除外基準を有するものは、次のとおりである。

①

項・号	1-4	公益のため表示し、又は設置するもので、知事が認めるもの
<p>次の広告物等について土木事務所長が認定することとする。(ただし関係機関等に協議し、同意を得たもの。)</p> <p>ア 行政機関との連名等、行政機関の直接の関与のもとに設置されたことが外見上明らかであるもの。</p> <p>イ 土木事務所長が公益性と設置の必要性を認めるもの。</p> <p>(ア) 営利的な要素が全くなく、目的も社会通念上疑義をさしはさむ余地がなく、設置の場所も適当と認められるもののみ、土木事務所長が認定する。</p> <p>ウ 上記ア、イ以外では、行政機関が公益性と設置の必要性を公文書(意見書)をもって認めるもののみ認定する。</p> <p>(ア) 公益性と設置の必要性を認める行政機関とは、広告する内容によって異なる。広告物等を表示設置しようとする者は、関係の深いと思われる行政機関に意見書の発行を依頼すること。意見書等の標準書式はP.185~P.186のとおりであり、必ずしもこの様式によることを要しないが、意見書は上記2点についての意見が付され、かつ公印が押されたものでなくてはならない。</p> <p>(イ) どの行政機関も公益性と設置の必要性を認めないものは、公益的な内容が表示されていても、一般の広告物等として取り扱う。</p> <p>(ウ) 道路交通の安全上支障があると認められるものや商業行為が明らかなものについては、行政機関の意見書がある場合であっても認定を行わないことがある。</p>		

②

項・号	1-5	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの
<p>(規則第5条第1項)</p> <p>表示面積が0.5㎡以下であり、かつ広告物等を表示の方向から見た場合における当該広告物等を表示し、又は設置する施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積(当該広告物等の表示面積を除く。)の10分の1以下であること。</p>		



外郭線内面積 = $H \times W$

$$\frac{1}{10} (H \times W - a \times b) \geq a \times b \leq 0.5 \text{ m}^2$$

③

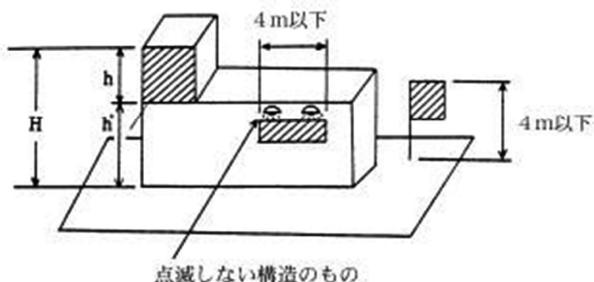
項・号	1-6	臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの
<p>(規則第5条第2項)</p> <p>次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示し、又は設置するもの</p> <p>イ 講演会、展覧会、音楽会その他これに類する催物のために、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの</p> <p>ウ 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和し、かつ宣伝の用に供されていないもの</p> <p>エ 前3号に掲げるもののほか、臨時的、仮設的又は慣習的なもので、知事（土木事務所長）が特に認めるもの</p>		

④

項・号	2-1 2-2	自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
<p>(規則第5条第3項)</p> <p>ア 第1種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は4㎡以下であること。</p> <p>イ 第2種禁止区域等（第1種（第2種）中高層住居専用地域）、許可地域等又は広告物活用地区において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は10㎡以下であること。</p> <p>ウ 屋上広告物等のときは、その高さが当該屋上広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること。</p> <p>エ 広告物等が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。</p> <p>オ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>カ 自己の管理する物件（建物を除く。）に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、その表示面積が、当該広告物等を表示の方向から見た場合における当該広告物等を表示し、又は設置する物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積（当該広告物等の表示面積を除く。）の10分の1以下であること。</p> <p>キ 許可地域等の許可の基準に適合しているものであること。</p>		

表示面積は

第1種禁止地域等	4㎡以下
第2種禁止地域等 許可地域等 広告物活用地区	10㎡以下

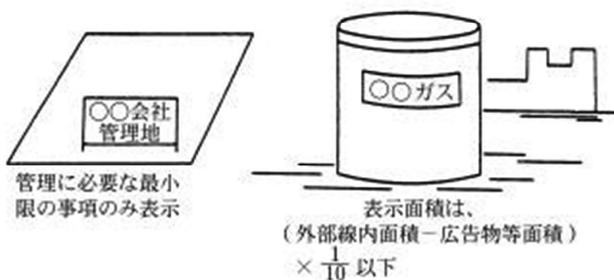


Hが15m以下のとき…hは $\frac{1}{2}H$ 、かつ4m以下

※ hが $\frac{1}{2}H$ 以上のときは、適用除外とはならないが、許可地域等又は広告物活用地区であれば、許可は可能

Hが15mを超え51m以下のとき…hは4m以下

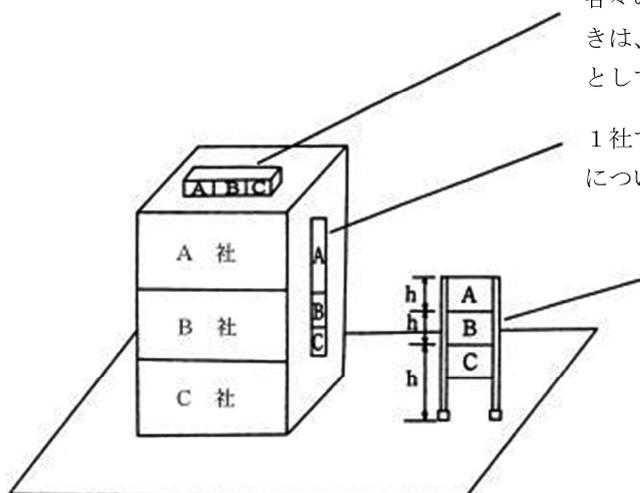
Hが51mを超えるとき…hは3m以下



許可地域等の許可の基準（個別基準及び総量規制）に適合するとともに、規格に適合しているものであること。

各々の企業の表示部分が適用除外基準に該当するときは、全体で適用除外基準を超えていても適用除外として取り扱う。

1社でも適用除外基準を超えるものがあれば、全体について適用除外としての取扱いはしない。



hがいずれも4m以下でなければ、全体について適用除外としての取扱いはしない。

いずれの広告物等も、全体について許可地域等における許可の基準に適合しなければならない。

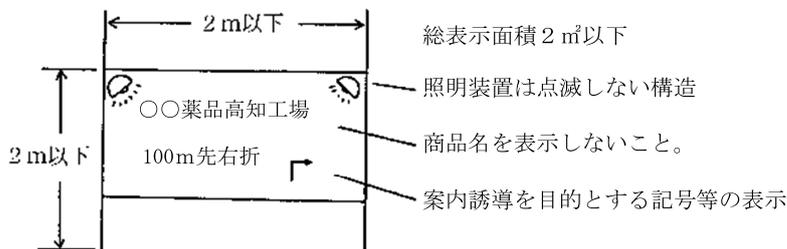
表示内容を記載した図面の提示がある場合、又は現実に表示がある場合にのみ適用する。

(3) 一部禁止地域等における例外的許可

禁止地域等のうち広範な区域を指定する一部の地域について、一律に自家用広告物等など適用除外となる広告物等以外の広告物等を禁止すると、かえって住民に不利益となると認められるものについて、広告物等の種類を限定して例外的に表示又は設置を認める規定。認められるのは、案内誘導広告物等及び公益物件利用広告物等である。

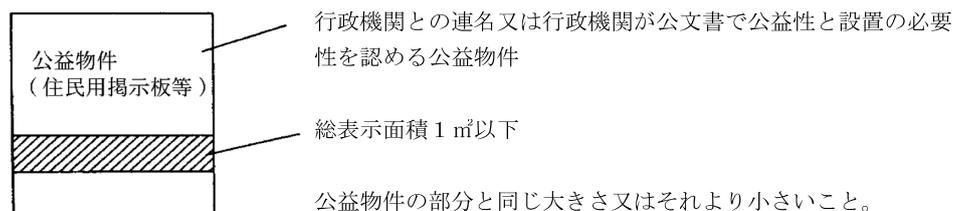
①

項・号	3-1	自己の住所又は事務所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
<p>(規則第5条第5項、別表第2-1)</p> <p>ア 自己の住所又は事務所、営業所若しくは作業場の名称、方向、距離、略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示するものであること。</p> <p>イ 事業内容を表示するときは、必要な最小限のものであること。</p> <p>ウ 商品名を表示しないこと。</p> <p>エ 縦及び横の長さはそれぞれ2m以下、かつ、表示面積は2㎡以下であること。</p> <p>オ 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。</p> <p>カ 1の事業所、営業所又は作業場につき4基以下であること。</p>		



②

項・号	3-2	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（公益性を有する物件で、それ自身が公衆の利便に供されるものをいい、知事が認めるものに限る。）に表示し、又は設置するもので、規則に定める基準に適合するもの
<p>ア 公益物件…行政機関との連名等行政機関の直接の関与のもとに設置されたことが明らかであるもの、又は行政機関が当該物件の公益性と設置の必要性を公文書をもって認めるものに限り土木事務所長が認定する。</p> <p>公文書の標識書式等については、条例第9条第1項第4号の場合と同じ（P. 185～P. 186参照）。</p> <p>なお、公益物件利用広告物等が掲出されている公益物件の公益性と設置の必要性を認める行政機関とは、それぞれの公益物件の性格により異なる。一般的に消火栓標識であれば消防署、観光地図であれば市町村の観光担当課、住民用掲示板であれば、市町村の住民自治担当課、道路照明であれば、その目的が防犯又は交通安全のものは警察署、商店街振興のものは市町村の産業振興担当課である。なお、いずれの行政機関もその物件の公益性と設置の必要性を認めない場合は、一般の広告物等として取り扱う。</p> <p>イ (規則第5条第5項、別表第2-2)</p> <p>表示面積は1本又は1基につき1㎡以下であり、かつ、広告物等を表示の方向から見た場合における当該広告物等を表示し、又は設置する公益物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積（当該広告物等の表示面積を除く。）以下であること。</p> <p>ウ 許可地域等及び広告物活用地区における許可基準も同じで、同様の処理となる。</p>		



(4) 政治活動における適用除外 (条例第9条、規則第5条第6項)

政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、許可地域等において許可を受けずに表示し、又は設置することができる。

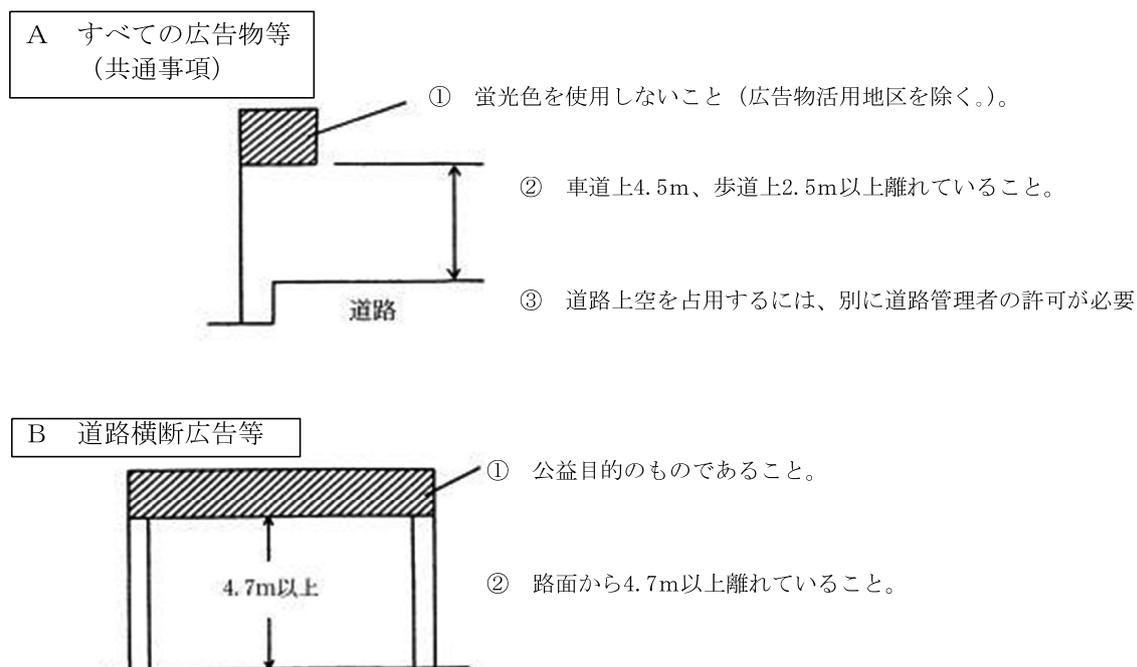
13 禁止広告物等 (条例第10条)

次の広告物等は、県内全域において表示し、設置し、又は放置することができない。

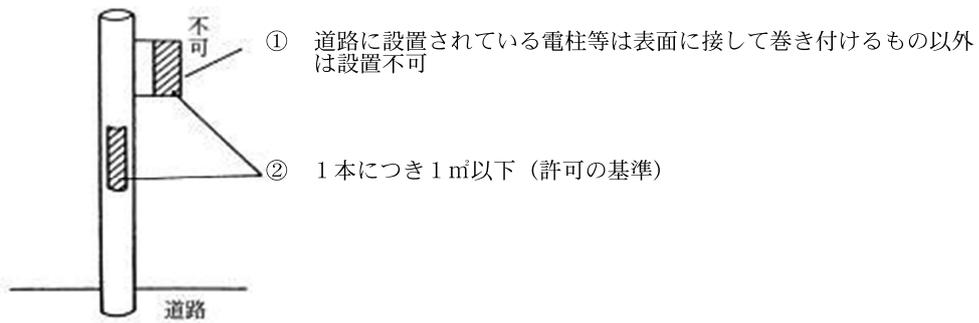
- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料その他の表層物のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊、落下又は飛散のおそれのあるもの
- (4) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

14 規格 (条例第11条)

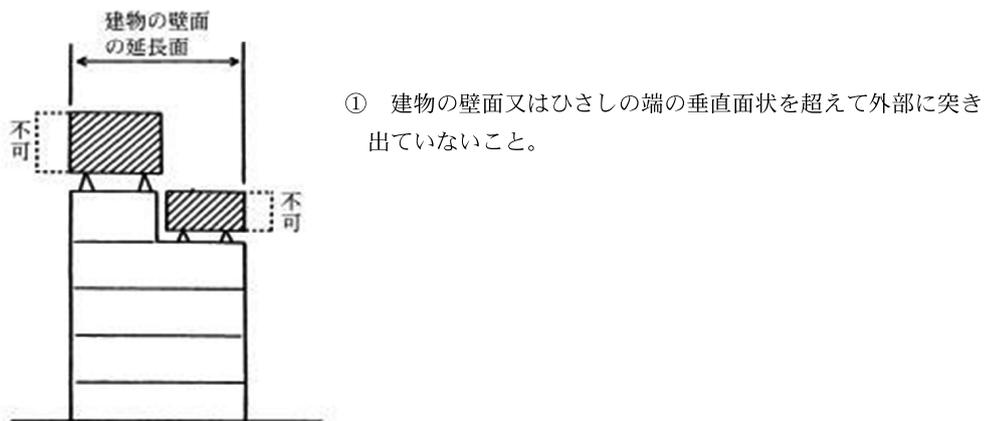
規則で定める一定の種類 of 広告物等は、規格 (一定の種類 of 広告物等に共通する表示又は設置の基準をいう。) に適合していなければならない。



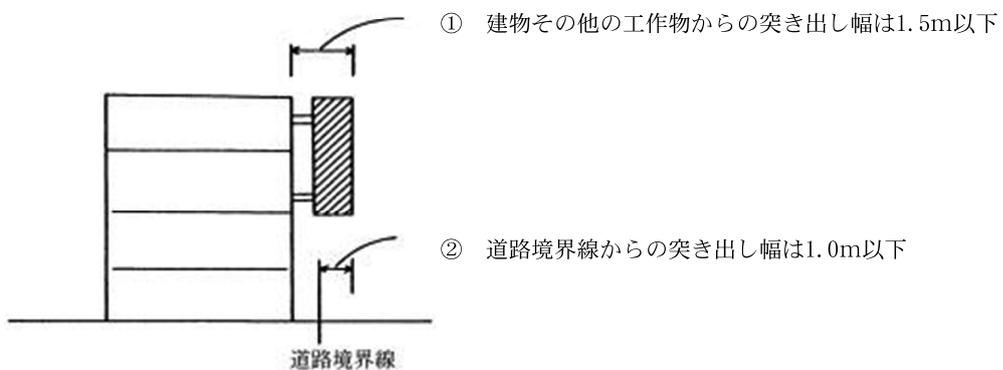
C 電柱等利用広告物等



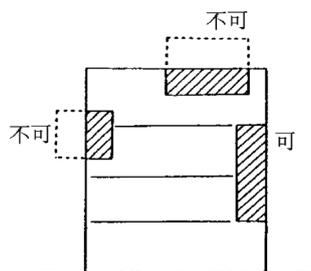
D 屋上広告物等



E 突出広告板等



F 壁面等広告物等



- ① 建物の屋上（建物の屋上の工作物、階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものを除く。）の高さ以上に突き出していないこと。
- ② 他の壁面の延長面状を超えて突き出していないこと。

15 許可の期間及び期間の更新の許可（条例第14条・第15条）

許可の期間は次表のとおりであり、この期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、許可の期間の更新の許可を受けなければならない。

広 告 物 等 の 種 類	許 可 の 期 間
立看板等、はり紙、はり札等、広告旗（土地又は建物等に旗ざお等を固定させて、恒常的に表示し、又は設置するものを除く。）、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物又は掲出物件	6 月 以 内
上記の種類以外の広告物又は掲出物件	3 年 以 内

- (1) 許可の期間が3年以内とされているものの新規又は変更の許可の場合の許可期限は、特別な事情のある土木事務所を除き、原則として設置の日から2年を超え3年以内の3月の末日とする。
- (2) 特例的な処理を行う場合は、許可の期間を短縮することがある。

16 広告物等の管理義務（条例第19条）

広告物等は常に良好な状態に管理する必要がある、広告物等の表示設置の申請をしようとするときは、県内在住の管理者を定めて、申請書に記入する必要がある。この場合において、その広告物等が自家用広告物等以外のもので、表示面積が30㎡を超えるものであるときは、管理者は屋外広告士等又は建築士であって屋外広告物講習会の修了者等でなければならない。

17 広告物等の点検義務（条例第19条の2）

許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件（簡易な広告物又は掲出物件を除く。）の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無を点検しなければならない。

点検は、許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行うものとし、広告物等安全点検結果報告書を許可申請書に添付して提出しなければならない。

上記の簡易な広告物又は掲出物件とは、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利用広告物等（電柱等の表面を直接塗装したもの又は電柱等の表面に接して巻き付けたものに限る。）又は壁面等広告物等（壁面等の表面を直接塗装したものその他これに類するものに限る。）である。

また、広告物又は掲出物件が、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものであるときは、屋外広告士、屋外広告物講習会を修了者等の建築士、若しくは屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者に点検させなければならない。

18 許可手数料（条例第51条）

広告物等の区分		単 位	手 数 料
はり紙		100枚までごと	500 円
はり札		10枚までごと	500
はり紙及びはり札以外の広告物又は掲出物件で、許可の期間が規則で6月以内と定められているもの		1 基	600
上記以外の 広告物又は 掲出物件	表示面積（広告物を掲出する物件にあっては、表示可能面積）が 2平方メートル未満のもの	1 基	1,400
	2平方メートル以上 5平方メートル未満のもの		2,300
	5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの		3,500
	10平方メートル以上 15平方メートル未満のもの		5,500
	15平方メートル以上 20平方メートル未満のもの		6,900
	20平方メートル以上 30平方メートル未満のもの		9,500
	30平方メートル以上 40平方メートル未満のもの		12,700
	40平方メートル以上 50平方メートル未満のもの		17,000
50平方メートル以上のもの			20,100円に50平方メートルを超える面積が10平方メートルごと（10平方メートル未満の端数は、切り捨てる。）に3,100円を加算して得た額

（高知県収入証紙で納付）

19 表示面積の算定

(1) 1基の広告物等に、複数の種類（企業）の広告がある場合は、原則として全体の表示面積を合算して算定する。表示面積割合による案分は行わない。ただし、申請者が特に希望し、かつ土木事務所長がやむを得ないと認める場合に限り、例外的に各種類（企業）別に申請を受け付け、別個に表示面積を算定することがある（合算の場合よりも割高になる。）。この場合、許可の期限は原則として1基の広告物等について同一とする。

なお、屋外広告物を掲出する物件が専ら広告物等を表示することを目的としない場合には、その物件に掲出される広告物等は別個に表示面積を算定するものとする（例えば、建物に複数の種類の広告のある突出広告板等が2基設置されている場合は、各突出広告板等ごとに表示面積を算定するが、2基の合算はしない。）。

(2) 屋外広告物を掲出する物件が、専ら屋外広告物を表示することを目的としない場合は、一体となって1つの広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。

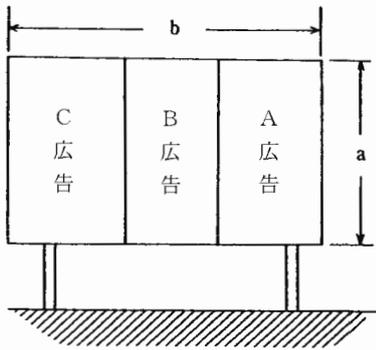
(3) 空間部分のある広告物等については、一体となって1つの広告内容を表示しているのであれば、空間部分も含めて表示面積を算定する。

(4) 平面状の広告物等の表示面積の算定は、当該表示面を内包できる2つまでの長方形又は正方形の組み合わせの面積を算定する。三角形、台形、円形等は使用しない。

(5) 立体的な広告物等の表示面積の算定は、当該広告物等の側面積を合計して算定するが、各側面の側面積の算定は、前項の平面状の広告物等の例により行う。球状の広告物等については、当該広告物等を内包できる正四角柱の側面積を算定する。

(6) 表示面積の縁に一体として枠や点滅灯等が組み込まれている場合は、その枠組み等の面を含めて算定する。

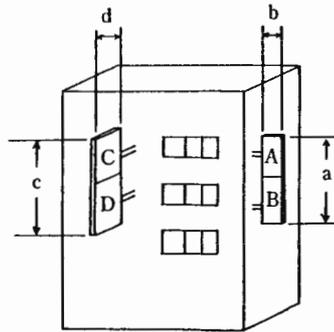
(7) 敷地内独立広告物等、野立て広告物等については、脚台、支柱等を除いて算定する。



表示面積 = $a \times b$
 両面の場合は $a \times b \times 2$ 面

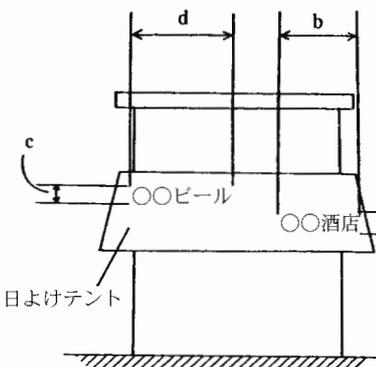
全体の表示面積を合算する。

支柱等は除く。



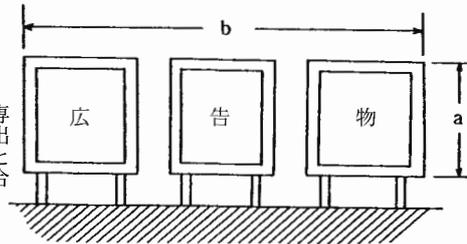
表示面積 = $a \times b$
 $= c \times d$

建物は専ら広告物等を掲出することを目的としていないので「A・B」と「C・D」の合算はしない。(建物への塗装も同様)



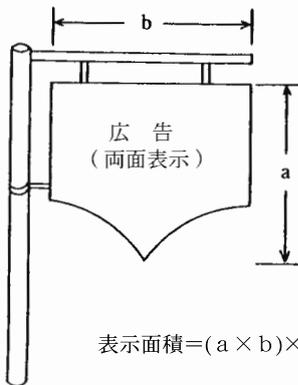
表示面積 = $a \times b$
 $= c \times d$

日よけテントは専ら広告物等を掲出することを目的としていないので合算はしない。



表示面積 = $a \times b$

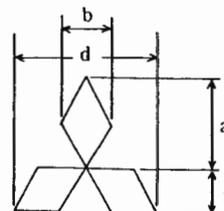
1つの広告内容の空場合部分も算定する。



表示面積 = $(a \times b) \times 2$ 面

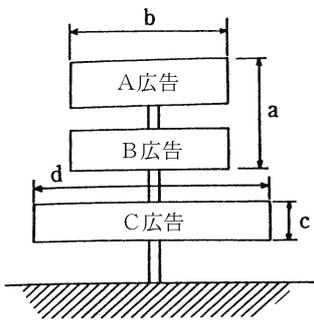
長方形又は正方形の面積を算定する。

1基の総表示面積を算定する。



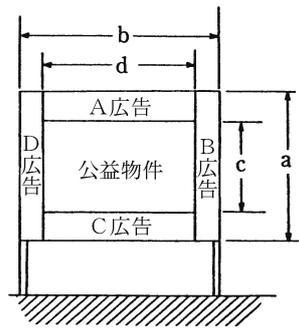
表示面積 = $a \times b + c \times d$

三角形は使用せず、長方形又は正方形の組み合わせで算定する。



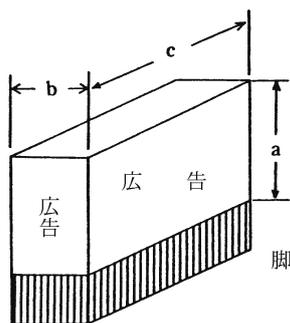
表示面積 = $a \times b + c \times d$

2つまでの長方形
又は正方形の組み
合わせで算定する。



表示面積 = $a \times b - c \times d$

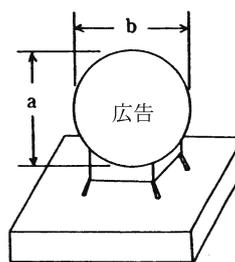
2つまでの長方形
又は正方形の組み
合わせで算定する。



表示面積 = $(a \times b) \times 2 \text{面} + (a \times c) \times 2 \text{面}$

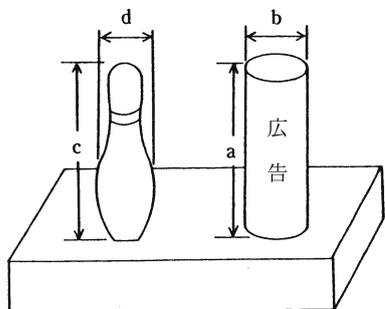
立体的な広告物等は
側面積を合算して算
定する。
社会通念上広告物等
を掲出しないことが
明らかな面は合算し
ない。

脚台は算定しない。



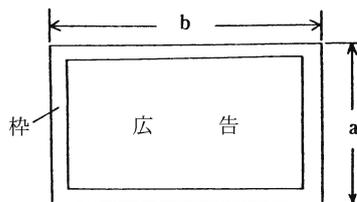
表示面積 = $a \times b \times 4 \text{面}$

正四角柱として
側面積を算定する。



表示面積
= $a \times b \times 4 \text{面}$
= $c \times d \times 4 \text{面}$

長方体として
側面積を
算定する。



表示面積 = $a \times b$

枠組みを
含んで算
定する。

20 屋外広告物規制一覧表

種類	地域	基準(規則)	適用除外
禁止地域等	<p>①都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区(知事が指定する区域に限る。)、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区(知事が指定する区域を除く。)</p> <p>②準景観地区のうち市町村条例により規制される地域(知事が指定する区域)</p> <p>③地区計画等形態意匠条例により制限をうける地域(知事が指定する区域)</p> <p>④市民農園整備促進法の市民農園(知事が指定する区域を除く。)</p> <p>⑤文化財保護法の重要文化財等(定着性を有するもの)及びその周辺で知事が指定する区域</p> <p>⑥高知県文化財保護条例で指定された保護有形文化財等(定着性を有するもの)及びその周辺で知事が指定する区域</p> <p>⑦森林法の風致保安林のある地域(知事が指定する区域を除く。)</p> <p>⑧自然環境保全法による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び高知県自然環境保全条例による高知県自然環境保全地域、緑地環境保全地域</p> <p>⑨都市樹木保存法で指定された保存樹林のある地域</p> <p>⑩高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所等を除く。)</p> <p>⑪道路及び鉄道等知事が指定する区間(道の駅等を除く。)</p> <p>⑫道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域</p> <p>⑬都市公園法及び社会資本整備重点計画法施行令による都市公園及び緑地</p> <p>⑭河川法による河川区域及び海岸法による海岸保全区域の全て並びにこれらの付近で知事が指定する区域</p> <p>⑮湖沼、渓谷、海浜、高原、山及びこれらの付近で知事が指定する区域</p> <p>⑯港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近で知事が指定する区域</p> <p>⑰官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、集会所、体育館、博物館、美術館、公衆便所の建物及びその敷地</p> <p>⑱古墳、墓地、火葬場、葬祭場</p> <p>⑳社寺及び教会の境内で、知事が指定する区域</p> <p>㉑特に良好な景観を形成し、又は風致の維持に必要なものとして知事が指定する地域又は場所</p>	<p>建築物の高さの51m以下の部分の総壁面面積の3/10以下</p> <p>①表示面積は、1基につき1㎡以下</p> <p>②広告物等は公益物件の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)</p> <p>※国又は地方公共団体が設置する街灯柱及び消火栓標識は禁止</p> <p>※国又は地方公共団体が設置する街灯柱及び消火栓標識は禁止</p> <p>①名称、方向、距離、略図等の表示に限る。</p> <p>②事業内容は、必要最小限度のものであること。</p> <p>③商品名は、表示しないこと。</p> <p>④縦及び横の長さはそれぞれ2m以下かつ表示面積は2㎡以下</p> <p>⑤照明装置付きのものは、点滅しない構造であること。</p> <p>⑥1の事業所等につき4基以下</p>	<p>①他の法令の規定により表示又は設置するもの</p> <p>②公職選挙法の選挙運動のために表示又は設置するもの</p> <p>③国又は地方公共団体が表示又は設置するもの</p> <p>④公益のため表示又は設置するもので土木事務所長が認めるもの</p> <p>⑤公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>ア表示面積は0.5㎡以下、かつ、設置する施設等の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)の1/10以下</p> <p>⑥臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの(規則)</p> <p>ア冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示又は設置するもの</p> <p>イ講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催し物のための広告物等で、会場の敷地内に表示又は設置するもの</p> <p>ウ工事現場の板塀その他これに類する板囲いに工事期間中に限り表示されるもので、宣伝の用に供されていないもの</p> <p>エその他、臨時的、仮設的、慣習的なもので、土木事務所長が特に認めるもの</p> <p>⑦人、動物、車両、電車、自動車、船舶、航空機等に表示又は設置するもの</p> <p>⑧自家用広告物及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物等で規則の基準に適合するもの(規則)</p> <p>ア第1種禁止地域等においては、表示面積は4㎡以下かつ縦及び横の長さはそれぞれ4m以下</p> <p>イ第2種禁止地域等においては、表示面積は10㎡以下かつ縦及び横の長さはそれぞれ4m以下</p> <p>ウ屋上広告物等の高さは、建物高の1/2以下</p> <p>エ照明装置付きのものは、点滅しない構造であること。</p> <p>オ自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するものは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>カ自己の管理する物件(建物を除く。)に管理上の必要に基づき表示するものは、当該物件の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)の1/10以下</p> <p>キその他許可地域等の許可基準に適合していること。</p>
	<p>許可を受けて設置</p> <p>※第1種禁止地域等</p> <p>第1種・第2種中高層住居専用地域を除く禁止地域等</p> <p>※第2種禁止地域等</p> <p>第1種・第2種中高層住居専用地域</p>	<p>①はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの アーケード、アーチその他道路を横断する工作物の支柱 	
禁止物件	<p>①石垣、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>②街路樹、路傍樹及び都市樹木保存法で指定された保存樹</p> <p>③信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道さく、車道さく、駒止め、分離帯、植樹帯、里程標その他これらに類するもの</p> <p>④道路のうち知事が指定する区間に設置された電柱</p>		

種類	地域	基準(規則)	適用除外
禁止物件	⑥国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識 ⑦消火栓、火災報知器、送電塔、送電塔、照明塔 ⑧郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、路上変電施設 ⑨煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの ⑩形像、記念碑その他これらに類するもの及び景観重要樹木 ⑪景観重要建造物のうち知事が指定するもの及び景観重要樹木 ⑫特に良好な景観を形成し、又は風致の維持に必要なものとして知事が指定する物件 ⑬道路の路面	建築物に係る総表示面積 ①建築物の高さが51m以下の部分の総壁面積の5/10以下 ②高さが15mを超え、51m以下の広告物等の縦の長さは、当該広告物等を表示又は設置する建築物の高さの1/2以下 ③広告物等の上端までの高さが51mを超える場合の当該広告物等の縦の長さは3m以下 ④表示面積は、広告物等を表示又は設置する壁面の高さが51m以下の壁面積の5/10以下 ⑤広告物等の上端は、原則として51m以下 ⑥建築壁面の高さが51mを超える場合の51mを超える壁面に表示又は設置する広告物等の縦の長さ3m以下 ⑦広告物等の高さは、15m以下 ⑧表示面積は、1面当たり50㎡以下かつ1基につき140㎡以下 ⑨広告物等の高さは、15m以下 ⑩表示面積は、1面当たり50㎡以下かつ1基につき140㎡以下 ⑪野立て広告物等の相互間の距離は、30m以上離れていること ⑫道路上は巻き付けのみ、表示面積は1本につき1㎡以下 ⑬表示面積は、1基につき1㎡以下 ⑭広告物等は公益物件の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)以下 ※国又は地方公共団体が設置する街灯柱及び消火栓標識は禁止 (規格) 参照 ⑮表示面積は1㎡以下 ⑯電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの、アーチ等の支柱は禁止 ⑰許可期間は6月以内	①他の法令の規定により表示又は設置するもの ②公職選挙法の選挙運動のために表示又は設置するもの ③国又は地方公共団体が表示又は設置するもの ④公益のため表示又は設置するもので土木事務所長が認めるもの ⑤公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの (規則) ア表示面積は0.5㎡以下、かつ、設置する施設等の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)の1/10以下 ⑥臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの(規則) ア冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示又は設置するもの イ講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催し物のための広告物等で、会場の敷地内に表示又は設置するもの ウ工事現場の板敷その他これに類する板敷に工事期間中に限り表示されるもので、宣伝の用に供されていないもの エその他、臨時的、仮設的、慣習的なもので土木事務所長が特に認めるもの ⑦人、動物、車両、電車、船舶、航空機等に表示又は設置するもの ⑧自家用広告物等及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもので規則の基準に適合するもの (規則) ア表示面積は、10㎡以下 イ縦及び横の長さは、それぞれ4m以下 ウ屋上広告物等の高さは、建築物の1/2以下 エ照明装置付きのものであるときは、点滅しない構造であること。 オ自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するものは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。 カ自己の管理する物件(建築物を除く。)に管理上の必要に基づ
許可地域等	①知事が指定する市町村に所在する都市計画区域 ②市民農園整備促進法の市民農園 ③森林法の風致保安林のある地域 ④景観計画区域(知事が指定する区域を除く。) ⑤地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(知事が指定する区域を除く。) ⑥道路及びその沿道は道路区域から100m以内の区域(展望可能なものに限る。) ア国道及び県道は道路区域から500m以内の区域(展望可能なものに限る。) イ高速自動車国道及び自動車専用道路は道路区域から500m以内の地域(展望可能なものに限る。) ⑦道路区域で道路管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所の区域 ⑧鉄道及びその沿線で知事が指定する区域 ア鉄道の路線から100m以内の区域(展望可能なものに限る。) ⑨河川区域及び海岸保全区域の付近で知事が指定する区域 ⑩湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域 ⑪港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域 ⑫その他良好な景観を形成し、又は風致の維持に必要なものとして知事が指定する地域又は場所		

種類	地域	基準(規則)	適用除外
許可地域等		<p>立看板等</p> <p>①表示面積は2㎡以下 ②電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの、アーチ等の支柱は禁止 ③許可期間は6月以内</p> <p>広告旗</p> <p>①表示面積は5㎡以下 ②相互間の距離は5m以上離れていること(旗さお等が固定されているものを除く。) ③電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの、アーチ等の支柱は禁止 ④許可期間は6月以内</p> <p>広告幕等</p> <p>許可期間は6月以内</p> <p>アドバラン</p> <p>許可期間は6月以内</p> <p>建築物に係る総表示面積</p> <p>建築物の総壁面面積の7/10以下</p> <p>電柱等利用広告物等</p> <p>道路上は巻き付けのみ、表示面積1本につき1㎡以下</p> <p>公益物件利用広告物等</p> <p>(街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民掲示板等)</p> <p>①表示面積は、1基につき1㎡以下 ②広告物等は公益物件の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)以下 ※国又は地方公共団体が設置する街灯柱及び消火栓標識は禁止</p>	つき表示するものは、当該物件の外郭線内を一平面とした面積(広告物等の表示面積を除く。)の1/10以下 キその他許可地域等の許可基準に適合していること。
広告物活用地区	<p>①知事は、市町村長の申請に基づき、禁止地域等以外の区域において、活力ある街並みを維持する上で広告物等が重要な役割を果たしているとして認める区域を広告物活用地区として指定することができる。</p> <p>②広告物活用地区において、広告物等を表示又は設置する場合は、規則に定めるところにより、許可を受けなければならない。</p>	<p>①形成方針の中に定める(形成方針に定めがない場合は、その地区の一般規制規定を適用する。)</p>	①許可地域等の適用除外と同様
広告景観形成地区	<p>①知事は、市町村長の申請に基づき、禁止地域等又は許可地域等において、良好な景観を保全し又は創出するため、秩序ある又は節度ある広告景観の形成が特に必要であると認める区域を広告景観形成地区として指定することができる。</p> <p>②広告景観形成地区の指定を申請する市町村は、広告物等の表示又は設置に関する方針を作成して提出し、知事はこれを参酌して広告景観形成方針(以下「形成方針」という。)を定める。</p> <p>③形成方針には、次に掲げる事項を定める。 ア 広告物の表示又は設置に関する基本構想 イ 広告物等の形状、面積、色彩、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項 ウ 適用除外に関する事項 エ その他形成方針の実施に関する事項</p> <p>④知事は、相当の事由があるとき、又は市町村の申請に基づき必要と認めるときは、形成方針を変更し又は広告景観形成地区の指定を変更し若しくは解除することができる。</p> <p>⑤広告景観形成地区において、広告物等を表示又は設置する場合は、許可を受けなければならない。</p> <p>⑥形成方針が、規則の改正その他の事由によりその地区の一般規制規定を緩和するものとなったときは、その部分について定めのないものとみなす</p>	<p>①形成方針の中で定める。</p>	

種類	地域	基準(規則)	適用除外
<p>広告物協 定地区</p>	<p>①相当規模の一団の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため広告物協定を締結し、規則で定めるところにより当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。 (規則) ア 広告物協定の代表者は、広告物協定書を作成し、知事に申請しなければならない。 イ 認定は、次に掲げる要件を満たす場合に行う。 ア) 広告物協定の内容及び、地区の景観及び環境と調和し、かつ相当の区間にわたる土地を対象としていること。 イ) 土地所有者等の全員の合意によるものであること。 ウ) 有効期間が5年以上30年以内であること。 エ) その他知事が必要と認める書類を添付していること。 ② 広告物協定には、次に掲げる事項を定める。 ア 広告物協定の目的となる土地の区域 イ 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置に関する事項 ウ 適用除外に関する事項 エ 広告物協定の有効期間 オ その他広告物協定の実施に関する事項 ③ 広告物協定を変更する場合は、知事の認定を受けなければならない。 (規則) ア 広告物協定の変更は、土地所有者等の全員の合意を要する ④ 知事は、広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うことができる。 ⑤ 広告物協定地区において、広告物等を表示又は設置する場合は、許可を受けなければならない。 ⑥ 広告物協定が、規則の改正その他の事由によりその地区の一般規制規定を緩和するものとなったときは、その部分について定めのないものとみなす。 ⑦ 広告物協定を廃止する場合は、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。 (規則) ア 広告物協定の廃止は、土地所有者等の過半数の合意を要する。 ⑧ 広告物協定の認定、変更又は廃止の認定を行う場合は、市町村長の意見を聴かなければならない。 ⑨ 知事は、相当の理由があると認めるときは、広告物協定の認定を取り消すことができる。</p>	<p>① 広告物協定に定めがない場合は、その地区の一般規制規定を適用する。)</p>	<p>① 広告物協定の中で定める。</p>

21 届出義務及び除却義務、違反に対する措置等（条例第20条～第25条）

1) 表示又は設置する者等の変更の届出義務

許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2) 除却義務及び除却等の届出義務

許可の期間を経過したとき若しくは許可を取り消されたとき又は表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、20日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

許可に係る広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は当該広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3) 許可の取消し

知事は許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項の規定に基づき付された許可の条件に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反して広告物若しくは掲出物件を変更し、又は改造したとき。
- (3) 第24条第1項の規定に基づく措置の命令に従わなかったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

4) 違反に対する措置

知事は、条例又は許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件について、表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

知事は、上記措置を命じようとする場合において、表示し、若しくは設置し、又は管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、当該掲出物件を設置する者は、当該掲出物件を当該期限までに除却すべき旨及び当該期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

5) 違反広告物等である旨の表示

知事は、上記措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置を行うべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、当該広告物又は掲出物件にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

6) 罰則について

条例に違反した場合、罰則が科せられます。（条例第56条及び第57条）

除却等の措置命令に違反した者	50万円以下の罰金
禁止地域等、禁止物件、許可地域等などの規定に違反した者	30万円以下の罰金
変更等の許可規定に違反して、広告物等を変更し、又は改造した者	
除却義務規定に違反して、広告物等を除却しなかった者	

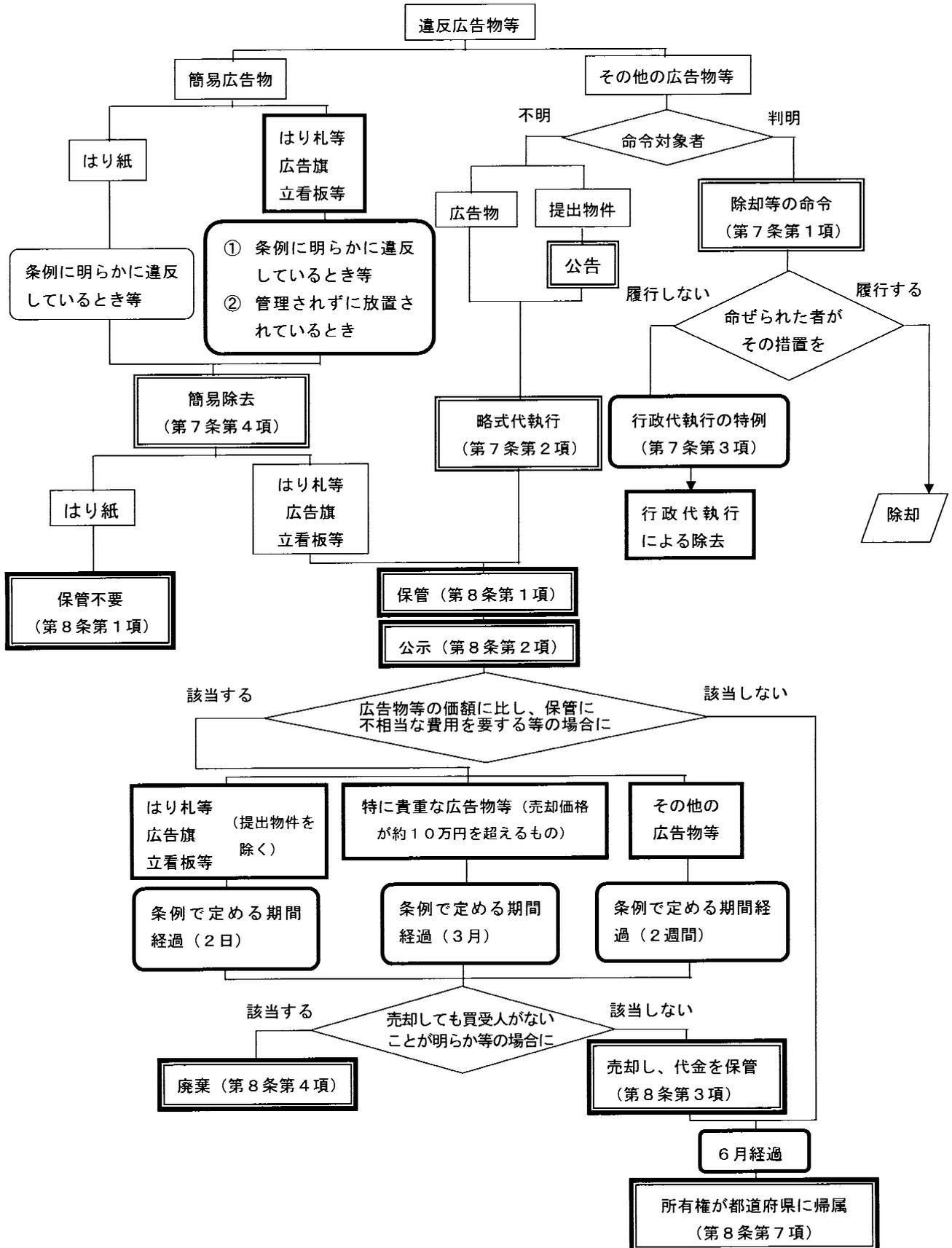
22 除却物件の手続（条例第26条～第31条）

除却した広告物等を保管した場合の公示、売却、返還に関する手続を規定する。

- (1) 広告物等を保管した場合の公示事項
 - ① 広告物等の名称又は種類、形状及び数量
 - ② 広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
 - ③ 広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - ④ その他、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項
- (2) 広告物等を保管した場合の公示方法
 - ① 公示期間
 - ・簡易除却された広告物：条例で定める期間（2日間）
 - ・上記以外の広告物又は掲出物件は14日間
 - ② 公示場所
 - ・保管土木事務所
 - ③ 保管物件一覧簿
 - ・保管土木事務所にて閲覧
 - ④ 特に貴重な広告物等
 - ・公示期間満了後も所有者が分からないときは、公示の要旨を公報に掲載
- (3) 広告物等の売却について
 - ① 広告物等の価額評価の方法
 - ・取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額評価に関する事情を勘案して行う。
 - ・必要に応じ、広告物等の価額評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴く
 - ② 広告物等を売却する場合の手続
 - ・高知県契約規則により売却する。
 - ③ 公示の日から売却可能となるまでの保管期間
 - ・簡易除却された広告物等（2日間）
 - ・特に貴重な広告物等（3ヵ月）
 - ・上記以外の広告物等（14日間）
- (4) 広告物等を返還する場合の手続
 - ・身分証明書等の提示により、その者が広告物等の返還を受けるべき者であることを証明させる。
 - ・受領書と引き換えに返還する。

違反広告物等の除却、保管、公示、売却、破棄等の手続

※下図内の条項は法の条項



23 屋外広告業の登録制度（条例第34条～第46条）

1) 登録制導入の経緯

従来、屋外広告業については、屋外広告物法に基づいて各地方公共団体の条例で定めることにより、屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができるものとされており、高知県においても高知県屋外広告物条例において、屋外広告業を営もうとする者は届出が必要としていました。

そして、平成16年12月に施行された「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、屋外広告物法についても改正が行われ、登録制を導入することが可能となりました。

屋外広告物法が登録制を導入した趣旨は、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことにより不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るためです。

このことに伴い、高知県においても平成17年10月に条例改正を行い、平成18年4月1日より施行することとしました。

2) 用語の定義

高知県屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。
- (2) 「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。つまり、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問わないが、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないようないわゆる広告代理業等は屋外広告業に該当しないものとされています。

また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません。

3) 屋外広告業の登録制度について

高知市以外の高知県内で、屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要です。

また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要です。

なお、登録制度については、営業を行おうとする地方公共団体が登録制度を導入している場合はそれぞれの地方公共団体で、登録を受けることが必要となります。

4) 登録申請手続について

登録を受けようとする場合には、所定の登録申請書に添付書類を添えて提出します。

(条例第35条、様式第10号)

(1) 業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関する事、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事、条例第45条に規定する帳簿の記載に関する事等の業務に関する総括を行わせなければなりません。(条例第43条)

○業務主任者となることのできる要件

①	登録試験機関の試験合格者
②	地方公共団体が行う講習会の修了者
③	職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であって広告美術に係るもの

(2) 登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては、次に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。(条例第37条第1項)

○登録拒否の要件

①	屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過していない者
②	法人である屋外広告業者が条例の規定により、登録を取り消されたときに、その前30日以内にその法人の役員であった者で、その取り消された日から2年を経過していない者
③	条例の規定により、屋外広告業の営業停止を命じられ、その停止期間が経過していない者
③	※法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しない者
④	未成年者の場合で、その法定代理人が上記①～④に該当するとき
⑤	法人の場合で、その役員のうち上記①～⑤に該当する者がいるとき
⑥	業務主任者を選任していない者

※法に基づく条例……本県の屋外広告物条例に限らず、他都道府県市条例も含まれます。

(3) 登録期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録申請をしなければなりません。(規則第20条)

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は現に受けている登録の有効期間の満了の日の翌日から5年間となります。

(例)

H18.10.2



例えば、登録日が平成18年10月1日であった場合の登録の有効期間は、平成18年10月2日から平成23年10月1日までとなり、この登録を更新する場合、平成23年9月2日までに更新の申請を行う必要があります。更新後の登録は平成23年10月2日から平成28年10月1日までが有効期間となります。

(4) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、屋外広告業者登録簿は、一般の閲覧に供されます。(条例第36条)

5) 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届け出なければなりません。あわせて変更事項に応じた添付書類が必要となります。(条例第38条、様式第15号)

6) 廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合にはその日から原則30日以内にその旨を届出なければなりません。(条例第40条、様式第16号)

○廃業等の届出が必要な場合

廃業等の届出事由	届出をする人
屋外広告業者が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

7) 登録の取消し・営業の停止について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6カ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じられることがあります。（条例第47条第1項）

○登録の取消し・営業の停止等が行われる場合の要件

① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
② 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
③ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

8) 立入検査等について

知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができます。（条例第49条）

9) 罰則について

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。（条例第55条から第60条）

○登録に関する罰則

① 登録（更新含む）を受けないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金
② 不正の手段によって登録（更新を含む）を受けた場合	
③ 営業の停止命令に違反した場合	
④ 登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった場合	
⑥ 報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	20万円以下の罰金
⑦ 廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
⑧ 標識を掲示しなかった場合	
⑨ 帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	

10) 登録後の注意事項について

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業を行う営業所ごとに所定の標識を掲示しなければなりません。（条例第44条、様式第19号）

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示または設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

(条例第45条、様式第20号)

また、帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

○帳簿の記載事項

① 番号
② 帳簿・記載年月日
③ 契約又は工事の名称
④ 契約又は工事着手年月日
⑤ 注文者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号
⑥ 広告物の表示掲出物件の設置の場所
⑦ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類
⑧ 表示した広告物の内容及び数量
⑨ 広告物又は掲出物件の表示（設置）の年月日
⑩ 請負金額

帳簿に記載すべき事項について作成したデータ又は帳簿に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできたデータを、コンピューターに備えられたファイル又はCD・DVD等をもって調製するファイルにより保存するときは、当該データをもって帳簿への記載に代えることができます。

登録申請書の記載事項等

1) 登録申請者

登録申請者は、登録を受けようとする者となります。

登録を受けようとする者が法人である場合は、法人登記による名称及び代表者の職・氏名を記載してください。

屋外広告業登録申請書（第10号様式。以下「申請書」という。）は2部提出（1部写し可）であり、1部に10,000円分の高知県収入証紙を添付してください。

また、高知県電子申請サービスによる電子申請での申請の場合は、クレジットカードのみお支払いが可能となっております。

【屋外広告業（新規・更新）電子申請リンク先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1721

2) 法人役員

申請書に、法人役員全員の職・氏名を記載のうえ（記載欄が不足する場合は別紙で結構です。）、法人役員全員の略歴書を添付してください。

なお、法人役員とは次に掲げる方とし、監査役は含まないものとします。

- ・業務を執行する社員……………合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員
- ・取締役……………有限会社、株式会社の取締役
- ・執行役……………株式会社の執行役

3) 法定代理人

登録申請者が個人であって未成年者である場合は、申請書に法定代理人の氏名、住所等を記入してください。

なお、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人の略歴書及び住民票抄本を添付してください。

4) 営業所及び業務主任者

高知市を除く高知県内で、屋外広告業を営む営業所を記載してください。

営業所ごとに業務主任者の設置義務があるので、全ての営業所について業務主任者氏名の記載が必要です。業務主任者については、資格を証明する書類の写し及び住民票の抄本を添付してください。

なお、業務主任者の資格を証明する書類の写しは、更新の場合で業務主任者に変更がない場合は不要です。ただし、住民票の抄本は必要です。

新規・更新登録等の添付書類等

1) 誓約書（第11号様式）

誓約書は、登録申請者（登録申請者が法人である場合はその役員全員、登録申請者が個人であって営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は法定代理人を含む。以下同じ。）が条例第37条に規定する登録の拒否要件に該当しない旨を誓約する書類であり、登録申請者が代表して提出してください。（1申請に1部となります。）

2) 略歴書（第12号様式）

登録申請には、登録申請者（法人である場合は、法人及びその役員全員）の略歴書の提出が必要です。

3) 住民票抄本

登録申請者が個人の場合は、登録申請者の住民票抄本の提出が必要です。

業務主任者については、登録申請者の個人、法人の別にかかわらず、業務主任者全員の住民票抄本が必要です。

4) 登記事項証明書又は登記簿謄本、住民票抄本の取扱

登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書」という。）及び住民票抄本については、発行3か月以内のもの、写しは不可となります。

5) 新規・更新登録添付書類

屋外広告業登録申請書（第10号様式）に、10,000円分の高知県収入証紙を添え、次の書類を添付して申請してください。

○登録申請者が法人の場合の添付書類

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	—	—	/
略歴書	○	○	—	
登記事項証明書	○	—	—	
住民票抄本	—	—	○	
資格証明書	—	—	○	

※ 法人役員の住民票抄本が必要な場合があります。

○登録申請者が個人の場合の添付書類

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	/	—	—
略歴書	○		—	○
登記事項証明書	—		—	—
住民票抄本	○		○	○
資格証明書	—		○	—

※ 登記事項証明書及び住民票抄本については、発行日から3か月以内のもの。コピーは不可。

(変更届出においても同じ。)

※ 法定代理人の略歴書及び住民票抄本は、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に提出する。

6) 変更届出添付書類

屋外広告業登録事項変更届出書(第15号様式)に、次の書類を添付して届出してください。

○変更届出の添付書類

変更事項		添付書類
商号、名称又は氏名及び住所の変更	法人	・ 登記事項証明書
	個人	・ 住民票抄本
営業所の名称及び所在地の変更		・ 登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合)
営業所の追加又は削除		・ 登記事項証明書(商業登記の変更が必要な場合)
法人の役員の変更		・ 登記事項証明書 ・ 誓約書 ・ 略歴書
法定代理人の変更 (登録申請者が個人の場合)		・ 誓約書 ・ 略歴書 ・ 住民票抄本
業務主任者の変更		・ 業務主任者の資格証明書類写し ・ 住民票抄本

7) 申請書、届出書等の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 土木部 都市計画課

TEL : 088-823-9863

第Ⅱ部

屋外広告物関係法令等

屋外広告物法

屋外広告物法

〔 昭和24年6月3日 〕
〔 法律第189号 〕

令和4年6月17日 最終改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条―第6条）
- 第3章 監督（第7条・第8条）
- 第4章 屋外広告業
 - 第1節 屋外広告業の登録等（第9条―第11条）
 - 第2節 登録試験機関（第12条―第25条）
- 第5章 雑則（第26条―第29条）
- 第6章 罰則（第30条―第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

（参 照）

条例第1条
（P63）

条例第3条
（P63～65）

二 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

条例第4条
(P65～66)

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条例第10条
(P69)

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

条例第5条～第9条
(P66～69)

(広告物の表示の方法等の基準)

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

条例第11条～第20条
(P69～71)

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその

条例第21条～第25条
(P72～73)

命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

三 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物

条例第26条～第31条

(P73～74)

又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。

条例第34条
（P75）

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

条例第34条～第41条
（P75～77）

一 登録の有効期間に関する事項

二 登録の要件に関する事項

三 業務主任者の選任に関する事項

四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

一 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。

二 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

へ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなったとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

（登録）

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。

二 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

条例第46条
(P78)

三 その役員のうち、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事

項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規

定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第5号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

条例第53条
(P80)

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

条例第55条～第60条
(P81)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治44年法律第70号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

<以下省略>

高知県屋外広告物条例

高知県屋外広告物条例

平成 8 年 3 月 26 日
高知県条例第 5 号

令和 6 年 12 月 26 日 最終改正

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 広告物等の規制
 - 第 1 節 禁止、許可等(第 3 条―第 16 条)
 - 第 2 節 表示又は設置する者等の義務(第 17 条―第 22 条)
 - 第 3 節 違反に対する措置等(第 23 条―第 33 条)
- 第 3 章 屋外広告業(第 34 条―第 49 条)
- 第 4 章 高知県屋外広告物審議会(第 50 条)
- 第 5 章 雑則(第 51 条―第 54 条)
- 第 6 章 罰則(第 55 条―第 60 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示する場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持並びに屋外広告業（法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）に関して行う規制その他必要な事項について定めることにより、広告物の周辺景観との調和及び質の向上を図り、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第 2 条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、その形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法が、公衆にとって快適であり、かつ、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第 2 章 広告物等の規制

第 1 節 禁止、許可等

(禁止地域等)

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区（知事が指定する区域に限る。）、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統

(参 照)

法第 2 条第 1 項
(P49)

規則第 2 条第 3 項
(P87)

規則別表第 1
(P97)

規則第 2 条第 2 項
(P87)

(1) 指定除外区域なし

的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）	
(2) 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定に基づき指定された準景観地区であって、同法第75条第1項又は第2項の規定に基づき市町村の条例により規制される地域のうち、知事が指定する区域	(2) 指定なし
(3) 景観法第76条第1項の規定に基づき市町村の条例（第5条第5号において「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域	(3) 指定なし
(4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園（知事が指定する区域を除く。）	(4) 指定除外区域なし
(5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条、第78条第1項、第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定に基づく重要文化財若しくは国宝、重要有形民俗文化財、史跡、名勝若しくは天然記念物又は特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物で定着性を有するもの	
(6) 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第4条第1項、第26条第1項又は第30条第1項の規定に基づく高知県保護有形文化財、高知県保護有形民俗文化財又は高知県史跡、高知県名勝若しくは高知県天然記念物で定着性を有するもの	
(7) 前2号に掲げる区域の周囲の地域で知事が指定する区域	(7) 指定なし
(8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域（知事が指定する区域を除く。）	(8) 指定除外区域なし
(9) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項又は第22条第1項の規定に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域	
(10) 高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第14条第1項又は第27条第1項の規定に基づく高知県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域	
(11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定に基づく保存樹林のある地域	
(12) 高速自動車国道及び自動車専用道路（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）の全区間並びにこれらの道路以外の道路（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）のうち知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）のうち知事が指定する区間	(12) 告示 (P129)
(13) 道路又は鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域	(13) 告示
(14) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条に規定する公園及び緑地の区域	(P129)
(15) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域	(16) 告示
(16) 前号に掲げる区域の付近の地域で知事が指定する区域	(P129～130)

<p>(17) 湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域</p>	<p>(17) 指定なし</p>
<p>(18) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域</p>	<p>(18) 指定なし</p>
<p>(19) 官公署、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものに限る。）、図書館、公会堂、公民館、集会所、体育館、博物館、美術館及び公衆便所の建物及びその敷地</p>	
<p>(20) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場</p>	
<p>(21) 社寺及び教会の境域で知事が指定する区域</p>	<p>(21) 指定なし</p>
<p>(22) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事が指定する地域又は場所</p>	<p>(22) 告示 (P129～130)</p>
<p>(禁止物件)</p>	
<p>第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p>	
<p>(1) 橋、トンネル及び高架構造物</p>	
<p>(2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの</p>	
<p>(3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定に基づく保存樹</p>	
<p>(4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道柵、車道柵、駒止め、分離帯、植樹帯、里程標その他これらに類するもの</p>	
<p>(5) 道路のうち知事が指定する区間に設置された電柱</p>	<p>(5) 指定なし</p>
<p>(6) 国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識</p>	
<p>(7) 消火栓及び火災報知機</p>	
<p>(8) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス及び路上変電施設</p>	
<p>(9) 送電塔、送受信塔及び照明塔</p>	
<p>(10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの</p>	
<p>(11) 形像、記念碑その他これらに類するもの</p>	
<p>(12) 景観法第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物（知事が指定するものに限る。）及び同法第28条第1項の規定に基づき指定された景観重要樹木</p>	<p>(12) 指定なし</p>
<p>(13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事が指定する物件</p>	<p>(13) 指定なし</p>
<p>2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。</p>	
<p>3 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等（法第7条第4項のはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（法第7条第4項の広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（法第7条第4項の立看板等をいう。以下同じ。）を表示してはならない。</p>	
<p>(1) 電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの（第1項第5号及び第6号に掲げるものを除く。）</p>	
<p>(2) アークード、アーチその他道路を横断する工作物の支柱</p>	
<p>(許可地域等)</p>	
<p>第5条 次に掲げる地域又は場所（第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に</p>	
	<p>規則第2条第2項第</p>

<p>において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>	3号、第3条 (P87)
<p>(1) 知事が指定する市町村に所在する都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域</p>	(1) 告示 (P131)
<p>(2) 市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園</p>	
<p>(3) 森林法第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域</p>	
<p>(4) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）</p>	(4) 指定除外区域なし
<p>(5) 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域（第3条第3号の規定により知事が指定する区域を除く。）</p>	(5) 指定除外区域なし
<p>(6) 道路又は鉄道等のうち知事が指定する区間及び道路のうち当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域</p>	(6) 告示 (P131)
<p>(7) 道路の沿道の地域で知事が指定する区域</p>	(7) 告示 (P131)
<p>(8) 鉄道等の沿線の地域で知事が指定する区域</p>	(8) 告示 (P131)
<p>(9) 第3条第15号に掲げる区域の付近の地域で知事が指定する区域</p>	(9) 指定なし
<p>(10) 湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域</p>	(10) 指定なし
<p>(11) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域</p>	(11) 指定なし
<p>(12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事が指定する地域又は場所 (広告物活用地区)</p>	(12) 指定なし
<p>第6条 知事は、市町村長の申請に基づき、第3条各号に掲げる地域又は場所以外の地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物又は掲出物件が重要な役割を果たしていると認める区域を、広告物活用地区として指定することができる。</p>	
<p>2 広告物活用地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定による許可は、要しない。</p>	規則第3条 (P87)
<p>3 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるときは、広告物活用地区の指定を変更し、又は解除することができる。 (広告景観形成地区)</p>	
<p>第7条 知事は、市町村長の申請に基づき、第3条各号又は第5条各号に掲げる地域又は場所において、良好な景観を保全し、又は創出するため、秩序ある又は節度ある広告物又は掲出物件による景観の形成が特に必要であると認める区域を、広告景観形成地区として指定することができる。</p>	告示 (P135～P166)
<p>2 前項の規定に基づき広告景観形成地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する方針を作成して知事に提出しなければならない。この場合において、当該方針は、その定める事</p>	

項に関し、当該広告景観形成地区における一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物等の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下この条において同じ。）を緩和するものであってはならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 適用除外に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、方針の実施に関し必要な事項

3 知事は、広告景観形成地区を指定するときは、前項の方針を参酌して同項各号に掲げる事項を定めた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を定めるものとする。

4 広告景観形成地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の規定による許可は、要しない。

5 前項の規定による許可の基準は、当該広告景観形成地区に係る形成方針によるものとし、当該形成方針に定めのない事項については、当該広告景観形成地区における一般規制規定によるものとする。

6 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、形成方針が、当該広告景観形成地区における一般規制規定を緩和するものとなったときは、当該形成方針は、その緩和するものとなった部分について定めのないものとみなす。

7 知事は、相当の事由があると認めるとき又は市町村長の申請に基づき必要と認めるときは、形成方針を変更し、又は広告景観形成地区の指定を変更し、若しくは解除することができる。

(広告物協定)

第8条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（公共の用に供する土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、当該広告物協定は、その定める事項に関し、当該広告物協定の目的となる土地の区域（公共の用に供する土地を含む。第1号において同じ。）における一般規制規定（当該広告物協定が認定されないとしたときに当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下この条において同じ。）を緩和するものであってはならない。

- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下この条において「広告物協定

規則第3条
(P87)

規則第4条第1項、2項
(P87)

<p>地区」という。)</p> <p>(2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項</p> <p>(3) 適用除外に関する事項</p> <p>(4) 広告物協定の有効期間</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うことができる。</p>	
<p>4 広告物協定地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の規定による許可は、要しない。</p> <p>5 前項の規定による許可の基準は、当該広告物協定によるものとし、当該広告物協定に定めのない事項については、当該広告物協定地区における一般規制規定によるものとする。</p> <p>6 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、広告物協定が、当該広告物協定地区における一般規制規定を緩和するものとなったときは、当該広告物協定は、その緩和するものとなった部分について定めのないものとみなす。</p>	<p>規則第3条 (P87)</p>
<p>7 広告物協定に係る土地所有者等は、当該広告物協定を変更し、又は廃止しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。</p> <p>8 知事は、相当の事由があると認めるときは、広告物協定の認定を取り消すことができる。</p> <p>9 知事は、広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消そうとするときは、あらかじめ当該広告物協定地区の所在する市町村長の意見を聴かななければならない。</p>	<p>規則第4条第3項 (P88)</p>
<p>(適用除外)</p>	
<p>第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件には、第3条から第5条まで、第6条第2項、第7条第4項及び前条第4項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づく選挙運動（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動を含む。）のために表示し、又は設置するもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの</p> <p>(4) 公益のため表示し、又は設置するもので、知事が認めるもの</p> <p>(5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(6) 臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの</p> <p>(7) 人、動物、車両、電車、汽車、船舶、航空機等に表示し、又は設置するもの</p>	<p>規則第5条第1項 (P88)</p> <p>規則第5条第2項 (P88)</p>
<p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件（前項各号に掲げるものを除く。）には、第3</p>	

<p>条から第5条まで及び第6条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件をいう。）で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第5条第3項、第4項 (P88～89)</p>
<p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件（第1項各号及び前項各号に掲げるものを除く。）については、第3条第1号、第7号、第13号及び第16号から第18号までの規定にかかわらず、知事の許可を受けて表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（公益性を有する物件で、それ自体が公衆の利便に供されるものをいい、知事が認めるものに限る。）に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第3条 (P87)</p> <p>規則第5条第5項 (P89)</p> <p>規則別表第2 (P98)</p>
<p>4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(禁止広告物等)</p>	<p>規則第5条第6項 (P89)</p>
<p>第10条 次に掲げる広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを放置してはならない。</p> <p>(1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料その他の表層物のはく離したものの</p> <p>(2) 著しく破損し、又は老朽したものの</p> <p>(3) 倒壊、落下又は飛散のおそれのあるもの</p> <p>(4) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれのあるもの</p> <p>(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(規格の設定)</p>	
<p>第11条 規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める規格（一定の種類 of 広告物若しくは掲出物件に共通する表示又は設置の基準をいう。）に適合しなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p>	<p>規則第6条 (P89) 規則別表第3 (P98)</p>
<p>第12条 第5条及び第6条第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 第3条各号若しくは第5条各号に掲げる地域若しくは場所又は広告物活用地区において、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定</p>	<p>規則第7条 (P89) 規則別表第4、5 (P99、100)</p>

する建築物で、地上に設置されるもの（門及び塀を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に表示する広告物又は設置する掲出物件の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

（許可の基準の特例）

第13条 この条例の規定による許可にあつては、当該広告物の表示又は掲出物件の設置が当該許可の基準に適合しない場合においても、知事がやむを得ないと認めるとき又は当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置が良好な景観を形成し、若しくは風致の向上に寄与すると認めるときは、高知県屋外広告物審議会の意見を聴いて（許可をする期間が1年以内で、当該許可の期間の更新の許可をしないときを除く。）当該許可をすることができる。

2 知事は、前項の許可をする場合においては、許可の期間の更新を許可できる最長の期限を定めることができる。

（許可の期間及び条件）

第14条 知事は、この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年以内で、広告物又は掲出物件の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。

（許可の期間の更新の許可）

第15条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を当該許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

（変更等の許可）

第16条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

第2節 表示又は設置する者等の義務

（表示又は設置等の完了の届出義務）

第17条 この条例の規定による許可（許可の期間の更新の許可を除く。）を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該許可に係る広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造を完了したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

（許可証票の表示義務）

第18条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、知事が交付する許可証票を当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所（道路に面した箇所等容易に当該許可証票を確認することができる箇所に限る。）に貼り付けておかななければならない。ただし、許可の押印を受

規則第8条（P89）

規則別表第6（P100）

規則第9条
（P89）

規則第9条、10条
（P89）

規則第11条
（P90）

規則第12条
（P90）

けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かななければならない。この場合において、規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者は、法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という）その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者でなければならない。

3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有する者でなければならない。

(点検義務)

第19条の2 第15条の規定による許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件（規則で定める簡易な広告物又は掲出物件を除く。）の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検は、規則で定める広告物又は掲出物件については、屋外広告士その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

(表示又は設置する者等の変更の届出義務)

第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は第19条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は第19条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(除却義務及び除却等の届出義務)

第21条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間を経過したとき若しくは第23条の規定に基づき許可を取り消されたとき又は当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する必要がなくなったときは、20日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第52条第2項から第5項までに規定する広告物又は掲出物件について、同条第2項から第5項までの規定に基づく期間を経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設

規則第13条
(P90)

規則第13条の2
(P90)

規則第14条
(P90)

規則第15条
(P91)

置する者又は第19条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者は、この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は当該広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(手続、処分等の効力の承継)

第22条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3節 違反に対する措置等

(許可の取消し)

第23条 知事は、この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項の規定に基づき付された許可の条件に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反して広告物若しくは掲出物件を変更し、又は改造したとき。
- (3) 次条第1項の規定に基づく措置の命令に従わなかったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第24条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、当該掲出物件を設置する者は、当該掲出物件を当該期限までに除却すべき旨及び当該期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物等である旨の表示)

第25条 知事は、前条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置を行うべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、当該広告物又は掲出物件にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

規則第16号 (P91)

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 保管した広告物又は掲出物件の当該保管を始めた日時及び当該保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、2日間）、規則で定める場所に前条各号に掲げる事項を掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件にあっては、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第31条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を高知県公報に登載すること。

規則第17条第1項
(P91)

- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係人に自由に閲覧させなければならない。

規則第17条第2項、3項
(P91)

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を考慮して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 知事は、法第8条第3項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件を売却するときは、競争入札によるものとする。ただし、入札者のいない広告物又は掲出物件その他競争入札によることが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第31条 知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定に基づき売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するとき、当該返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、当該者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

規則第18条
(P91)

(立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査すること（以下この条において「立入検査等」という。）ができる。

- 2 知事は、立入検査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則第19条
(P91)

(簡易除却に係る身分証明書)

第33条 法第7条第4項の規定に基づき、この条例の規定に違反して表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除却する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

法第7条第3項、第4項 (P51)
規則第19条 (P91)

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第34条 県内（高知市の区域を除く。以下同じ。）において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

規則第20条
(P91)

(登録の申請)

第35条 前条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

規則第21条
(P91)

- (1) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- (2) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地

規則第24条第2項
(P92)

<p>(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名</p> <p>(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の名）</p> <p>(5) 第2号の営業所ごとに選任される第43条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第37条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第36条 知事は、前条第1項の規定により登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第35条第1項の登録申請書若しくは同条第2項の添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第47条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者（第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第47条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第47条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>規則第22条 (P91)</p> <p>規則第23条第1項、2項 (P92)</p> <p>規則第22条 (P91)</p>
--	---

<p>(7) 第35条第1項第2号の営業所ごとに第43条第1項に規定する業務主任者を選任していない者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p>	
<p>第38条 屋外広告業者は、第35条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を第36条第1項の屋外広告業者登録簿（以下「屋外広告業者登録簿」という。）に登録しなければならない。</p> <p>3 第35条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。</p> <p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p>	<p>規則第24条 (P92)</p>
<p>第39条 知事は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(廃業等の届出)</p>	<p>規則第23条第3項 (P92)</p>
<p>第40条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡した場合その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であった者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合その清算人</p> <p>(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の抹消)</p>	<p>規則第25条 (P93)</p>
<p>第41条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第47条第1項の規定に基づき屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(講習会)</p>	
<p>第42条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を必要に応じ開催するものとする。</p> <p>(業務主任者の設置)</p>	<p>規則第26条、第27条 (P93)</p>
<p>第43条 屋外広告業者は、第35条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 屋外広告士</p> <p>(2) 前条の講習会の課程を修了した者</p>	<p>規則第22条第2項第1号 (P91)</p>

<p>(3) 他の都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者</p> <p>2 前項に規定する業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。</p> <p>(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。</p> <p>(3) 第45条に規定する帳簿の記載に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。</p> <p>(標識の掲示)</p>	<p>規則第13条 (P90)</p>
<p>第44条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第35条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p>	<p>規則第28条 (P94)</p>
<p>第45条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第35条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導等)</p>	<p>規則第29条 (P94)</p>
<p>第46条 知事は、県内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p>	
<p>第47条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第37条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 第38条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 第37条第2項の規定は、前項の規定に基づく処分をした場合に準用する。</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)</p>	
<p>第48条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、規則で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>規則第30条 (P94)</p>

2 知事は、前条第1項の規定に基づく処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する立入検査等)

第49条 知事は、県内において屋外広告業を営む者に対し、特に必要があると認めるときは、その営業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させること（以下この条において「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 高知県屋外広告物審議会

(審議会)

第50条 広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議するため、高知県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第3条から第5条までの規定により地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(2) 第6条第1項又は第3項の規定に基づき広告物活用地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(3) 第7条第1項又は第7項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(4) 第7条第3項又は第7項の規定により形成方針を定め、又は変更しようとするとき。

(5) 第8条第1項、第7項又は第8項の規定に基づき広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消そうとするとき。

(6) 第9条第1項第5号、第2項若しくは第3項又は第12条の基準を定め、又は変更しようとするとき。

(7) 第9条第1項第6号に掲げる広告物若しくは掲出物件を定め、又は変更しようとするとき。

(8) 第11条の規格を定め、又は変更しようとするとき。

(9) 第16条ただし書の軽微な変更又は改造について定め、又は変更しようとするとき。

3 知事は、第13条第1項及び前項の規定によるほか、重要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

4 審議会は、広告物及び掲出物件に関する事項について知事に建議することができる。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

規則第19条
(P91)

規則第31条～38条
(P94～96)

第5章 雑則

(手数料の納付等)

第51条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

条例別表
(P83)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、前項の手数料を免除することができる。

(1) 第9条第4項の政治団体が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするとき。

(2) 第7条又は第8条に規定する広告景観形成地区又は広告物協定の制度の促進を図るために知事が必要と認めるとき。

3 知事は、前項各号に掲げる場合のほか、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者は、登録1件につき、10,000円の手数料を納付しなければならない。

5 第42条の講習会を受講しようとする者は、受講1回につき、3,400円の手数料を納付しなければならない。

6 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(告示及び経過措置)

第52条 知事は、第3条から第5条までの規定により地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したとき及び第6条第1項又は第3項の規定に基づき広告物活用地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

2 前項の指定又は変更若しくは解除の際現にこの条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（次項に規定するものを除く。）については、前項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

3 第1項の指定又は変更若しくは解除の際現にこの条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、同項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間を超えることができない。

4 第3条から第5条までの規定が適用された際現にこの条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（前2項及び次項に規定するものを除く。）については、当該適用の日の翌日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。当該期間内にこの条例

の規定による許可の申請があった場合において当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

5 第3条から第5条までの規定が適用された際現にこの条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件（第2項及び第3項に規定するものを除く。）については、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該適用の日の翌日から起算して3年間を超えることができない。

6 知事は、第7条第1項、第3項又は第7項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは解除し、又は形成方針を定め、若しくは変更したとき及び第8条第1項、第7項又は第8項の規定に基づき広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(適用上の注意)

第53条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けた者
- (3) 第47条第1項の規定に基づく営業の停止の命令に違反した者

第56条 第24条第1項の規定に基づく措置の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条まで、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第16条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第21条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第38条第1項の規定による届出をせず、又は同項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (5) 第43条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第49条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第55条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第40条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第44条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第45条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成8年7月規則第95号で、同8年9月10日から施行)
(経過措置)
- 2 第33条第2項及び第35条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条から第5条までの規定により地域若しくは場所又は物件を指定する場合においては、施行日前にこの条例による改正前の高知県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項の高知県屋外広告物審議会の意見を聴いて、当該指定する旨を告示しなければならない。この場合において、指定した際にこの条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等については、第35条第2項及び第3項の規定は、適用しないものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等(次項に規定するものを除く。)で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第35条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第35条第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引

き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。
この場合において、当該許可の期間は、平成13年3月31日を超えることができない。

5 施行日以後、この条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等（次項に規定するものを除く。）で、平成10年3月31日までの間に、第3条から第8条までの規定によりされる知事の指定等に伴いこの条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第35条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

6 施行日以後、この条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、平成10年3月31日までの間に、第3条から第8条までの規定によりされる知事の指定等に伴いこの条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第35条第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成13年3月31日を超えることができない。

7 この条例の施行の際現に旧条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等については、第19条第2項の規定は、当該許可の期間を経過するまでの間は、適用しない。

8 この条例の規定により審議会の意見を聴いて規則で定めるもので、施行日前に定められたものについては、第33条第2項の規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

9 施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（高知県立自然公園条例の一部改正）

11 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年12月26日条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前

の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（2年以下の有期懲役に限る。以下この項において同じ。）旧法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（2年以下の有期禁錮に限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑の処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（規則等への委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15号第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程という。）で定める。

別表（第51条関係）

広告物又は掲出物件の区分		単位	手数料
はり紙		100枚までごと	500 円
はり札		10枚までごと	500
はり紙及びはり札以外の広告物又は掲出物件で、許可の期間が規則で6月以内と定められているもの		1基	600
上記以外の広告物 又は掲出物件	表示面積（広告物を掲出する物件にあっては、表示可能面積）が 2平方メートル未満のもの	1基	1,400
	2平方メートル以上 5平方メートル未満のもの		2,300
	5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの		3,500
	10平方メートル以上 15平方メートル未満のもの		5,500
	15平方メートル以上 20平方メートル未満のもの		6,900
	20平方メートル以上 30平方メートル未満のもの		9,500
	30平方メートル以上 40平方メートル未満のもの		12,700
	40平方メートル以上 50平方メートル未満のもの		17,000
	50平方メートル以上のもの		20,100円に50平方メートルを超える面積が10平方メートルごと（10平方メートル未満の端数は、切り捨てる。）に3,100円を加算して得た額

高知県屋外広告物条例施行規則

高知県屋外広告物条例施行規則

〔平成8年4月30日
高知県規則第81号〕

令和5年4月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第一種禁止地域等 条例第3条各号に掲げる地域又は場所のうち、同条第1号の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域又は場所をいう。

(2) 第二種禁止地域等 条例第3条各号に掲げる地域又は場所のうち、第一種禁止地域等以外の地域又は場所をいう。

(3) 許可地域等 条例第5条各号に掲げる地域又は場所をいう。

3 この規則における広告物又は掲出物件の種類及びその意義は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請等)

第3条 条例第5条、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による広告物等許可申請書（第13条の2第1項において「広告物等許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る許可をするときは別記第1号様式による広告物等許可証を当該申請をした者に交付し、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(広告物協定の認定の申請等)

第4条 条例第8条第1項の規定に基づき広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けようとする土地所有者等は、その全員の合意により、広告物協定書を作成し、その代表者が知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に係る広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合は、条例第8条第1項の規定に基づく認定をするものとする。

(1) 広告物協定の内容が、当該広告物協定地区の景観及び環境と調和し、かつ、相当の区間にわたる土地を対象としていること。

(2) 広告物協定の有効期間が5年以上30年以内であること。

(参 照)

別表第1
(P97)

第1号様式
(P101~102)

規
則

(3) 知事が必要があると認める書類を添付していること。

3 条例第8条第7項の規定により広告物協定の変更又は廃止の認定を受けようとする土地所有者等は、変更の場合にあってはその全員の合意により、廃止の場合にあってはその過半数の合意により、その代表者が知事に申請しなければならない。

(適用除外の基準)

第5条 条例第9条第1項第5号の規則で定める基準は、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積が、0.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）の10分の1以下であることとする。

2 条例第9条第1項第6号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(2) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のために、当該会場の敷地内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに工事期間中に限り表示される広告物又は設置される掲出物件で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されていないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的、仮設的又は慣習的な広告物又は掲出物件で、知事が特に認めるもの

3 条例第9条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第一種禁止地域等において広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物又は掲出物件の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積は4平方メートル以下であること。

(2) 第二種禁止区域等、許可地域等又は広告物活用地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物又は掲出物件の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積は10平方メートル以下であること。

(3) 屋上広告物等のときは、その高さが当該屋上広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること。

(4) 広告物又は掲出物件が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。

(5) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。

<p>(6) 自己の管理する物件（建物を除く。）に管理上の必要に基づき広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積が、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）の10分の1以下であること。</p> <p>(7) 第7条に規定する許可の基準に適合しているものであること。</p> <p>4 知事が特にやむを得ないと認める広告物又は掲出物件については、前項に規定する基準を緩和することができる。</p> <p>5 条例第9条第3項の規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>6 条例第9条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第7条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること。</p> <p>(2) 広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が30日以内であること。</p> <p>(3) 広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間並びに広告物の表示者名若しくは掲出物件の設置者名又は広告物若しくは掲出物件の管理者名及びその連絡先を明示していること。</p> <p>(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所又は施設の管理者（管理者がないときは、その所有者）の承諾を得ていること。</p> <p>（規格の設定）</p> <p>第6条 条例第11条の規則で定める広告物又は掲出物件及び規則で定める規格は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第7条 条例第12条第1項の許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第12条第2項の規則で定める基準は、別表第5に定めるとおりとする。</p> <p>（許可の期間）</p> <p>第8条 条例第14条第2項の規則で定める期間は、別表第6に定めるとおりとする。</p> <p>（許可の期間の更新の許可等の申請等）</p> <p>第9条 第3条の規定は、条例第15条の規定による許可の期間の更新の許可及び条例第16条の規定による広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可について準用する。</p> <p>（軽微な変更等）</p> <p>第10条 条例第16条ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 既設の広告物又は掲出物件の表示内容又は意匠に変更を加えない程度の補修又は塗り替え</p> <p>(2) 掲出物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該掲出物件に表</p>	<p>別表第2 (P98)</p> <p>別表第3 (P98)</p> <p>別表第4 (P99~100)</p> <p>別表第5 (P100)</p> <p>別表第6 (P100)</p> <p>第1号様式 (P101~102)</p>
--	---

示される新聞、ポスター等又は興行の表示内容の短期かつ定期的な変更
(3) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に設置した広告幕等を
掲出する物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該物件に表示さ
れる自己の営業内容等を表示する広告幕等の短期かつ定期的な変更
(表示又は設置等の完了の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、別記第2号様式による広告物等表
示・設置等完了届によるものとする。

第2号様式
(P103)

2 条例第17条ただし書の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、当該
広告物の表示又は当該掲出物件の設置の許可の期間が6月以内のものとし
る。

(許可証票等)

第12条 条例第18条の許可証票及び許可の押印は、別記第3号様式によるもの
とする。

第3号様式
(P104)

(管理者の設置等)

第13条 条例第19条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、自家用広告
物等以外のもので、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積
が30平方メートルを超えるものとする。

2 条例第19条第2項の規則で定める者は、条例第43条第1項第2号から第
4号までのいずれかに該当する者であって、建築士法(昭和25年法律第20
2号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有するものとする。

(点検結果の報告等)

第13条の2 条例第19条の2第1項の規定による点検は、条例第15条の規
定による許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行うものとし、別記
第3号様式の2による広告物等安全点検結果報告書を当該申請に係る広
告物等許可申請書に添付して知事に提出しなければならない。

第3号様式の2
(P105)

2 条例第19条の2第1項の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、は
り紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利
用広告物等(電柱等の表面を直接塗装したもの又は電柱等の表面に接して
巻き付けたものに限る。)又は壁面等広告物等(壁面等の表面を直接塗装
したものその他これに類するものに限る。)とする。

3 条例第19条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告物又
は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものとし
る。

4 条例第19条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当
する者とする。

(1) 前条第2項に規定する者

(2) 屋外広告業者で構成される事業者団体が公益目的事業として実施す
る広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者

(表示又は設置する者等の変更の届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、別記第4号様式による広告物等表

第4号様式(P106)

示・設置者等変更届によるものとする。

(除却等の届出)

第15条 条例第21条第2項の規定による届出は、別記第5号様式による広告物等除却等届によるものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

第16条 条例第25条の規定に基づく違反広告物等である旨の表示は、別記第6号様式による表示書を当該違反広告物等に貼り付けてするものとする。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件を保管する土木事務所の掲示場とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める保管物件一覧簿は、別記第7号様式のとおりとする。

3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件を保管する土木事務所とする。

(広告物等を返還する場合の手続)

第18条 条例第31条の規定による保管した広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等(以下この項において「所有者等」という。)であることの証明は、次に掲げる書類を提示してしなければならない。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る工事の請負等の契約書その他所有者等であることを証明する書類

(2) 所有者等から委任を受けた者(次号において「受任者」という。)が返還を受ける場合においては、委任状

(3) 所有者等又は受任者の運転免許証その他官公署が所有者等又は受任者に対して発行した身分を証明する書類であって本人であることを確認するに足りるもの(当該所有者等又は受任者の写真を貼り付けたものに限る。)

2 条例第31条の規則で定める受領書は、別記第8号様式のとおりとする。

(身分証明書)

第19条 条例第32条第3項、第33条及び第49条第2項の身分を示す証明書は、別記第9号様式のとおりとする

(屋外広告業の更新の登録の申請の時期)

第20条 条例第34条第3項の更新の登録の申請は、当該登録の有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。

(登録申請書)

第21条 条例第35条第1項の登録申請書の様式は、知事が別に定める。

(登録申請書の添付書類)

第22条 条例第35条第2項の登録申請者が条例第37条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(第24条第2項において「誓約書」という。)は、別記第11号様式のとおりとする。

2 条例第35条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

第5号様式
(P107)

第6号様式
(P108)

第7号様式
(P109)

第8号様式
(P110)

第9号様式
(P111~112)

(P113~115)

第11号様式
(P116)

- (1) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第43条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類（第24条第2項第5号において「資格証明書」という。）の写し
- (2) 法人(未成年者の法定代理人であるときを含む。)にあつては、次に掲げる書類
- ア その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第24条第2項第3号において同じ。）の略歴を記載した書類（別記第12号様式。以下「略歴書」という。）
- イ 登記事項証明書
- ウ ア及びイに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
- (3) 個人にあつては、次に掲げる書類
- ア 本人（未成年者であるときは、その法定代理人を含む。イにおいて同じ。）の略歴書
- イ 本人の住民票の写し又はこれに代わる書面。ただし、当該者が県の区域内に住所を有するときを除く。
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面。ただし、当該者県の区域内に住所を有するときを除く。
- (屋外広告業者登録簿等)

第12号様式
(P117)

第23条 条例第36条第1項の屋外広告業者登録簿は、別記第13号様式のとおりとする。

第13号様式
(P118)

2 条例第36条第2項の規定による通知は、別記第14号様式による屋外広告業登録証によりするものとする。

第14号様式
(P119)

3 条例第39条の規定により、屋外広告業者登録簿は、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所において一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第24条 条例第38条第1項の規定による登録事項の変更の届出は知事が別に定める様式による屋外広告業登録事項変更届出書（以下この条において「屋外広告業登録事項変更届出書」という。）によりしなければならない。

(P120~121)

2 前項の登録事項の変更が次の各号に掲げる変更該当するときは、当該各号に掲げる書類を屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。ただし、住民票の写し又はこれに代わる書面については、当該者が県の区域内に住所を有するときは、添付を省略することができる。

- (1) 条例第35条第1項第1号に掲げる事項の変更 法人にあつては当該変更後の登記事項証明書、個人にあつては当該変更後の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 条例第35条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 当該変更後の登記事項証明書
- (3) 条例第35条第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の登記事項証明書及び当該変更後の役員の略歴書並びに誓約書

- (4) 条例第35条第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の略歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書面並びに誓約書
- (5) 条例第35条第1項第5号に掲げる事項（業務主任者が所属する営業所の名称を除く。）の変更 当該変更後の業務主任者の資格証明書の写し及び住民票の写し又はこれに代わる書面
- 3 前項各号に掲げる書類のほか、知事は、屋外広告業登録事項変更届出書に必要があると認める書類を添付させることができる。

（屋外広告業廃業等届出書）

第25条 条例第40条第1項の規定による廃業等の届出は、別記第16号様式による屋外広告業廃業等届出書によりしなければならない。

（屋外広告物講習会）

第26条 知事は、条例第42条の講習会（以下「屋外広告物講習会」という。）を開催するときは、屋外広告物講習会の日時、場所その他屋外広告物講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

2 屋外広告物講習会を受講しようとする者は、別記第17号様式による屋外広告物講習会受講申込書（次条第3項において「受講申込書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、屋外広告物講習会の全科目（次条第2項の規定により受講を免除された講習科目を除く。）を受講し、屋外広告物講習会の全課程を修了した者に対し、別記第18号様式による屋外広告物講習会修了証書を交付するものとする。

（講習科目）

第27条 屋外広告物講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
 - (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
 - (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により前項第3号の講習科目の受講を免除するものとする。
- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく帆布製品又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- 3 前項の規定により第1項第3号の講習科目の受講の免除を申請しようとする者は、受講申込書にその旨を記載するとともに、前項各号のいずれかに該当することを証明する書面を当該受講申込書に添付しなければならない。

第16号様式
（P122）

第17号様式
（P123）

第18号様式
（P124）

(標識)

第28条 条例第44条の規定による標識の掲示は、別記第19号様式による高知県屋外広告業登録票によりするものとする

第19号様式
(P125)

2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 登録期間
- (4) 営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名

(帳簿)

第29条 条例第45条の規定により備えなければならない帳簿（以下この条において「帳簿」という。）は、別記第20号様式による屋外広告業帳簿によるものとする。

第20号様式
(P126)

2 条例第45条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び登録番号
- (2) 営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名
- (3) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る契約又は工事の名称及び請負金額並びに契約年月日又は工事着手年月日
- (4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の注文者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (6) 広告物又は掲出物件の名称又は種類、表示の内容及び数量
- (7) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

3 帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖した帳簿を備えていた営業所において、当該閉鎖後5年間保存しなければならない。
(屋外広告業者監督処分簿)

第30条 条例第48条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第21号様式のとおりとする。

第21号様式
(P127)

2 条例第48条第1項の規定により、屋外広告業者監督処分簿は、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所において一般の閲覧に供するものとする。

3 条例第48条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号及び登録年月日
- (3) 処分の対象となった営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名
- (4) 処分をした事由

(審議会の組織)

第31条 審議会は、委員10人以内で組織し、審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、第1号から第4号までに掲げる者については、それぞれ1名以上委嘱しなければならない。

- (1) 商工業関係者
- (2) 屋外広告業者
- (3) 芸術関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当であると認めた者

2 知事は、前項の委員のほか必要があると認めるときは、臨時に、委員を委嘱することができる。ただし、その数は、3人を超えないものとする。

(委員の任期等)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(地位の利用の禁止)

第33条 委員は、その職務上の地位を政治的な目的のために利用してはならない。

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の開催の日の3日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。
- 3 会議の議長は、会長が当たる。ただし、会長が出席できないときは、委員の互選によってこれを定める。
- 4 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者)

第36条 知事又は審議会は、必要があると認めるときは、関係市町村長その他審議会の審議事項に関係する者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第37条 審議会に、幹事8人以内を置き、知事が任命する。

2 幹事は、会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会長の指

揮を受けて庶務を処理する。

(雑則)

第38条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(書類の経由)

第39条 条例又はこの規則の規定（条例第34条並びに第26条第2項及び第27条第3項の規定を除く。）により知事に提出する書類は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所（当該書類が、広告物活用地区及び広告景観形成地区に係るものにあつてはこれらの地区が、広告物協定に係るものにあつては広告物協定地区が所在する場所）を管轄する土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により条例による改正前の高知県屋外広告物条例（昭和24年高知県条例第37号）第9条第1項の高知県屋外広告物審議会（次項において「旧審議会」という。）の委員又は幹事である者は、第21条第1項又は第27条第1項の規定により委員又は審議会の幹事に委嘱され、又は任命されたものとみなし、当該委員の任期は、第22条本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により旧審議会の会長である者は、第24条第1項の規定により審議会の会長に選ばれたものとみなす。

4 この規則の施行の日前に旧規則の規定により提出された書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

5 この規則の施行の日前に旧規則の規定により交付された文書は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

6 旧規則別記第2号様式は、この規則の規定にかかわらず、第12条の許可証票として残品の限度で使用することができる。

附 則（令和5年4月25日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	広告物又は掲出物件の種類	意 義	
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件に貼り付けて広告物を表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの	
	はり札等	条例第4条第3項のはり札等	
	広告旗	条例第4条第3項の広告旗	
	立看板等	条例第4条第3項の立看板等	
	広告幕等	布等により広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（知事が認めるものに限る。）を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの（寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。）	
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを含む。
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	

備考

- 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当することがある。
- この表においては、規制をする広告物又は掲出物件のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物又は掲出物件がある。

別表第2（第5条関係）

1 条例第9条第3項第1号の基準

1	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の名称、方向、距離、略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示するものであること。
2	事業内容を表示するときは、必要な最小限のものであること。
3	商品名を表示しないこと。
4	縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下、かつ、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は2平方メートル以下であること。
5	照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。
6	1の事業所、営業所又は作業場につき4基以下であること。

2 条例第9条第3項第2号の基準

<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1本又は1基につき1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。</p>

別表第3（第6条関係）

広告物又は掲出物件の種類	規 格
全ての広告物又は掲出物件 (共通事項)	<p>1 歩道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものの下端は当該歩道の路面から2.5メートル以上、車道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものの下端は当該車道の路面から4.5メートル以上離れていること（道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。）。</p> <p>2 蛍光色を使用しないこと（広告物活用地区に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）。</p>
道路横断広告物等	<p>1 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から4.7メートル以上離れていること。</p> <p>2 公益のために広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。</p>
電柱等利用広告物等	電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること。
屋上広告物等	建物の壁面又はひさしの端の垂直面状を超えて外部に突き出していないこと。
突出広告板等	建物その他の工作物からの突き出し幅は1.5メートル以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は1.0メートル以下であること。
壁面等広告物等	広告物又は掲出物件の一部が、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置している壁面を超えて突き出していないこと。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当する全ての種類の規格に適合しなければならない。

別表第4（第7条関係）

1 条例第5条の規定による許可の基準

広告物又は掲出物件の種類	許 可 の 基 準
はり紙及びはり札等	<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であること。</p>
<p>広告旗</p>	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、5平方メートル以下であること。</p> <p>2 広告旗の相互間の距離は、5メートル以上離れていること（土地又は建物等に旗ざお等を固定させて恒常的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）。</p>
立看板等	<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、2平方メートル以下であること。</p>
電柱等利用広告物等	<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、電柱等1本につき1平方メートル以下であること。</p>
<p>公益物件利用広告物等</p>	<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。</p>
<p>屋上広告物等（アドバルーンを除く。）</p>	<p>1 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが15メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さが当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの2分の1以下であること。</p> <p>2 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが51メートルを超えるときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さが3メートル以下であること。</p>
<p>壁面等広告物等</p>	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 建物の上端から地盤面までの高さが51メートルを超える場合で、51メートルを超える壁面の部分に表示する広告物又は設置する掲出物件のときは、縦の長さが3メートル以下であること。</p>
<p>敷地内独立広告物等</p>	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき50平方メートル以下であり、かつ、1基につき140平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地盤面から15メートル以下であること。</p>
<p>野立て広告物等</p>	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき50平方メートル以下であり、かつ、1基につき140平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地盤面から15メートル以下であること。</p> <p>3 野立て広告物等の相互間の距離は、30メートル以上離れていること。</p>

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可の基準に適合しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による許可の基準

広告物又は掲出物件の種類	許可の基準
電柱等利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、電柱等1本につき1平方メートル以下であること。
公益物件利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の両方の種類に該当するときは、両方の許可の基準に適合しなければならない。

別表第5（第7条関係）

区域	建物に表示する広告物の表示面積又は設置する掲出物件の表示可能面積の合計
第一種禁止地域等及び 第二種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の10分の3以下
許可地域等	建物の壁面面積の合計の10分の5以下
広告物活用地区	建物の壁面面積の合計の10分の7以下

備考

- 1 建物の上端から地盤面までの高さが51メートルを超えるときは、51メートルを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない。
- 2 建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面については、この表の壁面面積に算入しない。

別表第6（第8条関係）

広告物又は掲出物件の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗（土地又は建物等に旗ざお等を固定させて、恒常的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）、立看板等、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物又は掲出物件	6月以内
上記の種類以外の広告物又は掲出物件	3年以内

別記
第1号様式（第3条、第9条）

		※ 整理番号									
広告物等許可申請書（新規・更新・変更等） 年 月 日											
高知県知事 様											
申請者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)									
	フリガナ 氏名 (名称及び代表者の職・氏名)										
	電話番号										
広告物又は掲出物件についての許可を受けたいので、高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。											
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所											
地域の区分 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 第一種禁止地域等</td> <td style="width: 25%;">2 第二種禁止地域等</td> <td style="width: 25%;">3 許可地域等</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>4 広告物活用地区</td> <td>5 広告景観形成地区</td> <td>6 広告物協定地区</td> <td></td> </tr> </table>				1 第一種禁止地域等	2 第二種禁止地域等	3 許可地域等		4 広告物活用地区	5 広告景観形成地区	6 広告物協定地区	
1 第一種禁止地域等	2 第二種禁止地域等	3 許可地域等									
4 広告物活用地区	5 広告景観形成地区	6 広告物協定地区									
広告物又は掲出物件の名称又は種類											
広告物又は掲出物件の表示の内容											
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積		m ² (縦 m×横 m×面)	数量 基(枚)								
広告物又は掲出物件の高さ		m	工事の着手予定年月日 年 月 日								
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 年 月 日から 年 月 日まで											
照明装置又は特殊装置の有無及びその内容 有 ・ 無											
許可年月日及び許可番号(更新又は変更等の場合に記入してください。) 年 月 日 第 号											
広告物又は掲出物件の管理者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)									
	フリガナ 氏名(名称)										
	電話番号										
工事の施工者(新規又は変更等の場合に記入してください。) 屋外広告業登録番号	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)									
	フリガナ 氏名(名称)										
	電話番号										
	高知県屋外広告業登録第 号										
高知県収入証紙はり付け欄 (手数料 円)											
注 1 新規又は変更等の場合は、次の書類を添えてください。 (1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法を明らかにした仕様書及び図面(照明装置又は特殊装置を伴うときはその概要を示したものを、はり紙のときはその現物又は見本を含みます。) (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所の位置図及びその付近の状況を明らかにした図面又は写真 2 新規の場合は、1の書類のほか次の書類も添えてください。 (1) 自家用広告物等以外の広告物又は掲出物件で、その広告物の表示面積又はその掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものときは、その広告物又は掲出物件の管理者が高知県屋外広告物条例第19条第2項の規定による資格を有することを証明する書類の写し (2) 公益物件利用広告物等のときは、その公益物件を必要と認める行政機関の意見書 3 「地域の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 4 「照明装置又は特殊装置の有無及びその内容」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。 5 この申請書は、2部提出し、その1部に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。 6 ※印欄は、記入しないでください。											

広告物等許可証			
高知県知事		印	
高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、広告物又は掲出物件について次のとおり許可します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	手数料	円
許可の条件			
留意事項 1 この許可は、高知県屋外広告物条例の規定による許可であり、他の法令の規定により許可等を必要とするものについては、その許可等を受けるまでは広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできません。 2 他人が所有する土地又は建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、その所有者の承諾を受けるまではその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置することはできません。 3 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、表示が禁止されている地域等及び物件を確認して、適法に表示しなければなりません。 4 許可を受けている期間を経過した後も引き続きその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置しようとするときは、許可の期間の更新の許可が必要です。 5 許可を受けた広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、別に許可が必要です。ただし、高知県屋外広告物条例施行規則第10条に規定する軽微な変更又は改造のときは、許可は必要ありません。 6 許可の期間が6月を超える広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造が完了したときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 7 許可を受けた広告物又は掲出物件(許可の押印を受けたものを除きます。)には、交付を受けた許可証票をはり付けておかなければなりません。 8 許可を受けた広告物又は掲出物件は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。 9 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 10 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 11 許可の期間を経過したとき若しくは許可を取り消されたとき又は許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する必要がなくなったときは、20日以内にその広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。 12 許可を受けた広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 (教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。			

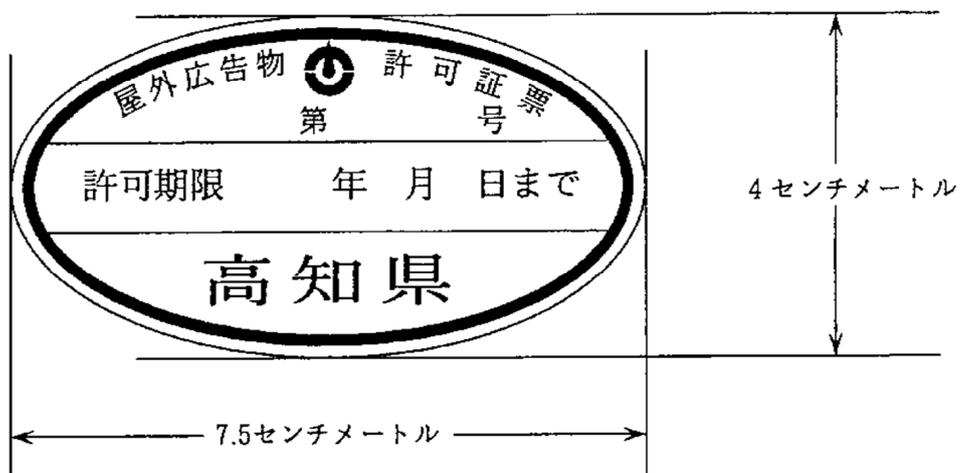
第2号様式（第11条関係）

広告物等表示・設置等完了届 年 月 日			
高知県知事 様			
届 出 者	住 所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	
	フリガナ 氏 名 (名称及び代表者の職・氏名)		
	電 話 番 号		
許可を受けた広告物の表示又は掲出物件の設置（変更・改造）が完了したので、高知県屋外広告物条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積		m ² (縦 m×横 m× 面)	数量 基 (枚)
表示又は設置(変更・改造)の完了年月日		年 月 日	
写真はり付け欄			
注 1 広告物又は掲出物件及びその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置した場所の周囲の状況を明らかにしたカラー写真（12センチメートル×8センチメートルの大きさのもの）を添えてください。 2 許可の期間が6月を超える広告物又は掲出物件については、その広告物の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造が完了した日から20日以内に届け出てください。			

規
則

第3号様式 (第12条関係)

許可証票



第3号様式の2 (第13条の2関係)

広告物等安全点検結果報告書

年 月 日

高知県知事 様

報告者	住所(事務所の所在地)	(郵便番号 -)		
	フリガナ 氏名(名称及び代表者の職・氏名)			
	電話番号			
許可の期間の更新の許可に係る広告物又は掲出物件について、高知県屋外広告物条例第19条の2第1項の規定による点検を行いましたので、次のとおりその結果を報告します。				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所				
広告物又は掲出物件の名称又は種類				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者	住所	(郵便番号 -)		
	フリガナ 氏名			
	電話番号		資格等	
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有・無		
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・無		
	3 鉄骨のさび又は塗装の老朽化	有・無		
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部及びプレートを含む。)の腐食、変形又は隙間	有・無		
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビスを含む。)の緩み又は欠落	有・無		
取付部	1 アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有・無		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無		
	3 取付対象部(柱、壁及びスラブを含む。)又は取付部周辺の異常	有・無		
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有・無		
	2 側板又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有・無		
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有・無		
照明装置	1 照明装置の不点灯又は不発光	有・無		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有・無		
	3 周辺機器の劣化又は破損	有・無		
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品を含む。)の腐食又は破損	有・無		
	2 避雷針の腐食又は損傷	有・無		
	3 その他点検した事項()	有・無		
特記事項				
<p>注 1 許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行った点検の結果について記入してください。</p> <p>2 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものであるときは、その広告物又は掲出物件の点検者について「資格等」欄に記入し、高知県屋外広告物条例第19条の2第2項に規定する者であることを証明する書類の写しを添えてください。</p> <p>3 「異常の有無」欄は、どちらか一方を○で囲んでください。</p> <p>4 点検箇所に異常があった場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真を添えてください。</p> <p>5 点検を行った広告物又は掲出物件に該当がない点検項目については、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。</p>				

規則

第4号様式（第14条関係）

広告物等表示者・設置者等変更届 年 月 日			
高知県知事 様			
届出者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	
	フリガナ氏名 (名称及び代表者の職・氏名)		
	電話番号		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（管理する者）について変更があったので、高知県屋外広告物条例第20条第 ー 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 ー 号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積		m ² (縦 m×横 m× 面)	数量 ー 基 (枚)
変更事項		変更前	変更後
表示者・設置者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	(郵便番号 ー)
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
管理者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	(郵便番号 ー)
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
注 1 変更があった日から20日以内に届け出てください。 2 自家用広告物等以外の広告物又は掲出物件で、その広告物の表示面積又はその掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものの管理者を変更したときは、その広告物又は掲出物件の管理者が高知県屋外広告物条例第19条第2項の規定による資格を有することを証明する書類の写しを添えてください。			

第6号様式（第16条関係）

第 号	違反広告物等	
この広告物等は、高知県屋外広告物条例に違反していますので、速やかに除去してください。		
年	月	日
高知県		

第8号様式（第18条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">住 所（郵便番号 — ）</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">フリガナ</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin-top: 20px;">高知県屋外広告物条例第31条の規定により、次のとおり広告物若しくは掲出物件又は現金の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時	年 月 日 時 分	
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物又は 掲出物件	整 理 番 号	
	表示又は設置の場所	
	名 称 又 は 種 類	
	表 示 の 内 容	
	数 量	
返還を受けた金額	円	

第9号様式（第19条関係）

第 号	身 分 証 明 書
所 属 名	
職・氏名	
<p>上記の者は、次の事項を命じた者であることを証明します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、高知県屋外広告物条例の規定に違反して表示され、又は設置されているはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除却すること。2 高知県屋外広告物条例第32条第1項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。3 高知県屋外広告物条例第49条第1項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。	
年 月 日	高知県知事 印

(裏面)

屋外広告物法 (抜粋)

(違反に対する措置)

第7条 略

2・3 略

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づき条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり紙その他これに類する広告物を用いて供する旗(これを支える台を含む。))をいう。以下この項に類する状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(この項において同じ。))又は立看板等(容易に移動させることができる状態)で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板又は立看板等(これを支える台を含む。))をいう。以下この項において同じ。))であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合において当該規定に明らかに該当しないとき、当該規定に違反して表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されているとき、管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

高知県屋外広告物条例 (抜粋)

(立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査すること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

2 知事は、立入検査等その命じた者又は委任した者に行わせることができる。

3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(簡易除却に係る身分証明書)

第33条 法第7条第4項の規定に基づき、この条例の規定に違反して表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除却する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する立入検査等)

第49条 知事は、県内において屋外広告業を営む者に対し、特に必要があると認めるときは、その営業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させること(以下この条において「立入検査等」という。))ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第 21 条関係)

(第一面)

収入証紙 貼付欄

年 月 日

高知県知事 様

住所 {
氏名 {
(法人にあっては主たる事務所の
所在地、商号又は名称及び代表
者の氏名)

担当者名 {
電話番号 {

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、高知県屋外広告物条例第 34 条第 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	高知県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名 及び生年月日 (法人にあっては商 号又は名称、代表 者の氏名及び生年 月日)		生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住所 (法人にあっては主 たる事務所の所在地)		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
主たる業務の内容			

規
則

下記の枠内は記入しないでください

受付欄	決裁欄					手数料

(第二面)

1 高知県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属 営業所名	業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘 要
	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
	-----		-----	-----
	-----		-----	-----
	-----		-----	-----
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏名及び 生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	〔法人にあっては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日〕			
	住所 〔法人にあっては 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		

(第三面)

5 法定代理人 が法人である場 合のその役員の 職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
6 他の地方公 共団体における 登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録（届出） 年 月 日	登録（届出）番号
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外 広告業の事業者 団体				

規
則

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「高知県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。

誓 約 書

年 月 日

高知県知事 様

申 請 者	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー)
	フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の職・氏名)	
	電 話 番 号	

私 (及び私の法定代理人・私が代表である法人の役員・私が代表である法人の役員の法定代理人) は、高知県屋外広告物条例第37条第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

高知県屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第35条第 1 項の登録申請書若しくは同条第 2 項の添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第34条第 1 項の登録又は同条第 3 項の更新の登録を拒否しなければならない。

- (1) 第47条第 1 項の規定に基づき登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過していない者
- (2) 屋外広告業者 (第34条第 1 項の登録又は同条第 3 項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。) で法人であるものが第47条第 1 項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分の日から 2 年を経過していないもの
- (3) 第47条第 1 項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過していない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第35条第 1 項第 2 号の営業所ごとに第43条第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者

2 略

第 12 号様式 (第 22 条、第 24 条関係)

略 歴 書			
種 別	1 法人の役員 2 本人 (法人) 3 法定代理人		
住 所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)		
フリガナ 氏名 (名称及び代表 者の職・氏名)		性 別	1 男 2 女
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
略 歴	期間	職務内容又は業務内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	日付	賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			

- 注 1 「種別」欄及び「性別」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
 2 住所、氏名、性別及び生年月日は、住民票と同じ記載をしてください。
 3 法人の場合は、「性別」欄及び「生年月日」欄は、記入する必要はありません。

規
則

第 13 号様式 (第 23 条関係)

屋外広告業者登録簿		登録年月日	年	月	日	登録番号	高知県屋外広告業登録 第 号
フリガナ 氏名 (商号、名称及び 代表者の職・氏名)							
住所 (主たる事務所の 所在地)		(郵便番号 -)					
電話番号							
法人の役員の職・氏名 及びその法定代理人の 氏名		職名					フリガナ 氏名
法定代理人	フリガナ 氏名						
	住所	(郵便番号 -)					
	電話番号						
営業所	名称						
	所在地	(郵便番号 -)					
	電話番号						
	業務主任者氏名						
	業務主任者資格						
営業所	名称						
	所在地	(郵便番号 -)					
	電話番号						
	業務主任者氏名						
	業務主任者資格						
営業所	名称						
	所在地	(郵便番号 -)					
	電話番号						
	業務主任者氏名						
	業務主任者資格						
登録事項の変更	変更届出年月日	変更の内容 (変更事項、変更前の内容、変更年月日等)					
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
監督処分簿の記載	有・無		整理番号				
備考							

屋外広告業登録証

登録番号 高知県屋外広告業登録第 号

登録年月日 年 月 日

登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

商号

住所 (主たる事務所
の所在地)

氏名 (名称及び代
表者の職・氏名)

上記の者は、高知県屋外広告物条例第36条第1項の規定による登録をした者であることを証明します。

営業所の名称	営業所の所在地	業務主任者氏名

年 月 日

高知県知事

印

年 月 日

高知県知事 様

住所 {
氏名 {
〔法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕
担当者名 {
電話番号 {

屋外広告業登録事項変更届出

高知県屋外広告物条例第38条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	高知県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ氏名及び生年月日 〔法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 〔法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕			

(第二面)

5 業務主任者の氏名及び 所属する営業所の名称			
変更理由			

備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

第 16 号様式 (第 25 条関係)

屋外広告業廃業等届出書	
年 月 日	
高知県知事 様	
届 出 者	住所 (主たる事務所の所在地) (郵便番号 -)
	フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の職・氏名)
	電話番号
登録を受けている屋外広告業について、高知県屋外広告物条例第40条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
登 録 番 号	高知県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の商号、名称又は氏名	法人 ・ 個人
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 2 及び 3 以外の事由による解散 5 屋外広告業の廃止
届出の理由が生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人
注 1 「法人又は個人の別」欄の「法人・個人」は、どちらか一方を○で囲んでください。 2 「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出者との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 3 届出の理由が生じた日から30日以内に届け出てください	

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

高知県知事 様

写真はり付け欄
(無帽で上半身のもの)

住 所	(郵便番号 -)
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
職 業	
勤務先又は 学 校 名	

屋外広告物講習会を受講したいので、高知県屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無	有 ・ 無
--	-------

高知県収入証紙はり付け欄
(手数料 円)

注 1 屋外広告物講習会の講習科目のうち広告及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。
 2 「屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。
 3 この申込書に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。
 4 納付された手数料は、講習会を受講しなかった場合でも還付することはできません。

規
則

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

受講年月日 年 月 日

受 講 場 所

上記のとおり高知県屋外広告物条例第42条の講習会の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

高知県知事印



第 19 号様式 (第 28 条関係)

← 40 センチメートル以上 →

高知県屋外広告業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の職・氏名	
登録番号	高知県屋外広告業登録 号
登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日～ 年 月 日
営業所の名称	
業務主任者氏名	

↑ 35 センチメートル以上 ↓

規
則

第 20 号様式 (第 29 条関係)

屋外広告業帳簿			
商号、名称又は氏名		営業所の名称	
登録番号	高知県屋外広告業登録第	号	業務主任者氏名
事業年度別整理番号		帳簿記載年月日	年 月 日
契約又は工事の名称			
契約又は工事着手の年月日		年 月 日	
請負金額		円	
注 文 者	名称又は氏名		
	主たる事務所の所在地又は住所		
	電話番号		
広 告 物 又 は 掲 出 物 件	表示又は設置の場所		
	名称又は種類		
	表示の内容		
	数量		
	表示又は設置の年月日		
写真等はり付け欄			

第 21 号様式 (第 30 条関係)

屋外広告業者監督処分簿

整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					
整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					
整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					

高知県屋外広告物条例による
区域及び市町村の指定(告示)

高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定

〔平成8年7月19日〕
告示第495号
令和8年3月13日 最終改正

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第12号、第13号、第16号及び第22号に掲げる区域並びに条例第5条第1号及び第6号から第8号までに掲げる市町村又は区域として次のとおり指定し、平成25年3月15日から施行する。

1 条例第3条各号に掲げる区域(禁止地域等)

該当の号	区 域
第12号 第13号	県道安芸物部及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、国道55号との交差点から200メートルの地点から県道高台寺川北との交差点までの区間
第13号	四国横断自動車道から側方へ100メートル以内の区域（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所にある区域を除く。）で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち北川奈半利道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
第13号 第22号	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
第16号	<p>四万十川の河川区域（四万十市の右岸側の都市計画区域内の用途地域より下流部分及び左岸側の都市計画区域内の用途地域より下流部分を除く。）から500メートル（都市計画区域内にあっては、200メートル）以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 右岸側の高岡郡津野町船戸字牛王原4300番2地先から字苅谷野3001番2地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域 左岸側の高岡郡津野町船戸字川崎1530番2地先から字オキゴヤシ1837番3地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域 3 右岸側の高岡郡津野町船戸字下モ平3091番2地先から字小日ノ浦3150番3地先までの区間及び左岸側の同字下モ地1438番2地先から1411番1地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域 4 左岸側の高岡郡中土佐町大野見萩中字西屋敷3番地先から寺野174番地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域 5 右岸側の高岡郡中土佐町大野見奈路425番地先から621番地先までの区間の河川区域端から側方へ300メートル以内の区域 左岸側の高岡郡中土佐町大野見吉野字吉野山14番3地先から字カヂヤシキ841番地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域 6 右岸側の高岡郡四万十町米奥字シロハナ74番1地先（四万十川沈下橋西詰め）から字沖代711番地先（四万十川と川奥川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域

告示

第16号	<p>7 左岸側の高岡郡四万十町七里甲字桶ノ元222番2地先（県道作屋影野駐車場の松葉川橋東詰め）から字古城ノ東896番地先（四万十川と勝賀野川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域</p> <p>8 左岸側の高岡郡四万十町新開町1460番1地先から297番2地先（四万十川と吉見川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域</p> <p>9 右岸側の高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ559番1地先から字クホタ41番地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域</p> <p>10 右岸側の幡多郡四万十町大正北ノ川字クボフン395番2地先から字シモ谷ヤシキ160番地先（四万十川沈下橋東詰め）までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域</p> <p>11 右岸側の幡多郡四万十町大正字奥田22番1地先から字椎山1312番地先（四万十川と構原川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域</p> <p>12 右岸側の幡多郡四万十町昭和字四手崎山1133番49地先から字タキヤマ749番2地先までの区間の河川区域端から側方へ300メートル以内の区域</p> <p>13 右岸側の幡多郡四万十町十川字ハキ高958番1地先から十和川口字ツツミドウ375番2地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域</p> <p>14 右岸側の四万十市西土佐江川崎字カシツケ138番2地先から字松木ノ本2760番地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル（広見川の河川区域端から側方へ100メートル以内の区域にあつては、河川区域端から500メートル）以内の区域</p>
第22号	<p>安芸郡北川村柏木140番の中岡慎太郎館の周囲200メートル以内の区域</p>
	<p>安芸郡田野町中川原の二十三土公園の周囲200メートル以内の区域（国道55号から側方へ30メートル以内の区域及び当該区域より南側の区域を除く。）</p>
	<p>安芸市が策定した安芸市街なみ環境整備促進区域（安芸市僧津字シケ丸262番1から262番3まで、263番2、263番3、263番5、263番6、264番1、264番3、264番4、264番7、264番10、266番1、266番3から266番7まで、267番イ、267番ロ、268番、269番2及び274番2並びに字ゴウロ256番2、258番1、258番3、258番4、260番1、260番3、260番4、261番及び261番2並びに土居字北木戸、字城ノ淵、字東木戸、字土居跡、字上東町、字北町、字上西戸、字西木戸、字西町、字東町、字南町、字子キ田、字上藤崎、字中藤崎、字藤崎、字東弘畑、字西弘畑、字ナガヤ、字宝当寺、字イナバ、字西ホリ、字上中村、字西ノ内、字東高園、字西高園、字ゴヲロヲ901番2、902番4、903番3、904番1、904番2、905番1、905番2、906番、907番、909番1、909番3、909番4、910番1、910番3、910番4、911番1及び911番3から911番5まで、字表桐ヶ内871番、字裏桐ヶ内764番、765番イ、765番ロ、766番1、766番2、766番4、766番5、766番9から766番11まで、766番14から766番18まで及び766番20、字ヲドリト（753番から755番までを除く。）、字シガヤシキ（522番、528番及び529番を除く。）、字裏コヲエン517番、字東高園ノ前（562番1、562番2及び563番を除く。）、字溝ノ辺（1190番から1198番まで、1199番1、1199番2、1200番、1201番、1202番1から1202番4まで、1203番1から1203番3まで、1204番、1205番1及び1205番2を除く。）、字東ホリ（1332番1、1333番から1335番まで、1336番1、1336番2、1337番、1338番、1339番1、1339番2、1340番1、1340番2、1341番1から1341番3まで、1343番、1344番、1403番イ及び1403番ロを除く。）、字下中村1451番1から1451番3まで、1452番、1453番1から1453番11まで、1454番1から1454番4まで、1455番1、1455番ロ、1463番、1464番1から1464番9まで、1465・1466番、1466番2から1466番6まで、1468番、1469番、1470番1、1470番2、1478番1から1478番13まで、1479番2、1479番4及び1479番5、字ヲイゲ（428番1、428番2、429番1から429番3まで、430番1、430番2、431番1、431番2、432番及び433番を除く。）並びに字ムイダ461番、462番1から462番5まで、463番1及び463番2）</p>

備考 この表にいう道路は、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法（のり）面等を含まないものとする。2の表において同じ。

2 条例第5条各号に掲げる市町村又は区域(許可地域等)

該当の号	市 町 村 又 は 区 域			
第1号	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、いの町			
第4号	中土佐町、津野町、梶原町、四万十町、四万十市及び本山町の一部			
第6号	国道	32号 33号 55号 56号 194号 195号 197号 321号 381号	全線	
		439号	四万十市内及び本山町内	
		441号	四万十市内（西土佐黒尊、西土佐奥屋内、西土佐玖木、西土佐口屋内、西土佐中半、西土佐岩間、西土佐茅生、西土佐藤ノ川、西土佐橋、西土佐津野川、西土佐津賀、西土佐藪ケ市、西土佐須崎、西土佐大宮、西土佐下家地、西土佐中家地、西土佐江川崎、西土佐西ケ方、西土佐用井、西土佐長生、西土佐半家、西土佐江川を除く。）	
		494号	須崎市内及び佐川町内	
	県道	春野赤岡 龍河洞公園 須崎仁ノ 高知南環状 横浪公園	全線	
		宿毛津島	宿毛市内	
		窪川船戸	四万十町の都市計画区域内	
		中土佐佐賀	中土佐町及び黒潮町の都市計画区域内	
		香北赤岡	香南市内（香我美町岸本、香我美町徳王子、香我美町下分、香我美町上分、香我美町福万、香我美町山北、香我美町口西川、香我美町中西川、香我美町下西川、香我美町中山川、香我美町末延、香我美町末清、香我美町正延、香我美町別役、香我美町奥西川、香我美町撫川、香我美町舞川、香我美町を除く。）	
		土佐山田野市	香南市内	
		遠崎野市	国道55号との交差点から県道南国野市との接点までの区間	
		南国野市	香南市内	
	第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）		
		都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）		
都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）				

第7号	中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む）から側方へ500メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
第8号	四国旅客鉄道株式会社及び土佐くろしお鉄道株式会社の路線から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

備考 1及び2の表にいう「展望可能なものに限る。」のうち、広告物等が山等の自然地形により遮られ、展望できないと判断される場合は、規制対象外とする。建築物等の人為的な障害物により遮られ、展望できない場合は、建築物等が除去されれば展望できることが想定されるため、規制対象とする。

また、道路状況（高架化や坂道、カーブ等）に起因し、展望できない場合であっても広告物等が指定区域内にある場合は、規制対象とする。

高知県屋外広告物条例による
広告景観形成地区の指定及び広告
景観形成方針の定め（告示）

(あけぼの街道)

高知県屋外広告物条例による広告景観形成地区 の指定及び広告景観形成方針の定め（告示）

平成10年4月28日
高知県告示第285号

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

平成10年4月28日

高知県知事 橋本 大二郎

第1 広告景観形成地区の指定区域

あけぼの街道及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域の南国市内及び香美市内の区域
ここにいうあけぼの街道は、次の区間とする。

- 1 都市施設として定められた道路のうち高知山田線（以下「高知山田線」という。）の予定地（供用開始の後においては、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法面等は含まないものとする。以下同じ。）で、高知市と南国市との境界地点から国道32号（高知東道路）との交差点まで
- 2 あけぼの街道事業により施工される国道195号の予定地で、国道32号（高知東道路）との交差点から都市施設として定められた道路のうち植岩次線（以下「植岩次線」という。）との交差点まで
- 3 高知山田線の予定地で、植岩次線との交差点から香美市土佐山田町楠目の市道104号植線と市道2107号楠目1号線との交差予定地点まで

なお、これらの区域の位置に関する図面は、高知県土木部都市計画課及び高知県南国土木事務所に備え置く。

第2 形成方針

- 1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

都市施設として定められた道路のうち高知山田線の一部及びあけぼの街道事業により施工される国道195号は、現在の国道195号の交通渋滞を解消させることを目的として、高知市、南国市及び香美市に整備される新しいバイパスであり、県東部の発展のために重要な役割を果たす都市基盤として、その役割が期待されている幹線道路である。当該道路については、新設の幹線道路として特に良好な沿道景観の形成が望まれており、景観に対する配慮の必要性の認識が高まるなか、当該道路の沿道景観の形成は、次の時代の沿道景観の在り方に一例を提示するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、都市近郊の幹線道路である当該道路においては、景観に対する配慮と適切な

告
示

情報提供とが高い次元で調和することが求められている。

については、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に当たっての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン及び掲出方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努める。

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体としてとらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮する。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努める。

(2) 各広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

(ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定する。

(イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、建物の姿を大きく崩さないものとするとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生じるようにする。

(ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件と比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とする。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとする。

(エ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、規模を抑制して支障の程度を少なくするとともに、安定感のある形状で統一することにより、整然とした広告景観とする。

なお、野立て広告物等のうち自家用広告物等であるものについては、営業に対する公平な配慮の観点から、敷地内独立広告物等と同様に取り扱う。

イ 色彩

野立て広告物等のうち自家用広告物以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、色彩面において殊更に目立つことがないようにする。

ウ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、殊更に目立つ意匠のものや安易な仕様のもものは、設置しないこととする。

エ 位置その他

(ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物及び掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図る。

(イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、面積当たりの数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別の数量を規制する。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置することとし、圧迫感の少ない広告景観とする。

オ 適用除外

自家用広告物等については、アからエまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号。以下「規則」という。）の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をいう。）を適用する。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する事項（広告物等の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

(ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の4分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 高さは、地盤面から8メートル以下であること。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 表示面の形状は、長方形の板状で、2面（片面又は両面）までの表示であること。

(イ) 支柱は2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 上端までの高さは直近の当該道路の路面から3.6メートル以上4メートル以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2メートル以上2.5メートル以下で、表示面の横の長さは3.6メートル以上4メートル以下であること。

b 上端までの高さは直近の当該道路の路面から4メートル以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は1面につき4平方メートル以下であること。

(2) 色彩

野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

彩度の高い色（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定する彩度は10以上の色をいう。以下同じ。）の部分は、表示面のそれぞれについて広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の4分の1以下であること。

なお、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積に対する割合は、彩度の高い色の部分を

内包できる2つまでの長方形又は正方形の組合せの面積で算定するものとする。

(3) 意匠及び素材

ア 共通事項

(ア) 蛍光の素材を使用しないこと。

(イ) 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は次によること。

a 点滅しない構造であること。

b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン及びこれに類するものを除く。）。

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）。

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。

(イ) ネオンサイン及びこれに類するものを使用しないこと。

(4) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）の相互間の距離は、100メートル以上離れていること。

(イ) 当該道路から4メートル以上離れていること。

(ウ) 許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる数量は、申請者1人につき2基までであること。

(5) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可基準に適合しなければならない。

イ この許可基準が、一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の

規定をいう。以下同じ。)よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基準が、一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用する。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例第7条第4項の規定は、適用しない。

4 この形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物等について許可の手数料を免除する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ア (3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件

イ (3)のウの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件 ((3)のエの規定により優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件のうち、当該指定による規制に適合するもの及び変更又は改造により適合することとなるものを除く。)

(2) 施行期日

この形成方針は、平成10年8月1日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件 (許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。)で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件 (野立て広告物等 (自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。))を除く。)で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成16年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等 (自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。))については、当該指定による規制への適合の有無にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成16年3月31日を超えることができない。

エ ウの規定にかかわらず、オに規定する優先の取扱いを受ける野立て広告物等 (自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。))については、当該指定による規制に適合するもの及び許可を受けて変更又は改造を行い、平成16年3月31日までに当該指定による規制に適合することとなったものに限り、同日を超えて許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、広告物等の位置の10メートル以内の変更は、変更又は改造の範囲内とみなす。

オ 優先の取扱いを受ける野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）を分別して定める手順は、次のとおりとする。この場合において、(ア)から(エ)までの規定の手順は、この順に進めるものとする。

(ア) 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置を10メートル以内で変更したとしても、当該指定による位置の規制に適合しない場合は、優先の取扱いの検討対象から除外する。

なお、この検討の際には、広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制について審査を要しないものとする。

(イ) 優先の取扱いの検討対象から除外されない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第1順位とする（許可の日が同一である場合は、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積が最も小さいものを優先する。以下同じ。）。

(ウ) 第1順位の広告物又は掲出物件を基準として、当該指定による広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制に抵触する周囲の広告物又は掲出物件を優先の取扱いの検討対象から除外し、抵触しない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第2順位とする。

(エ) 以下同様に、許可の日による分別及び広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制への適合の有無による分別を経て、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を定める。

(オ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を分別する手順において定める優先順位は、分別の手順においてのみ効力を有するものとし、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件は、相互に平等な取扱いを受けるものとする。

(カ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件であっても、位置の変更を伴う変更又は改造により他の広告物又は掲出物件との相互間の距離が短くなり、当該指定による規制の基準に抵触することとなる場合は、優先の取扱いを受ける資格を失うものとする。

(キ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件は、当該指定による規制の施行の日以後平成16年3月31日までの間に生じた事情の変化にかかわらず、優先の取扱いを受けることはないものとする。

カ 当該指定により規制の施行の日以後平成16年3月31日までの間に許可を受けて新規に表示し、又は設置する野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）は、ア、ウ及びエの規定の適用により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）から100メートル以上離れていなければならない。

キ 当該指定による規制に適合して表示される広告物又は設置される掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

ク 当該指定による規制により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

規制基準の比較（あけぼの街道）

（H＝広告物の縦の高さ、A＝広告物の表示面積）

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区の規制基準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
共通事項	なし	蛍光の素材を使用しないこと。 照明装置付のものであるときは、当該照明装置は次によること。 a 点滅しない構造であること。 b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン等を除く。）。	殊更に目立つ意匠のものを避ける。
屋上広告物等 （アドバルーンを除く。）	15m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/2	8m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/4かつ4m	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とし、高さは1階の高さ程度までとする。2階の高さ程度を超えるものについて規制の対象とする。
	なし	縦長のものでないこと。	安定感のある形状とするとともに建物の姿を大きく崩さないようにする。
	なし	支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。	安易な仕様のものを避ける。
壁面等広告物等	A≤51m以下の部分の壁面積×1/2	A≤51m以下の部分の壁面積×1/4	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とする。
敷地内独立広告物等 野立て広告物等 （自家用広告物等であるものに限る。）	A≤1面50㎡ A≤1基140㎡ H（地盤高）≤15m なし	A≤1面10㎡ A≤1基30㎡ H（地盤高）≤8m 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。	1面当たりの表示面積については、野立て広告物等（自家用広告物等以外）と同程度までとするが、それぞれの営業等の事情を配慮し、形状の統一は行わない。1基当たりの表示面積については、許可地域等の許可基準（1面面積の2.8倍）に沿って基準を設定。高さは、敷地内に建物があることから2階の高さ程度までとする。なお、野立て広告物等であって自家用広告物等であるもの（建物未設置の営業等）については、営業に対する配慮の公平の観点から、同様に扱う。
			安易な仕様のものを避ける。
	なし	許可の期間が6月以内の簡易な広告物等を除き、一敷地内について2基以下。ただし、敷地内独立広告物等又は野立て広告物等（自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。	広告物等の乱雑な設置を避け、集合化を促進することと併せ、質的な向上を図る。間口両側への設置を想定して2基以下とするが、敷地が広い場合は許可地域等の野立て広告物等の許可基準程度の相互間距離が保たれていれば、2基を超えて表示設置を認める。営業の事情等を考慮し、許可の期間が6月以内の簡易な広告物等は、規制の対象から除外する。

告示

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区 の 規 制 基 準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由	
野立て広告物等 (自家用広告物 等又は電柱等利 用広告物等若し くは公益物件利 用広告物等であ るものを除く。)	なし	表示面の形状は長方形の板 状で、2面まで(片面又は 両面)の表示であること。	整然とした広告景観とするため、同程度の規 模、形状で統一することとし、高さは建物の 1階程度、形状は安定感のある横長で、縦と 横の長さの割合、表示面と支柱間距離の割合 及び路面上における表示面と支柱の高さの割 合が黄金比(1:約1.6)に近いものとなる ようにする。規制値は、製作の利便に配慮 し、サイズに1割程度の幅を認める。なお、 この規制を行うことにより、表示の必要以上 に広告物等を大きくすることのないよう、比 較的小さな規模のもの(禁止地域等において 適用除外となる自家用広告物等程度の規模の もの)についても、同様の形状で設置できる ようにする。景観上支障の少ない小規模なも の(電柱等利用広告物等及び公益物件利用広 告物等)については、規制の対象から除外す る。	
	なし	支柱は2本で、表示面の側 方からそれぞれ当該表示面 の横の長さの2割の長さ分 内側の位置に設置するこ と。		
	A ≤ 1面 50 m ² A ≤ 1基 140 m ² H(地盤高) ≤ 15m	次のいずれかであること。 a 路面高 3.6~4.0m 表示面縦 2.2~2.5m 横 3.6~4.0m (表示面積)7.92~10 m ² b 路面高 4.0m以下 表示面は、横の長さ が縦の長さの1.4~1.8 倍の横長 (表示面積)4.0 m ² 以下		
	なし	彩度の高い色(彩度10以 上)の部分 ≤ 表示面積 × 1 / 4 (各面ごと)		目立つ色彩の部分は、表示面のなかでアクセ ント的に使用されるようにする。
	なし	表示面の裏面の骨組みが露 出しないようにすること (当該道路から裏面の骨組 みを展望できないものを除 く。)		安易な仕様のものを避ける。
	なし	ネオンサイン等を使用しな いこと。		殊更に目立つ意匠のものを避ける。
	野立て広告物等の相互間の 距離は、30m以上離れてい ること。	野立て広告物等の相互間の 距離は、100m以上離れて いること。		高さの規制が、許可地域等の許可基準の4分 の1程度に抑えられており、相互間距離の規 制もこれに準ずるレベルとする。
	なし	あけぼの街道から4m以上 離れていること。		圧迫感を軽減するため、野立て広告物等1基 分の距離を離すこととする。
なし	数量は、申請者1人につき 2基までであること。	相互間距離規制により野立て広告物等の総数 が減少するため、制限された数量のなかで公 平な運用が図られるようにする。数量は、進 行方向各1基ずつの設置を想定して2基まで とする。		
適用除外	(主な基準) 縦及び横の長さは、4m以 下、表示面積10 m ² 以下、そ の他許可基準に適合するも の	許可地域等の適用除外基準 に加え、自家用広告物等につ いては、広告景観形成地 区の指定による広告物等の 許可基準に適合するもの。	適用除外の広告物等についても、本地区の規 制の趣旨が守られるようにする。	
経過措置	3年間 (平成8年3月の条例改正 では、7月の地域指定告示 から4年8月間の平成13年 3月まで)	約6年間 (平成16年3月31日まで)	許可地域等の許可基準より概ね2倍以上厳し い規制内容となっており、通常の経過措置期 間の倍の期間とする。	

※広告景観形成地区の規制基準及び適用除外基準が、許可地域等と同じ場合は、記載を省略した。

(高知西バイパス)

高知県屋外広告物条例による広告景観形成地区 の指定及び広告景観形成方針の定め（告示）

平成10年4月28日
高知県告示第286号

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

平成10年4月28日

高知県知事 橋本 大二郎

第1 広告景観形成地区の指定区域

高知西バイパス（国道33号（予定地を含む。）の高知市といの町との境界地点から同町枝川の県道朝倉伊野との交差点までの区間）及び四国横断自動車道伊野インターチェンジの接続道路（四国横断自動車道の本線と高知西バイパスの間の接続道路をいい、四国横断自動車道の本線部分から側方へ100メートル以内の区域を除く。）並びにこれらの道路から側方へ100メートル以内の区域のいの町内の区域

なお、ここにいうバイパス及び接続道路は、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法面等は含まないものとする。

第2 形成方針

1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

高知西バイパスは、四国横断自動車道伊野インターチェンジと市街地を結ぶため、また、県道朝倉伊野の交通渋滞を解消させるために高知市及びいの町に整備されたバイパスであり、県中西部の発展のために重要な役割を果たす都市基盤として、その役割が期待されている幹線道路である。当該道路については、新設の幹線道路として、また、県土の陸の玄関口として、特に良好な沿道景観の形成が望まれており、景観に対する配慮の必要性の認識が高まるなか、当該道路の沿道景観の形成は、次の時代の沿道景観の在り方に一例を提示するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、都市近郊の幹線道路である当該道路においては、景観に対する配慮と適切な情報提供とが高い次元で調和することが求められている。

については、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に当たつての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン及び掲出方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努める。

告
示

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体としてとらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮する。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努める。

(2) 各広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

(ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定する。

(イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、建物の姿を大きく崩さないものとするとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生じるようにする。

(ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件と比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とする。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとする。

イ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、殊更に目立つ意匠のものや安易な仕様のもは、設置しないこととする。

ウ 位置その他

(ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物及び掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図る。

(イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、面積当たりの数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別の数量を規制する。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置することとし、圧迫感の少ない広告景観とする。

エ 適用除外

自家用広告物等については、アからウまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号。以下「規則」という。）の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をいう。）を適用する。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する事項（広告物等の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

(ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲

出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の4分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 高さは、地盤面から8メートル以下であること。

(2) 意匠及び素材

ア 共通事項

(ア) 蛍光の素材を使用しないこと。

(イ) 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は次によること。

a 点滅しない構造であること。

b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン及びこれに類するものを除く。）。

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）。

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。

(3) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 野立て広告物等（自家用広告物等であるものを除く。）

電柱等利用広告物等又は公益物件利用広告物等であるものを除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(4) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可基準に適合しなければならない。

イ この許可基準が、一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下同じ。）よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基準が、一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用する。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例

第7条第4項の規定は、適用しない。

4 この形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物又は掲出物件について許可の手数を免除する。ただし、(3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(2) 施行期日

この形成方針は、平成10年8月1日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成16年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制に適合して表示される広告物又は設置される掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間は、なお、従前の例により表示し、又は設置することができる。

エ 当該指定による規制により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

規制基準の比較（高知西バイパス）

（H＝広告物の縦の高さ、A＝広告物の表示面積）

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区の規制基準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
共通事項	なし	蛍光の素材を使用しないこと。 照明装置付のものであるときは、当該照明装置は次によること。 a 点滅しない構造であること。 b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン等を除く）。	殊更に目立つ意匠のものを避ける。
屋上広告物等 （アドバルーンを除く。）	15m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/2	8m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/4かつ4m	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とし、高さは1階の高さ程度までとする。2階の高さ程度を超えるものについて規制の対象とする。
	なし	縦長のものでないこと。	安定感のある形状とするとともに建物の姿を大きく崩さないようにする。
	なし	支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）	安易な仕様のものを避ける。
壁面等広告物等	A≤51m以下の部分の壁面積×1/2	A≤51m以下の部分の壁面積×1/4	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とする。
敷地内独立広告物等 野立て広告物等 （自家用広告物等であるものに限る。）	A≤1面 50㎡ A≤1基 140㎡ H（地盤高）≤15m	A≤1面 10㎡ A≤1基 30㎡ H（地盤高）≤8m	1面当たりの表示面積については、野立て広告物等（自家用広告物等以外）と同程度までとするが、それぞれの営業等の事情を配慮し、形状の統一は行わない。1基当たりの表示面積については、許可地域等の許可基準（1面面積の2.8倍）に沿って基準を設定。高さは、敷地内に建物があることから2階の高さ程度までとする。なお、野立て広告物等であって自家用広告物等であるもの（建物未設置の営業等）については、営業に対する配慮の公平の観点から、同様に取り扱う。
	なし	表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）	安易な仕様のものを避ける。
	なし	許可の期間が6月以内の簡易な広告物等を除き、一敷地内について2基以下。ただし、敷地内独立広告物等又は野立て広告物等（自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。	広告物等の乱雑な設置を避け、集合化を促進することと併せ、質的な向上を図る。間口両側への設置を想定して2基以下とするが、敷地が広い場合は許可地域等の野立て広告物等の許可基準程度の相互間距離が保たれていれば、2基を超えて表示設置を認める。営業の事情等を考慮し、許可の期間が6月以内の簡易な広告物等は、規制の対象から除外する。

告
示

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区の規制基準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
野立て広告物等 (自家用広告物等であるものを除く。)	<p>A ≤ 1 面50㎡ A ≤ 1 基140㎡ H (地盤高) ≤ 15m</p> <p>野立て広告物等の相互間の距離は、30m以上離れていること。</p>	電柱等利用広告物等又は公益物件利用広告物等であるものを除き、表示し、又は設置してはならない。	野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物等に比して比較的設置の必要性が低く、また、本バイパスは、四国横断自動車道伊野インターチェンジに近接し、県土の玄関口として一層の美観を保つ必要があり、加えて、隣接の高知市区間が禁止地域等に指定されており、違和感が生じない沿道景観形成が望ましいことから、一部の小規模なもの（1㎡以下の電柱等利用広告物等又は公益物件利用広告物等）以外は、禁止する。
適用除外	(主な基準) 縦及び横の長さは、4m以下、表示面積10㎡以下、その他許可基準に適合するもの	許可地域等の適用除外基準に加え、自家用広告物等については、広告景観形成地区の指定による広告物等の許可基準に適合するもの。	適用除外の広告物等についても、本地区の規制の趣旨が守られるようにする。
経過措置	3年間 (平成8年3月の条例改正では、7月の地域指定告示から4年8月間の平成13年3月まで)	約6年間 (平成16年3月31日まで)	許可地域等の許可基準より概ね2倍以上厳しい規制内容となっており、通常の経過措置期間の倍の期間とする。

※広告景観形成地区の規制基準及び適用除外基準が、許可地域等と同じ場合は、記載を省略した。

(土佐市バイパス)

高知県屋外広告物条例による広告景観形成地区 の指定及び広告景観形成方針の定め（告示）

平成14年5月31日
高知県告示第302号

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

平成14年5月31日

高知県知事 橋本 大二郎

第1 広告景観形成地区の指定区域

土佐市バイパス（土佐市高岡町字ニガキ甲425番1地先の国道56号（現道をいう。以下同じ。）から同市蓮池字内淵岩978-Iの国道56号土佐市消防署進入口前までの区間）及び四国横断自動車道土佐インターチェンジの接続道路（四国横断自動車道の本線と土佐市バイパス間の接続道路をいい、四国横断自動車道の本線部分から側方へ100メートル以内の区域を除く。）並びにこれらの道路から側方へ10メートル以内の区域

なお、ここにいうバイパス及び接続道路は、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法面等は含まないものとする。

第2 形成方針

1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

土佐市バイパスは、四国横断自動車道土佐インターチェンジと国道56号を結ぶため、また、国道56号の土佐市市街地区間の交通渋滞を解消させるために整備されるバイパスであり、県中西部の発展のために重要な役割を果たす都市基盤として、その役割が期待されている幹線道路である。

当該道路については、新設の幹線道路として、特に良好な沿道景観の形成が望まれており、景観に対する配慮の必要性の認識が高まるなか、当該道路の沿道景観形成は、次の時代の沿道景観の在り方に一例を提示するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、都市近郊の幹線道路である当該道路においては、景観に対する配慮と適切な情報提供とが高い次元で調和することが求められている。

については、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に当たっての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン及び掲出方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努める。

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体として

告
示

とらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮する。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努める。

(2) 各広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

(ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定する。

(イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、建物の姿を大きく崩さないものとするとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生じるようにする。

(ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件と比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とする。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとする。

(エ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、規模を抑制して支障の程度を少なくするとともに、安定感のある形状で統一することにより、整然とした広告景観とする。

なお、野立て広告物等のうち自家用広告物等であるものについては、営業に対する公平な配慮の観点から、敷地内独立広告物等と同様に取り扱う。

イ 色彩

野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、色彩面において殊更に目立つことがないようにする。

ウ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、殊更に目立つ意匠のものや安易な仕様のもものは、設置しないこととする。

エ 位置その他

(ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物及び掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図る。

(イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては沿道景観上支障となりやすい物件であるので、面積当たりの数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別の数量を規制する。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置することとし、圧迫感の少ない広告景観とする。

当該道路と四国横断自動車道土佐インターチェンジの接続道路との交差点部分については、県土の玄関口であり、一層の美観を保つ必要性があることから、その周囲の区域への設置を禁止する。

オ 適用除外

自家用広告物等については、アからエまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号。以下「規則」という。）

の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をいう。)を適用する。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する事項（広告物等の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

(ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の8分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 高さは、地盤面から8メートル以下であること。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 表示面の形状は、長方形の板状で、2面（片面又は両面）までの表示であること。

(イ) 支柱は2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 上端までの高さは直近の当該道路の路面から3.6メートル以上4メートル以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2メートル以上2.5メートル以下で、表示面の横の長さは、3.6メートル以上4メートル以下であること。

b 上端までの高さは直近の当該道路の路面から4メートル以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は1面につき4平方メートル以下であること。

(2) 色彩

野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

彩度の高い色（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定する彩度が10以上の色をいう。ただし日本工業規格のZ8102に定める物体色の色名、付図19の色については、彩度12まで可とする。以下同じ。）の部分は、表示面のそれぞれについて広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の4分の1以下であること。

なお、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積に対する割合は、彩度の高い色の部分を内包できる2つまでの長方形又は正方形の組合せの面積で算定するものとする。

(3) 意匠及び素材

ア 共通事項

(ア) 蛍光の素材を使用しないこと。

(イ) 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は次によること。

a 点滅しない構造であること。

b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン及びこれに類するものを除く。）。

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。

(イ) ネオンサイン及びこれに類するものを使用しないこと。

(4) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等であるものに限る。）

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）の相互間の距離は、100メートル以上離れていること。

(イ) 当該道路から4メートル以上離れていること。

(ウ) 当該道路と四国横断自動車道土佐インターチェンジの接続道路との交差点（角切り部分を含む。）から100メートル以上離れていること。

(エ) 許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる数量は、申請者1人につき2基までであること。

(5) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可基準に適合しなければならない。

イ この許可基準が、一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下同じ。）よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基

準が、一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用する。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例第7条第4項の規定は、適用しない。

4 この形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物又は掲出物件について許可の手数料を免除する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ア (3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件

イ (3)のウの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件（(3)のエの規定により優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件のうち、当該指定による規制に適合するもの及び変更又は改造により適合することとなるものを除く。）

(2) 施行期日

この形成方針は、平成14年9月10日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成20年3月31日までの間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件（野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）を除く。）で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成20年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）については、当該指定による規制への適合の有無にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成20年3月31日を超えることができない。

エ ウの規定にかかわらず、オに規定する優先の取扱いを受ける野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）については、当該指定による規制に適合するもの及び許可を受けて変更又は改造を行い、平成20年3月31日までに当該指定による規制に適合することとなったものに限り、同日を超えて許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、広告物等の位置の10メートル以内の変更は、変更又は改造の範囲内とみなす。

オ 優先の取扱いを受ける野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）を分別して定める手順は、次のとおりとする。この場合において、(ア)から(エ)までの規定の手順は、この順に進めるものとする。

(ア) 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置を10メートル以内で変更したとしても、当該指定による位置の規制に適合しない場合は、優先の取扱いの検討対象から除外する。

なお、この検討の際には、広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制について審査を要しないものとする。

(イ) 優先の取扱いの検討対象から除外されない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第1順位とする（許可の日が同一である場合は、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積が最も小さいものを優先する。以下同じ。）。

(ウ) 第1順位の広告物又は掲出物件を基準として、当該指定による広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制に抵触する周囲の広告物又は掲出物件を優先の取扱いの検討対象から除外し、抵触しない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第2順位とする。

(エ) 以下同様に、許可の日による分別及び広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制への適合の有無による分別を経て、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を定める。

(オ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を分別する手順において定める優先順位は、分別の手順においてのみ効力を有するものとし、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件は、相互に平等な取扱いを受けるものとする。

(カ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件であっても、位置の変更を伴う変更又は改造により他の広告物又は掲出物件との相互間の距離が短くなり、当該指定による規制の基準に抵触することとなる場合は、優先の取扱いを受ける資格を失うものとする。

(キ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件は、当該指定による規制の施行の日以後平成20年3月31日までの間に生じた事情の変化にかかわらず、優先の取扱いを受けることはないものとする。

カ 当該指定による規制の施行の日以後平成20年3月31日までの間に許可を受けて新規に表示し、又は設置する野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）は、ア、ウ及びエの規定の適用により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等又は電柱等利用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）から100メートル以上離れていなければならない。

キ 当該指定による規制に適合して表示される広告物又は設置される掲出物件（許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除く。）で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

ク 当該指定による規制により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

規制基準の比較（土佐市バイパス）

（H＝広告物等の縦の高さ、A＝広告物等の表示面積）

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区の規制基準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
共通事項	なし	蛍光の素材を使用しないこと。 照明装置付のものであるときは、当該照明装置は次によること。 a 点滅しない構造であること。 b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン等を除く）。	殊更に目立つ意匠のものを避ける。
屋上広告物等 （アドバルーンを除く。）	15m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/2	8m<屋上広告物等上端≤51mのとき、H≤建物高×1/4かつ4m	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とし、高さは1階の高さ程度までとする。2階の高さ程度を超えるものについて規制の対象とする。
	なし	縦長のものでないこと。	安定感のある形状とするとともに建物の姿を大きく崩さないようにする。
	なし	支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。	安易な仕様のものを避ける。
壁面等広告物等	A≤51m以下の部分の壁面面積×1/2	A≤51m以下の部分の壁面面積×1/8	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とする。
敷地内独立広告物等 野立て広告物等 （自家用広告物等であるものに限る。）	A≤1面 50㎡ A≤1基 140㎡ H（地盤高）≤15m	A≤1面 10㎡ A≤1基 30㎡ H（地盤高）≤8m	1面当たりの表示面積については、野立て広告物等（自家用広告物等以外）と同程度までとするが、それぞれの営業等の事情を配慮し、形状の統一は行わない。1基当たりの表示面積については、許可地域等の許可基準（1面面積の2.8倍）に沿って基準を設定。高さは、敷地内に建物があることから2階の高さ程度までとする。なお、野立て広告物等であって自家用広告物等であるもの（建物未設置の営業等）については、営業に対する配慮の公平の観点から、同様に取扱う。
	なし	表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること （当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。	安易なものを避ける。
	なし	許可の期間が6月以内の簡易な広告物等を除き、一敷地内について2基以下。ただし、敷地内独立広告物等又は野立て広告物等（自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。	広告物等の乱雑な設置を避け、集合化を促進することと併せ、質的な向上を図る。間口両側への設置を想定して2基以下とするが、敷地が広い場合は許可地域等の野立て広告物等の許可基準程度の相互間距離が保たれていれば、2基を超えて表示設置を認める。営業の事情等を考慮し、許可の期間が6月以内の簡易な広告物等は、規制の対象から除外する。
野立て広告物等 （自家用広告物等又は電柱等利	なし	表示面の形状は長方形の板状で、2面まで（片面又は両面）の表示であること。	整然とした広告景観とするため、同程度の規模、形状で統一することとし、高さは建物の1階程度、形状は安定感のある横長で、縦と

告
示

広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区 の 規 制 基 準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
用広告物等若しくは公益物件利用広告物等であるものを除く。）	なし	支柱は2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。	横の長さの割合、表示面と支柱間距離の割合及び路面上における表示面と支柱の高さの割合が黄金比（1：約1.6）に近いものとなるようにする。規制値は、製作の利便に配慮し、サイズに1割程度の幅を認める。なお、この規制を行うことにより、表示の必要以上に広告物等を大きくすることのないよう、比較的小さな規模のもの（禁止地域等において適用除外となる自家用広告物等程度の規模のもの）についても、同様の形状で設置できるようにする。景観上支障の少ない小規模なもの（電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等）については、規制の対象から除外する。
	A ≤ 1面 50 m ² A ≤ 1基 140 m ² H（地盤高） ≤ 15m	次のいずれかであること。 a 路面高 3.6～4.0m 表示面縦 2.2～2.5m 横 3.6～4.0m （表示面積）7.92～10 m ² b 路面高 4.0m以下 表示面は、横の長さが縦の長さの1.4～1.8倍の横長 （表示面積）4.0 m ² 以下	
	なし	彩度の高い色（彩度10以上）の部分 ≤ 表示面積 × 1 / 4（各面ごと） ただし、日本工業規格のZ8102に定める物体色の色名、付図19の色については、彩度12まで可とする。	目立つ色彩の部分は、表示面のなかでアクセント的に使用されるようにする。 彩度の高い色については、10以上の部分を表示面積の4分の1に規制する。 ただし、青系統色については、彩度の高い色を12まで可能とする。このことにより、土佐市のカラーである青系統色を推奨することによりこの地区の特徴とする。
	なし	表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること （当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。	安易な仕様のものを避ける。
	なし	ネオンサイン等を使用しないこと。	殊更に目立つ意匠のものを避ける。
	野立て広告物等の相互間の距離は、30m以上離れていること。	野立て広告物等の相互間の距離は、100m以上離れていること。	高さの規制が、許可地域等の許可基準の4分の1程度に抑えられており、相互間距離の規制もこれに準ずるレベルとする。
	なし	土佐市バイパスから4m以上離れていること。	圧迫感を軽減するため、野立て広告物等1基分の距離を離すこととする。
	なし	土佐市バイパスと四国横断自動車道土佐インターチェンジの接続道路との交差点（角切り部分を含む。）から100m以上離れていること。	県土の玄関口であり、一層の美観を保つため、一般の規制区域（道路から側方100m以内の区域）に準じて周囲100m以内の区域を禁止する。
なし	数量は、申請者1人につき2基までであること。	相互間距離規制により野立て広告物等の総数が減少するため、制限された数量のなかで公平な運用が図られるようにする。数量は、進行方向各1基ずつの設置を想定して2基までとする。	
適用除外	（主な基準） 縦及び横の長さは、4m以下、表示面積10 m ² 以下、その他許可基準に適合するもの	許可地域等の適用除外基準に加え、自家用広告物等については、広告景観形成地区の指定による広告物等の許可基準に適合するもの。	適用除外の広告物等についても、本地区の規制の趣旨が守られるようにする。
経過措置	3年間 （平成8年3月の条例改正では、7月の地域指定告示から4年8月間の平成13年3月まで）	約6年間 （平成20年3月31日まで）	許可地域等の許可基準より概ね2倍以上厳しい規制内容となっており、通常の経過措置期間の倍の期間とする。

※広告景観形成地区の規制基準及び適用除外基準が、許可地域等と同じ場合は、記載を省略した。

(県道高知空港インター線)

高知県屋外広告物条例による広告景観形成地区 の指定及び広告景観形成方針の定め（告示）

〔平成27年2月27日〕
〔高知県告示第92号〕

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

第1 広告景観形成地区の指定区域

県道高知空港インター（国道55号と交わる交差点から南国市道王子空港線との接点までの区間）及び当該道路から東西側方へ100メートル以内の区域（県道高知空港インターは、道路交通の用に供される路面の区域（^{のり}停車可能な区域を含む。）とし、法面等を含まないものとする。）

第2 形成方針

1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

県道高知空港インターは、高知龍馬空港と高知東部自動車道及び国道55号とを結ぶアクセス道路であり、当該道路が整備されることにより、陸・海・空の交通ネットワークが形成され、安全かつ快適な交通の確保、物流の効率化及び観光交流の更なる促進に大きく寄与するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、県の空の玄関口である高知龍馬空港に直結する当該道路においては、景観に対する配慮と適切な情報提供とが高い次元で調和することが求められている。

ついては、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に当たっての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン並びに表示及び設置の方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努めること。

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体としてとらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮すること。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努めること。

(2) 広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

告
示

- (ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定すること。
- (イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、当該建物の姿を大きく崩さないものとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生ずるようにすること。
- (ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件に比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とすること。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとすること。
- (エ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、規模を抑制して支障の程度を少なくするとともに、安定感のある形状で統一することにより、整然とした広告景観とすること。

なお、野立て広告物等のうち自家用広告物等については、営業に対する公平な配慮の観点から、敷地内独立広告物等と同様に取り扱うこと。

イ 色彩

野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、色彩面において特に目立つことがないようにすること。

ウ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、特に目立つ意匠のもの及び安易な仕様のもは、設置しないようにすること。

エ 位置その他

- (ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物又は掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図ること。
- (イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のものは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、表示面積又は表示可能面積の数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別に設置数量を規制すること。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置するようにし、圧迫感の少ない広告景観とすること。

オ 適用除外

自家用広告物等については、アからエまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をいう。）を適用すること。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項（広告物又は掲出物件の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

- (ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下の

ときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 広告物又は掲出物件は、縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の8分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 広告物又は掲出物件の高さは、地盤面から8メートル以下であること。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 広告物又は掲出物件の表示面の形状は、長方形の板状で、2面（片面又は両面）までの表示であること。

(イ) 広告物又は掲出物件の支柱は、2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 広告物又は掲出物件の上端までの高さは直近の当該道路の路面から3.6メートル以上4メートル以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2メートル以上2.5メートル以下で、表示面の横の長さは3.6メートル以上4メートル以下であること。

b 広告物又は掲出物件の上端までの高さは直近の当該道路の路面から4メートル以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は1面につき4平方メートル以下であること。

(2) 色彩

野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）

マンセル表色系（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法をいう。）に規定する明度4以下の色、暖色系のR（赤）、YR（橙）及びY（黄）の彩度10以上の色並びに暖色系のR（赤）、YR（橙）及びY（黄）以外の彩度6以上の色の部分は、表示面のそれぞれについて、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の4分の1以下であること。

なお、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積に対する割合は、彩度の高い色の部分を内包することができる二つまでの長方形又は正方形の組合せの面積で算定するものとする。

(3) 意匠及び素材

ア 共通事項

(ア) 蛍光の素材を使用しないこと。

(イ) 照明装置付きのものは、当該照明装置は、次によること。

a 点滅しない構造であること。

b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン及び電光表示装置を除く。）。

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望することができないものを除く。）。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）。

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望することができないものを除く。）。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望することができないものを除く。）。

(イ) ネオンサイン及び電光表示装置を使用しないこと。

(4) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。

イ 野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）の相互間の距離は、100メートル以上離れていること。

(イ) 当該道路から4メートル以上離れていること。

(ウ) 当該道路と国道55号との交差点から100メートル以上離れていること。

(エ) 許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる数量は、申請者1人につき2基までとすること。

(5) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が複数の種類に該当するときは、その該当する全ての種類に係る許可基準に適合しなければならないこと。

イ この許可基準が一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下同じ。）よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基準が一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用すること。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に掲げる広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例第7条第4項の規定は、適用しない。

4 形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物又は掲出

物件について許可の手数料を免除する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ア (3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件

イ (3)のウの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件 ((3)のエの規定により優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件のうち、当該指定による規制に適合するもの及び変更又は改造により適合することとなるものを除く。)

(2) 施行期日

この形成方針は、平成27年2月28日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件(条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されているものを除く。)で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件(野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。))を除く。)で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)については、当該指定による規制への適合の有無にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

エ ウの規定にかかわらず、オに規定する優先の取扱いを受ける野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)については、当該指定による規制に適合するもの及び許可を受けて変更又は改造を行い、平成33年3月31日までに当該指定による規制に適合することとなったものに限り、同日を超えて許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、広告物又は掲出物件の位置の10メートル以内の変更は、変更又は改造の範囲内とみなす。

オ 優先の取扱いを受ける野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)を分別して定める手順は、次のとおりとする。この場合において、(ア)から(エ)までの規定の手順は、この順に進めるものとする。

(ア) 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置を10メートル以内で変更したとしても、当該指定による位置の規制に適合しない場合は、優先の取扱いの検討対象から除外する。

なお、この検討の際には、広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制について審査を要しないものとする。

(イ) 優先の取扱いの検討対象から除外されない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古

いものを第1順位とする（許可の日が同一である場合は、表示面積又は表示可能面積が最も小さいものを優先する。以下同じ。）。

(ウ) 第1順位の広告物又は掲出物件を基準として、当該指定による広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制に抵触する周囲の広告物又は掲出物件を優先の取扱いの検討対象から除外し、抵触しない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第2順位とする。

(エ) 以下同様に、許可の日による分別及び広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制への適合の有無による分別を経て、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を定める。

(オ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を分別する手順において定める優先順位は、分別の手順においてのみ効力を有するものとし、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件は、相互に平等な取扱いを受けるものとする。

(カ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件であっても、位置の変更を伴う変更又は改造により他の広告物又は掲出物件との相互間の距離が短くなり、当該指定による規制の基準に抵触することとなる場合は、優先の取扱いを受ける資格を失うものとする。

(キ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件は、当該指定による規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に生じた事情の変化にかかわらず、優先の取扱いを受けることはないものとする。

カ 当該指定により規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に許可を受けて新規に表示し、又は設置する野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）は、ア、ウ及びエの規定の適用により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）から100メートル以上離れていなければならない。

キ 当該指定による規制に適合して表示されている広告物又は設置されている掲出物件（条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されているものを除く。）で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

ク 当該指定による規制により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

規制基準の比較（県道高知空港インター線）

(H = 広告物の縦の高さ、A = 広告物の表示面積)

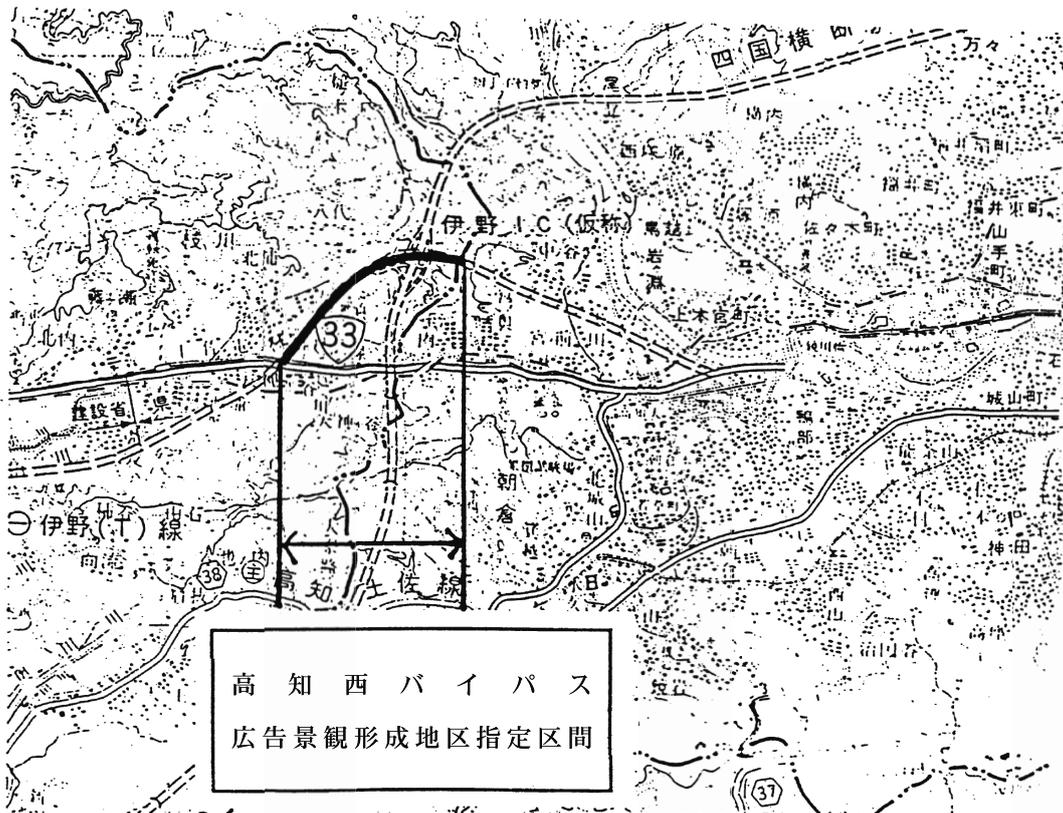
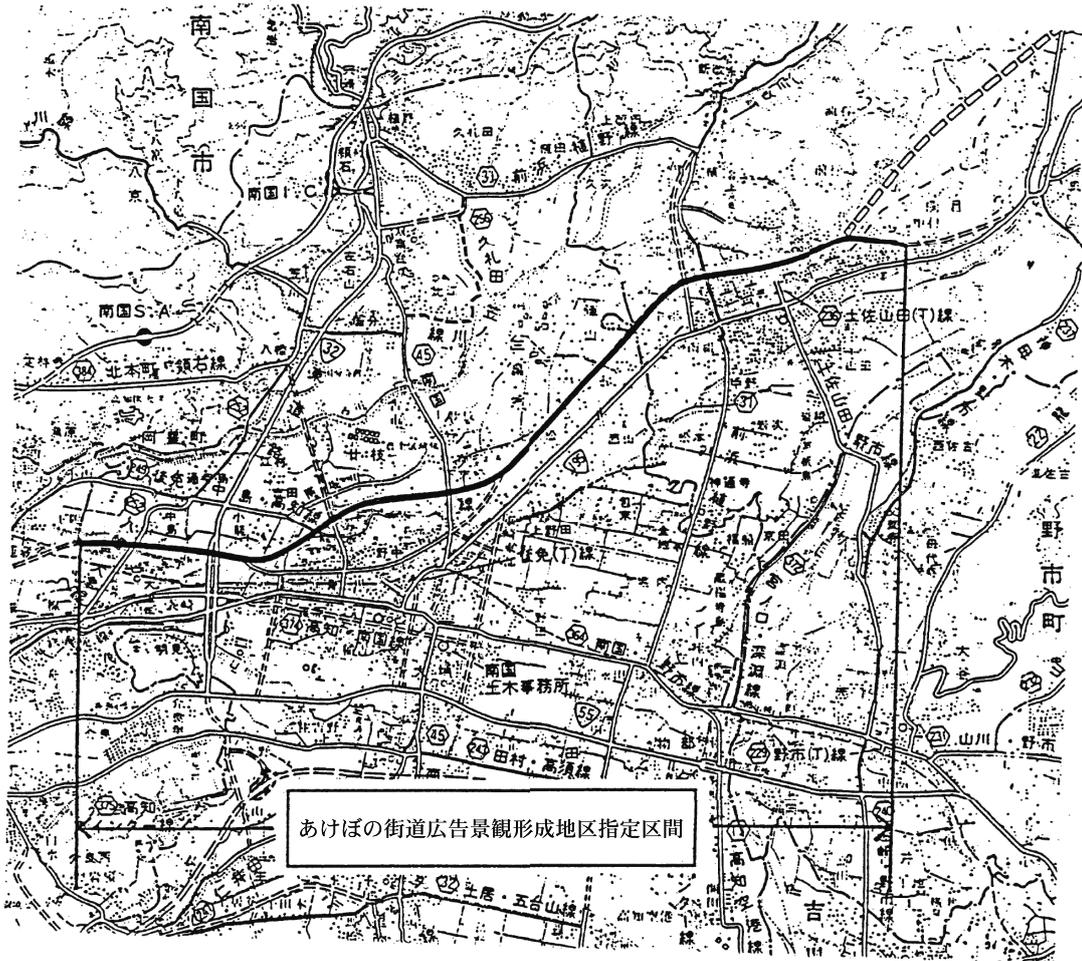
広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区の規制基準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由
共通事項	なし	蛍光の素材を使用しないこと。 照明装置付のものであるときは、当該照明装置は次によること。 a 点滅しない構造であること。 b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること（ネオンサイン等を除く。）。	特に目立つ意匠のものを避ける。
屋上広告物等 （アドバルーンを除く。）	$15\text{m} < \text{屋上広告物等上端} \leq 51\text{m}$ のとき、 $H \leq \text{建物高} \times 1/2$	$8\text{m} < \text{屋上広告物等上端} \leq 51\text{m}$ のとき、 $H \leq \text{建物高} \times 1/4$ かつ 4m	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とし、高さは1階の高さ程度までとする。2階の高さ程度を超えるものについて規制の対象とする。
	なし	縦長のものでないこと。	安定感のある形状とするとともに建物の姿を大きく崩さないようにする。
	なし	支柱及び骨組みが露出しないようにすること（当該道路から支柱及び骨組みを展望できないものを除く。）。	安易な仕様のものを避ける。
壁面等広告物等	$A \leq 51\text{m}$ 以下の部分の壁面積 $\times 1/2$	$A \leq 51\text{m}$ 以下の部分の壁面積 $\times 1/8$	建物との対比調和を図るため、広告物等が建物のアクセントとなるレベルの規模とする。
敷地内独立広告物等 野立て広告物等 （自家用広告物等であるものに限る。）	$A \leq 1$ 面 50m^2 $A \leq 1$ 基 140m^2 H （地盤高） $\leq 15\text{m}$ なし	$A \leq 1$ 面 10m^2 $A \leq 1$ 基 30m^2 H （地盤高） $\leq 8\text{m}$ 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること（当該道路から裏面の骨組みを展望できないものを除く。）。	1面当たりの表示面積については、野立て広告物等（自家用広告物等以外）と同程度までとするが、それぞれの営業等の事情を配慮し、形状の統一は行わない。1基当たりの表示面積については、許可地域等の許可基準（1面面積の2.8倍）に沿って基準を設定。高さは、敷地内に建物があることから2階の高さ程度までとする。なお、野立て広告物等であって自家用広告物等であるもの（建物未設置の営業等）については、営業に対する配慮の公平の観点から、同様に扱う。
	なし	許可の期間が6月以内の簡易な広告物等を除き、一敷地内について2基以下。ただし、敷地内独立広告物等又は野立て広告物等（自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。	安易な仕様のものを避ける。
	なし	許可の期間が6月以内の簡易な広告物等を除き、一敷地内について2基以下。ただし、敷地内独立広告物等又は野立て広告物等（自家用広告物等であるものに限る。）の相互間の距離（当該2基の相互間の距離を除く。）が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。	広告物等の乱雑な設置を避け、集合化を促進することと併せ、質的な向上を図る。間口両側への設置を想定して2基以下とするが、敷地が広い場合は許可地域等の野立て広告物等の許可基準程度の相互間距離が保たれていれば、2基を超えて表示設置を認める。営業の事情等を考慮し、許可の期間が6月以内の簡易な広告物等は、規制の対象から除外する。

告
示

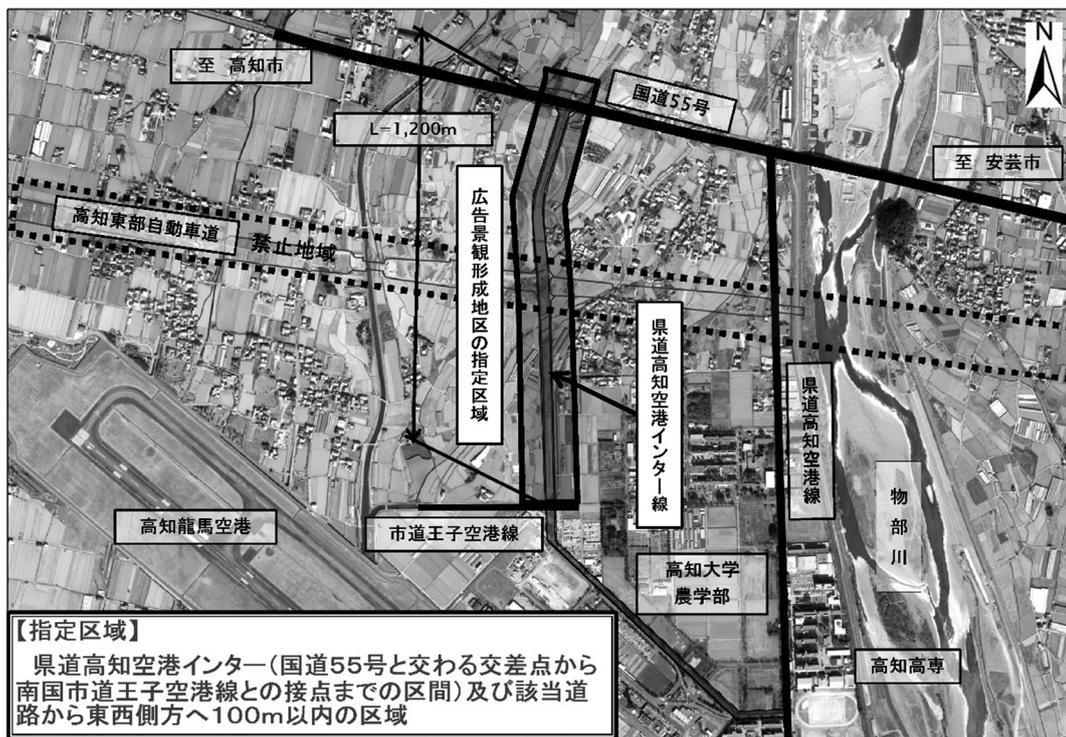
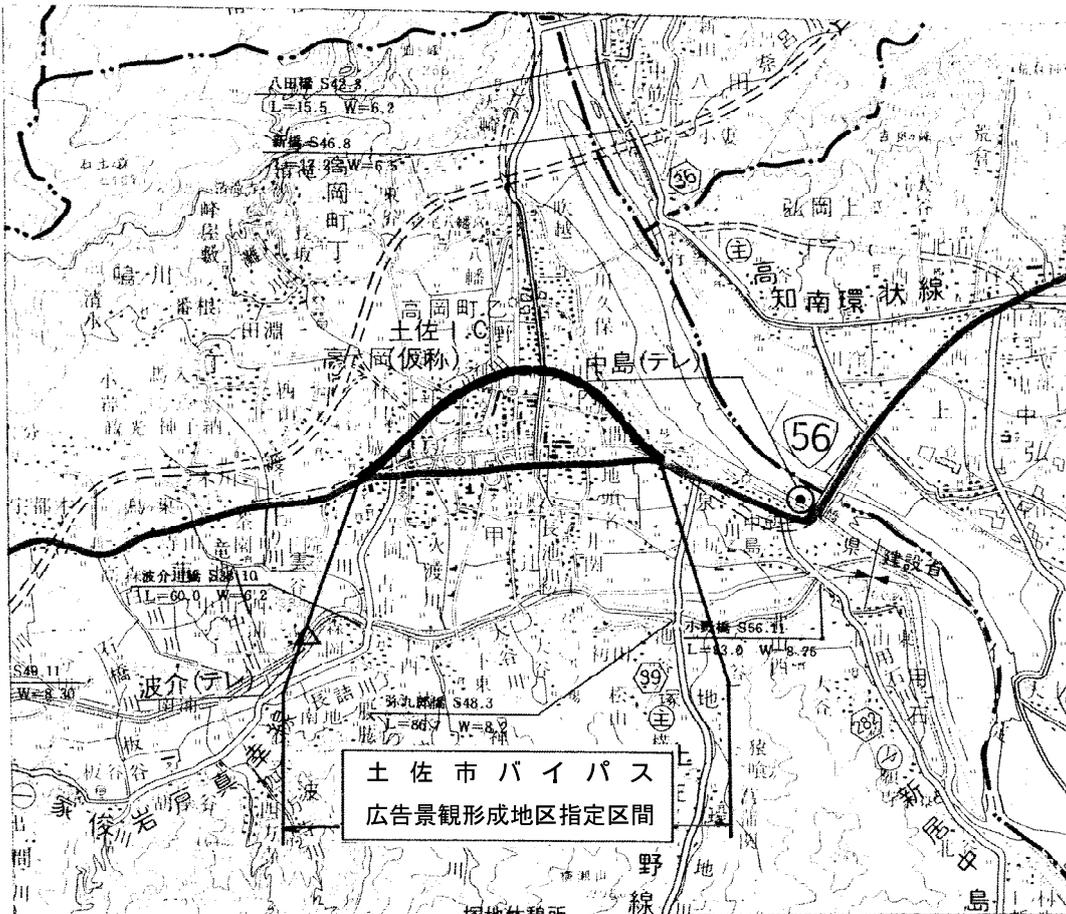
広告物等の種類	許可地域等の規制基準	広告景観形成地区 の 規 制 基 準	広告景観形成地区の規制基準の設定理由	
野立て広告物等 (自家用広告物 等又は電柱等利 用広告物等若し くは公益物件利 用広告物等であ るものを除く。)	なし	表示面の形状は長方形の板 状で、2面まで(片面又は 両面)の表示であること。	整然とした広告景観とするため、同程度の規 模、形状で統一することとし、高さは建物の 1階程度、形状は安定感のある横長で、縦と 横の長さの割合、表示面と支柱間距離の割合 及び路面上における表示面と支柱の高さの割 合が黄金比(1:約1.6)に近いものとなる ようにする。規制値は、製作の利便に配慮 し、サイズに1割程度の幅を認める。なお、 この規制を行うことにより、表示の必要以上 に広告物等を大きくすることのないよう、比 較的小さな規模のもの(禁止地域等において 適用除外となる自家用広告物等程度の規模の もの)についても、同様の形状で設置できる ようにする。景観上支障の少ない小規模なも の(電柱等利用広告物等及び公益物件利用広 告物等)については、規制の対象から除外す る。	
	なし	支柱は2本で、表示面の側 方からそれぞれ当該表示面 の横の長さの2割の長さ分 内側の位置に設置すること。		
	A ≤ 1面 50 m ² A ≤ 1基 140 m ² H(地盤高) ≤ 15m	次のいずれかであること。 a 路面高 3.6~4.0m 表示面縦 2.2~2.5m 横 3.6~4.0m (表示面積)7.92~10 m ² b 路面高 4.0m以下 表示面は、横の長さ が縦の長さの1.4~1.8 倍の横長 (表示面積)4.0 m ² 以下		
	なし	明度4以下の色、R(赤)・YR (橙)・Y(黄)は彩度10以上 の色、それ以外は彩度6以上 の色部分 ≤表示面積×1/4(各面ごと)		目立つ色彩の部分は、表示面のなかでアクセ ント的に使用されるようにする。 明度は、道路標識の見落としが起りにくいよ うに配慮する。
	なし	表示面の裏面の骨組みが露 出しないようにすること (当該道路から裏面の骨組 みを展望できないものを除 く。)		安易な仕様のものを避ける。
	なし	ネオンサイン等を使用しな いこと。		特に目立つ意匠のものを避ける。
	野立て広告物等の相互間の 距離は、30m以上離れてい ること。	野立て広告物等の相互間の 距離は、100m以上離れて いること。		高さの規制が、許可地域等の許可基準の4分 の1程度に抑えられており、相互間距離の規 制もこれに準ずるレベルとする。
	なし	県道高知空港インター線から 4m以上 離れていること。		圧迫感を軽減するため、野立て広告物等1基 分の距離を離すこととする。
なし	数量は、申請者1人につき 2基までであること。	相互間距離規制により野立て広告物等の総数 が減少するため、制限された数量のなかで公 平な運用が図られるようにする。数量は、進 行方向各1基ずつの設置を想定して2基まで とする。		
適用除外	(主な基準) 縦及び横の長さは、4m以 下、表示面積10 m ² 以下、そ の他許可基準に適合するも の	許可地域等の適用除外基準 に加え、自家用広告物等につ いては、広告景観形成地区 の指定による広告物等の 許可基準に適合するもの。	適用除外の広告物等についても、本地区の規 制の趣旨が守られるようにする。	
経過措置	3年間 (平成8年3月の条例改正で は、7月の地域指定告示から4 年8月間の平成13年3月ま で)	約6年間 (平成33年3月31日まで)	許可地域等の許可基準より概ね2倍以上厳し い規制内容となっており、通常の経過措置期 間の倍の期間とする。	

※広告景観形成地区の規制基準及び適用除外基準が、許可地域等と同じ場合は、記載を省略した。

規制概要図



告示



高知県屋外広告物条例等の運用 について（土木部長通知）

各土木事務所長 様

土 木 部 長

高知県屋外広告物条例等の運用について（通知）

平成8年3月26日及び4月30日に改正公布された高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）及び高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年4月高知県規則第81号）の運用について下記のとおり定めたので、適切な事務処理を行うようにしてください。

なお、この運用は平成18年4月1日から施行します。

記

第1章 総則

1 目的、広告物等の在り方（条例第1条～第2条）

高知県屋外広告物条例（以下「条例」という。）の目的について明らかにするとともに、広告物等は表示又は設置の方法が公衆にとって快適で、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならないとし、広告物等のあるべき姿について、その方向を示している。

これは、単に許可の基準等の規制に適合するだけでなく、一步進んで周囲に与える影響を配慮した広告物等となるよう表示設置者等に強く要請しているものである。条例においてどのような細かな規制を設けても、表示設置者等に周囲に対する配慮と美的な感覚がなければ、結果として条例本来の目的である美しい景観と安全な環境の達成は困難であり、これを実現するためには、表示設置者等の理解と自主的な協力が不可欠である。個々の事例について規制内容以上の指導は差し控えなければならないが、条例の適用にあたっては、この基本理念を踏まえ、たうえで県民に対する意識の啓発、指導を行うよう務めるものとする。

2 屋外広告物の定義（法第2条）

(1) 屋外広告物法（以下「法」という。）第2条第1項では、次の4つの要件のすべてを満たしているものを屋外広告物と定義している。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

広告物のうち定着して表示されるものに限る趣旨であり、貼り付けられたり、設置されたときに定着性を有し、屋外広告物に該当することとなる。

運
用

② 屋外で表示されるものであること。

建物等の外側にあることを必要とする趣旨であり、公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物に該当しない。

③ 公衆に対し表示されるものであること。

単に不特定多数に表示する意味ではなく、建物の管理権等から総合的に「公衆」の該当性を判断すべきである。例えば、建物の閉鎖的な中庭に面した広告物や野球場の中の広告物は、公衆に対し表示されているとはいえず、屋外広告物に該当しない。

④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

例えば、音響による広告は、屋外広告物に該当しない。

(2) 屋外広告物の「表示」といいうるためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要であり、その内容は、営利非営利を問わない。

(3) 屋外広告物には、様々な形態があり、それが広告以外の別の機能、要素を併せ有することがある。物件自体や、周囲の環境により物件がそのもの本来の機能、要素のみと認められるときは、多少の装飾に類するものがあっても屋外広告物には該当しないが、そのもの本来の機能、要素以外のものがあれば、屋外広告物に該当する可能性がある。例えば、境内にある神仏像は、信仰の対象としての機能、要素のみであるから、屋外広告物としての要件を満たしているものであっても屋外広告物には該当しないが、仏具店の店舗の屋上にある神仏像や、遊園地に設置されたシンボルタワー的な巨大な神仏像は、それぞれ宣伝や集客の機能、要素を併せ有すると一般に考えられるので、屋外広告物に該当する。

(4) 屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件を総称して、「広告物等」という表現を用いている。

<事例>

① 一日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも、屋外広告物に該当する。

② 街頭で配布されるチラシの類は、定着性がなく、屋外広告物に該当しない。これらは、建物や塀などに貼り付けられたときにはじめて定着性を有し、屋外広告物に該当する。

③ ビルの窓ガラスの内側から外側に向けてはるポスター等は屋外広告物に該当しない。

④ ガソリンスタンドの屋根の下に掲出されている広告物は、屋外広告物に該当しない。(形態等を総合的に判断すべきであり、屋根が広告物等の付属物に過ぎない形状のものは、一体として屋外広告物に該当する。また、ひさしの下に設置されている広告物等は屋外広告物に該当する。)

⑤ 公衆電話ボックスの内部にはられたチラシは、屋外広告物に該当しない。

⑥ 有体物に投影しない、単なる光のみの広告は、屋外広告物に該当しない。

⑦ 建物の壁面に絵が表示されている場合は、それが一定の観念、イメージ等を伝達するものであれば、これを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、屋外広告物に該当する。

⑧ 文字、絵、シンボルマークを伴わない単なる線状の壁面塗装等は、一定の観念、イメージ等を表示しているとまではいえず、屋外広告物には該当しない。

⑨ 人、動物、車両、電車、汽車、船舶、航空機等の外側に表示された広告物も要件を満たせば、屋外広告物に該当するが、移動を常態としていることから、本県においては、条例の主たる規制の対象から除外している(条例第2条及び第10条の規定は適用される。)

第2章 広告物等の規制

第1節 禁止、許可等

1 広告物等の種類（規則第2条）

(1) 人智は限りなく、さまざまな形態の広告物等が創造されていくが、本県においては、規則別表第1で、3つの視点から分類している。この表には規制を行う広告物等の種類のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物等があるし、逆に1の広告物等が複数の種類に該当することもある。

<事例>

- ① 電車の車体に塗装して表示する広告は、いずれの種類にも該当しない屋外広告物である。
 - ② 道路の上空を横断して設置する広告幕は「広告幕等」及び「道路横断広告物等」に該当する。
 - ③ 建物の壁面に貼り付けたはり紙は「はり紙」及び「壁面等広告物等」に該当する。
- (2) このような区分方法は、慣れないうちは混乱を招きやすいが、規制を行う以上は一定の視点で広告物等を見て、明確に区分する必要があるし、それぞれの視点区分ごとに規制目的が異なるため、やむを得ず採用しているものである。

例えば建物の壁面に取り付けられた広告幕は、素材の観点から見れば一般の壁面な広告物等とは分別して許可期間を短く設定すべきであるし、建物を利用する広告物としての観点から見れば、建物の壁面面積と比して一定以下の大きさであることが望ましい。典型的で、街でよく見受けられる広告物等を対象に許可の基準を設けても、これらの枠に納まりきらない広告物等は多く、かつ、次々と考案され、また、組み合わせによるさまざまなバリエーションが考えられるため、敢えて視点を分けて区分することとしたものである。

(3) 公益物件利用広告物等は、知事が認められるものに限られており、この認定は土木事務所長に委任されているが、

- ① 行政機関との連名等行政機関の直接の関与のもとに設置されたことが外見上明らかであるもの
 - ② 行政機関が当該物件の公益性と設置の必要性を公文書（意見書）をもって認めるもの
- に限り、当該物件を利用して表示又は設置する広告物等を公益物件利用広告物等と認定するものとする。

ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路の沿道等、道路交通の安全上支障があると認められるものについては、行政機関の意見書がある場合であっても、認定を行わないことができる。なお、意見書等の標準書式は別紙1及び2のとおりであり、必ずしもこの様式によることを要しないが、物件の公益性と設置の必要性についての意見が付され、かつ公印が押されたものでなければならない。

<事例>

- ① 公益物件利用広告物等が掲出されている公益物件の公益性と設置の必要性を認める行政機関とは、それぞれの公益物件の性格により異なる。一般的に消火栓標識であれば消防署、観光地図であれば市町村の観光担当課、住民用掲示板であれば、市町村の住民自治担当課、道路照明であれば、その目的が防犯又は交通安全であれば警察署、商店街振興であれば市町村産業振興担当課である。なお、いずれの行政機関もその物件の公益性と設置の必要性を認めない場合は、申請者が公益の用に供されていると主張する部分も含めて、一般の広告物等として取り扱う。
- ② 車輪が付いて移動が可能ないわゆる置看板は、静止して広告用に供することを常態とするもの

であり、正当な権限のもとに設置する場所により敷地内独立広告物等又は野立て広告物等として区分する。

- ③ 建物の壁面に表示又は設置されているものは、いわゆる広告板状のものであっても、人形等立体のものであっても壁面等広告物等に該当する。
- ④ 敷地内独立広告物等と自家用広告物等とは、別個の概念であり、例えば敷地内独立広告物であってもその敷地にある建物の事業や営業と関係のない広告物等は、自家用広告物等には該当しない。

2 禁止地域等、禁止物件（条例第3条～第4条）

- (1) 広告物等が禁止されている地域等及び物件については、条例第3条及び第4条に規定されているとおりであり、このうち「知事が指定する区域」については、基本的に、観光及び自然景観の保全上必要な地域、高速自動車国道・自動車専用道路の沿道、その他市町村等が適当と認める道路の沿道等について、別途告示して指定している。
- (2) 条例第4条第1項第10号において、その他これらに類するものについては、風力発電機等が該当する。
- (3) 条例第4条第3項第1号において、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の禁止の対象から国等の設置した街灯柱等が除外されているが、これは、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等以外の一切の広告物等禁止されているため、このような規定しているものである。逆に、第1号に列記されているものは、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等以外の広告物等であれば、設置できる可能性があることとなる。

3 許可地域等（条例第5条）

- (1) 許可を受けて広告物等が設置できる地域等については、条例第5条に規定されているとおりであり、「知事が指定する市町村」及び「知事が指定する区域」については、基本的に、市及び人口の多い町、並びに幹線道路の沿道、鉄道等の沿線について、別途告示して指定している。
- (2) 許可地域等の指定がある場合であっても、その区域が禁止区域等でもある場合は、禁止地域等の規定が適用される。広告物等が禁止地域等と許可地域等の境界線上にある場合は、50%以上を占めるものの地域等の規定を適用する。
- (3) 広告物等の許可申請は、規則第3条の規定により別記第1号様式の申請書に必要書類を添付することにより行う。なお、申請書及び許可証のうち、「高知県知事」とあるものは、許可に関する権限が土木事務所長に委任されているので、「〇〇土木事務所長」と直して使用すること。また、教示欄の「（異議申立て）」の部分は、同様の理由で削ること。
- (4) 広告物等の種類については、規則上の用語を用いるものとするが、申請者が広告物等の種類を正確に記載していないときは、添付の図面等で内容を確認のうえ、全く意味が違うのであればともかく、申請者に殊更に訂正を求めることはせず、同欄余白を区切って※印を付け、土木事務所記載であることを明確にしたうえで、正確な用語法により当該広告物等の種類を記載すること。予め余白部分を区切っておくことも一方法である。
- (5) 建築基準法の規定による建築確認においては、広告物の意匠等表示内容を記載した図面は要件となっていないが、条例の申請においては必要である。やむを得ない理由により申請時に表示内容が確定していないときは、必要に応じ許可の条件として「蛍光色を使用しないこと」の条件を

付するものとする（広告物活用地区における申請を除く。）。

- (6) 土木事務所長においてやむを得ない理由が存すると認める場合は、広告物等の仕様書及び図面を簡略化して差し支えない。
- (7) 申請書は2部提出とし、1部を許可証として使用し、1部を所管の班で保管する。収入証拠書類には関係書類の添付は行わず、収入調定書の備考欄に「申請書原本は〇〇班で保管」と記載して処理するものとする。
- (8) 申請にかかる広告物等について、表示設置場所の所有者の承諾を得ているか否かは、基本的に審査の範疇ではない。ただし、土木事務所長が管理する公物等に広告物等を表示又は設置しようとする場合で、表示又は設置ができないことが明らかな場合は、土木事務所長としての統一性と許可手数料の負担を考慮し、許可しないことができる。
- (9) はり紙及びはり札等については、一般に量が多いので、申請時には表示設置場所を逐一審査しないこととし、申請書においても「〇〇市〇〇町」、「〇〇町大字〇〇」等の一定の地域の表示のものを受理して差し支えない。ただし、申請者に対しては、必要に応じ、又はその求めに応じて、表示設置前、又は後に表示設置の可否を指導するものとする。

4 個別地区制度（条例第6条～第8条）

- (1) 条例第3条及び第5条は一般的な規制であるが、各地の個性や多様な景観に対応するためには、個別地区の制度を活用することが必要となる。条例では、3つのメニューを用意してこれに対応することとしている。
- (2) 条例第6条の広告物活用地区については、原則として現に許可地域であって、相当程度賑わいのある繁華街等を指定することとする。
- (3) 条例第7条の広告景観形成地区については、県下各地で個性のある広告景観を創出するため、市町村に対し積極的に打診する等により指定申請を促進するものとする。

<事例>

- ① 市町村は、広告景観形成地区の申請にあたっては、自家用広告物等に対する緩やかな規制や野立て広告物等の禁止等の規制を行うに過ぎない場合や、また、他の市町村も関係する道路、河川等の沿道、沿川等統一的な規制を行う場合は、なるべく行政側において判断することとするが、地区指定により自家用広告物等に対し相当の規制を行う等の厳しい規制を行う場合は、対象地域の住民の理解を得るよう努めるものとする。
また、一方で、長期的な視点を持ち、市町村の住民全体が将来享受する良好な景観に関する利益を考慮して基本構想を策定し、指定を申請するものとする。
- ② 広告景観形成地区には、禁止地域等をベースにするものと許可地域等をベースにするものと2種類あるが、いずれもそれぞれの地区の規制の上乗せ規制である。
- ③ 広告景観形成地区に指定される地区は、禁止地域等又は許可地域等であることが必要であるが、これらの地域等に指定されていない場合であっても適当と認められる地域については、広告景観形成地区の指定時に、随時これらの地域等に編入指定することを予定している。
- ④ 広告景観形成地区を予定している区域の中に禁止区域等と許可区域等が混在している場合は、広告景観の形成に関する基本構想と規制の内容が地域の実情と理想に合致し、かつベースの地区指定が異なることが不都合な特段の事情が存するのであれば、禁止地域等を許可地域等に変更指定し、一律許可地域等をベースとする広告景観形成地区とすることも想定される。

⑤ 広告景観形成地区の規制は様々なものが考えられ、形状、面積、色彩、意匠、素材、位置等多くの事項を規定し、統一性の高い景観を形成するものから、単に野立て広告物等の制限等を規定する程度のもので、多種多様なバリエーションが考えられる。

⑥ 複数の市町村が関係する道路、河川等線的な規制区域について指定申請を行う場合には、市町村間で調整のうえ申請することが望ましい。

(4) 条例第8条の広告物協定は、住民の広告物に対する取り組みが協定のレベルに達すれば、法的拘束力を与えて保護しようとするものである。同協定の認定は、規制のない地域等においても可能であるが、協定としての性格からすれば、相当の区間にわたる土地が対象となっても土地所有者がごく少数であれば、協定とは認められないものと解する。

また、同協定では、認定の際は区域内の公共の用に供する土地の所有者等を除外しているが、認定後は、公共の用に供する土地も協定の対象としている。これは、公共の用に供する土地の所有者等が協定に参加するには、一般に相当の手續等が必要になると想定されるが、一方でそのことが住民が自主的な景観形成を推し進める際の間接的な障害となったり、その土地のみが協定空白地になることは、好ましくないと判断したためである。典型的な例としては、協定区域内の道路が挙げられ、電柱等利用広告物等道路を利用した広告物等が協定の規制を受けることが考えられる。なお、条例第9条第1項に掲げる広告物等は協定の認定後も適用除外となるので、注意を要する。

5 適用除外（条例第9条）

(1) 条例第9条には、条例の主たる規制の適用を除外する広告物等及びその範囲を規定している。なお、本条に該当する場合であっても、規格（条例第11条）の規定は適用されるので、注意を要する。

(2) 条例第9条第1項第2号は、選挙期間中の法定広告物等の適用除外を規定しており、選挙期間の前後の広告物等は適用除外とはならない。

許可が必要な場合であっても、政治資金規制法の届出団体が立て看板、はり紙又ははり札を表示しようとするときは、条例第51条第2項第1号の規定により許可手数料を免除することができる。

(3) 条例第9条第1項第3号（国等設置広告物等）及び第4号（公益目的設置広告物等）に該当するものは適用除外となるが、必要に応じ、表示設置者に対し設置の場所、物件における禁止又は許可の基準を遵守し、他の模範となるよう働きかけること。

(4) 条例第9条第1項第4号の「公益のため表示し、又は設置するもので、知事が認めるもの」の知事の認定については、土木事務所長に委任されているが、

- ① 行政機関との連名等行政機関の直接の関与のもとに設置されたことが外見上明らかであるもの
- ② 行政機関が公益性と設置の必要性を公文書（意見書）をもって認めるもの
- ③ 土木事務所長において公益性と設置の必要性を認めるものについて認定することとする。

この場合において、社会通念上一般に公益性と設置の必要性が認められるものについては、土木事務所長において適宜判断することとし、判断が微妙なものについては、上記②によるものとする。ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路の沿道等道路交通の安全上支障があると認められるものについては、行政機関の意見書がある場合であっても、認定を行わないことができる。なお、公益性と設置の必要性を認める行政機関及び意見書の標準書式とその処理については、1

の(4)公益物件利用広告物等の項と同様である。

- ④ 意見書を発行する行政機関は、関係機関と協議を行い、同意を得たもののみ発行する。
- ⑤ 基本的に商業行為に関する広告物は、公益のため表示又は設置するものとはいえ、適用除外にあたらぬ。
- (5) 条例第9条第1項第5号の「公益上必要な施設又は物件」については、公益性が一般に認められれば足り、土木事務所長においてその該当性を適宜判断して差し支えない。
- (6) 条例第9条第1項第6号に基づく、規則第5条第2項第4号の「臨時的、仮設的又は慣習的なもので、知事が特に認めるもの」の認定は、土木事務所長において地域の事情を把握したうえで、適宜判断して差し支えない。
- (7) 条例第9条第2項に基づく、規則第5条第3項の基準（自家用広告物等及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等の適用除外の基準）は、第1種禁止区域等（第2種禁止地域以外の禁止地域等）と第2種禁止地域等（第1種・第2種中高層住居専用地域）で違うので、留意すること。
- (8) テナントビル等、1の建物に複数の企業の営業所が入居している場合で、1基の自家用広告物等に複数の企業の広告が表示又は設置されているときは、各々の企業の表示部分が規則第5条第3項の基準に適合しているときに限り、条例第9条第2項第1号の適用除外として取り扱うものとする。

広告物等の全体の面積等が当該基準の合計の範囲内であっても、当該基準を超える表示又は設置が1企業でもある場合又は規則第5条第3項第3号、第4号若しくは第7号にてい触する場合は、当該広告物等の全体については、適用除外の取扱いはしないものとする。

なお、この適用除外の取扱いについては、広告物等の設置前においては表示設置者から表示内容を記載した図面の提示がある場合に、広告物等の設置後においては、現実に表示がある場合のみ適用し、表示内容が定まっていない場合は、適用しないものとする。

- (9) 条例第9条第3項第1号による規則第5条第5項の基準（禁止地域等の一部区域内におけるいわゆる案内誘導広告物等の基準）の規定は、比較的広範な区域となる一部の禁止区域等では、自己営業所への案内誘導が困難となるおそれがあるため、やむを得ず認める趣旨である。営業所が禁止区域等に存するか否かは問わない。規則別表第2の1のうち1の基準については、案内誘導を目的とする事項の表示は必要的記載事項であり、6の基準については、県内で4基以下と解する。
- (10) 条例第9条第3項第2号による規則第5条第6項の基準（禁止地域等の一部区域内における公益物件利用広告物等の基準）の規定は、比較的広範な区域となる一部の禁止地域等では、民間活力の活用による公益物件の設置ができず、地域住民にとってかえって不利益となるおそれがあるため、やむを得ず認める趣旨である。手続き及び許可の基準については、規則別表第2の2のとおりであるが、許可地域等における公益物件利用広告物等の基準と同様である。

<事例>

- ① 他の行政機関から、特定の団体が掲出する広告物等については、すべて適用除外とされたい旨の申し入れが公文書をもってあった場合であっても、そのような特例の取り扱いは行わず、各広告物等ごとにその公益性と設置の必要性を判断するものとする。
- ② 公共の工事現場等で工事名、発注者名、受注者名等を表示する広告物等は、専ら受注者名を広告する場合を除き、公益性が認められる。

- ③ 電力会社が河川周辺に設置する放流注意目的の広告物等や、危険物に対する注意を喚起する広告物等は、公益性が認められる。
- ④ 交通安全協会、防犯協会、PTA等が設置する広告物等で、交通安全、防犯、青少年育成に関する注意を喚起する内容のものは、公益性が認められる。
- ⑤ 町内会が設置する住民用掲示板で、いわゆる協賛広告のないものは、公益性が認められる。
- ⑥ 「〇山△夫後援会連絡所」の記載のあるはり紙は、表示をしている住居、営業所が後援会連絡所でない場合は、自家用広告物等ではない。
- ⑦ 屋外の有料駐車場の敷地内の、「有料駐車場」と表示する広告物等や、月ぎめ契約の相手方を表示する広告物等は、その敷地が駐車場としての事業の用に供されている場合は自家用広告物等である。
- ⑧ 「〇〇反対」等の主義主張を表示する広告物等は、その主義主張を事業として推進する事務所や事業所の住所に表示又は設置された場合は、自家用広告物等で、主義主張の推進とは直接関係のない場所、建物に設置された場合は、自家用広告物等ではない。
- ⑨ 自動販売機は、無人の営業所とみなされるから、自動販売機に表示された広告物等は自家用広告物等である。
- ⑩ 営業所の敷地内と敷地外にまたがって一体的に設置された広告物等は、広告物等の表示部分が敷地外にある（又は敷地外の上空を占有している）場合であっても、自家用広告物等である。
- ⑪ テナントビルに全体の大きさが自家用広告物等の適用除外の基準を超える突出広告板等を設置する場合で、建築確認時に表示内容が定まっていなときは、許可地域等であれば許可を受ける必要があり、現実に入居企業の表示がされて要件を満たした時点ではじめて適用除外として取り扱う。この場合、当該許可を受けた者に対しては原則として特段の通知は行わない。

6 禁止広告物等（条例第10条）

条例第10条各号に定める広告物等は、表示、設置又は放置してはならないものを掲げており、地域にかかわらず、また規制の対象となるか否かにかかわらず、県下全域かつすべての広告物等に適用される規定である。

7 規格（条例第11条）

- (1) 規格とは、一定の種類 of 広告物等に共通する表示又は設定の基準であり、地域に関わりなく、また、規制の対象となるか否かにかかわらず、県下共通の基準である。内容は規則第6条及び別表第3のとおりである。
- (2) 別表第3のうち共通事項と道路横断広告物等では、道路（車道）の路面からの距離が異なるが、道路横断広告物等は車両のバウンドを考慮して4.7メートルとしている。

8 許可の基準（条例第12条）

条例第12条の許可の基準は、規則第7条（別表第4及び第5）のとおりである。1の広告物等が別表第4の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可の基準に適合しなければならない。逆にこの別表第4に記載のない種類の広告物等については特段の規制はなく、広告物活用地区については、最小限の規制となっている。

- (1) 広告旗の許可の基準のうち「土地または建物等に旗ざお等を固定させて恒常的に表示し、又は

設置するもの」とは、企業の前庭の社旗等をイメージしている。

- (2) 公益物件利用広告物等は、街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板、その他さまざまな形態のものが想定されるが、いずれの場合においても表示面積1平方メートル以下で、かつ広告物等を表示の方向から見たときに、公益物件と同じ大きさかそれより小さいものでなければならないとしている。
- (3) 屋上広告物等が屋上の工作物、階段室、機械室、貯水槽その他これに類するものの上に設置されている場合は、これらの工作物等も広告物等の縦の長さを含めて算定する。
- (4) 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等は、1基につき140平方メートル以下であるが、これは四角柱を周囲の各方向から見た場合の最大断面積を50平方メートル以下と想定したものである。
- (5) 野立て広告物等の相互間の距離規制は許可を受けた広告物等の相互間に適用するものであり、違反の広告物等及び適用除外の広告物等との間には距離の規制はない。審査にあたっては先願主義によるものとし、先に許可を受けたもの、先に申請したものを優先させて表示設置を許可することとなる。
- (6) 相互間の距離規制を守る目的で、複数の広告物等を連結することは認めない。ただし連結することが構造上必要不可欠である場合はこの限りでない。
- (7) 別表第5の規制（総量規制）は、建物に付属するすべての広告物等の表示面積の合計が、建物壁面（四角柱状のビルであれば4面）の面積の合計の一定の割合以下でなければならない旨を定めたものである。審査にあたっては、一見して明らかに総量規制の枠を越えるもの及び枠内か否か微妙なもののみ、申請者等の協力を得て積算するものとする。なお、建物の壁面には、窓ガラス、出入口部分等も含めるものと解する。

<事例>

- ① 建物の壁面が平面上でなく、凹凸がある場合は、広告物等を表示の方向から見た場合の当該建物の壁面部分を一平面とみなして基準の該当性を審査する。
- ② 許可を受けて設置した広告物等Aに、後に広告物等Bを添加する場合は、AとBを一体として基準の該当性を審査する。申請の方法は、Aの変更又は改造とすることを原則とするが、申請者が特に希望し、かつやむを得ないと土木事務所長が認める場合は、Bのみの申請として差し支えない。なお、別個の申請とする場合、許可の期間は規則で定める範囲内の期間であり、かつ原則としてAの許可期間満了日までとする。また、この場合、許可の更新にあたっては、原則としてAとBを一体のものとして取り扱うが、申請者が希望し、かつやむを得ないと土木事務所長が認める場合は、別個の申請として取り扱っても差し支えない。別個の申請とした場合、許可手数料は、別個の申請として算定する。
- ③ 表示可能面積の相当部分が白地で、掲出者（スポンサー）を募集している旨の表示のある野立て広告物等は、許可を受ける必要があり、許可手数料は、表示可能面積で算定する。この広告物等に掲出者が見つかって広告物を表示する場合は、その時点で、条例第16条の変更又は改造の申請を行う必要がある。なお、申請者は条例第20条の届出があれば、掲出者（スポンサー）に変更しても差し支えない。
- ④ 屋外広告物の規制は、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から行われるものであり、表示の内容にまで立ち入らない内容中立的な規制であるので、例えば、霊園、風俗関係、主義主張に関する広告や、刑法等他法令にてい触するおそれのある広告であっても、条例、規則の規定にてい触しない以上、許可しなければならない。ただし、土木事務所長が所管する別の法令

にてい触し、表示し、又は設置できないことが明らかな場合に限り、土木事務所長としての統一性と許可手数料の負担を考慮して、許可しないことができる。

9 許可の基準の特例（条例第13条）

(1) 申請者から条例13条の特例許可を申請する旨の意思表示のもと申請があった場合は、申請書は土木事務所長で保管し、土木事務所長の意見を記載した特例許可指示伺（様式自由）を申請書の写し及び関係資料とともに土木部長に提出するものとする。土木部長は、高知県屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで土木事務所長に指示を行い、土木事務所長は、その指示に基づいて許可等の処分を行うものとする。

なお、申請者に対しては、やむを得ない事情、又は広告物等の設置が美観風致の向上に寄与することを詳細かつ説得力をもって説明する資料の提出を求めることとする。

また、併せて、高知県屋外広告物審議会の開催は不定期で、年1回程度の開催であることを踏まえて、例外的な審査であり、処分に至るまでは相当の期間が必要である旨を通知しておくものとする。

(2) やむを得ない事情を認めて特例許可を行う広告物等については、原則として許可の期間の更新を許可できる最長の期限を設けるものとする。

10 許可の期間及び条件（条例第14条）

(1) 許可の期間は、規則第8条（別表第6）に規定されているが、許可の期間が規則で6月以内とされているものを除き、土木事務所の更新事務の状況に合わせて、期限を3月末等に設定して差し支えない。なお、この場合における許可の期間は、原則として2年以下とはしないものとする（8 許可の基準の〈事例〉の②に掲げる場合を除く。）。

(2) 許可の期間の開始の日は、許可決定の日とする。

11 許可の期間の更新の許可（条例第15条）

(1) 許可を受けた広告物等の申請者又は管理者に対しては、許可の期間が満了するので引き続き広告物等を掲出する場合は、更新の申請書を提出するよう通知するものとする。

(2) 許可の期限が到来しても、更新の申請書が提出されない場合は、許可期間満了後速やかに申請書を提出するよう督促するものとし、これに応じない場合は、条例第21条の除却義務について説明、指導する。

(3) 許可の期間が規則で3年以内と定められている広告物等について、更新の申請書が許可期間満了後3年以内に提出された場合は、更新後の許可の期間の始期は、申請者の責に帰すべきでない特段の事情がある場合を除き、申請書を受け付けた日以降とし、許可の期間の終期は、前回の許可の期限を適正に更新した場合の期限の日までとする。更新の申請書が許可期間満了後3年を超えて提出された場合は、更新の申請書は、受理しない。

12 変更等の許可（条例第16条）

(1) 屋外広告物を掲出する物件の形状及び位置を変更することなく行う表示内容又は意匠の変更は、規則第10条の軽微な変更等に該当しなければ、変更等の許可を受ける必要がある。

(2) 既に許可を受けて設置されている広告物等を変更又は改造するときは、規則第10条に規定する

ものを除き、条例第16条の変更等の許可が必要となる。許可の期間の設定は新規の許可の場合と同様であり、変更許可の日を始期として3年以内の許可の期間を設定するものとする。

- (3) 既に許可を受けて設置されている広告物等が、変更等の許可を受けずに変更、改造されていることを更新指導時に発見したときは、変更許可の手続きにより審査を行うものとする。

<事例>

- ① ガソリンスタンドのガソリン単価を表示する広告物等の数値の変更は、一定の枠内に不特定の数字が表示される旨の許可である場合は、変更等の許可は不要である。

第2節 表示又は設置する者等の義務

1 表示又は設置する者等の義務（条例第17条～第22条）

- (1) 広告物等の許可の際には、必要事項を記入した許可証票を申請者に交付する。ただし、はり紙及びはり札については、原則として許可証票に代えて許可の押印を行う。やむを得ず許可の押印ができない場合は、許可証票を交付する。
- (2) 自家用広告物等以外の広告物等で、表示面積が30平方メートルを超えるものの管理者は、屋外広告士又は建築士であって講習会修了者等でなければならない。この場合、申請書の管理者の欄には管理者の個人名又は所属団体職氏名を記入するものとし、団体名のみを記入することのないように指導する。
- (3) 屋外広告士及び建築士であって講習会修了者については、特に全県的な登録制度は設けないが、多くの広告物等を管理する等煩雑となる場合は、資格の有無を確認のうえ、各土木事務所長の判断により、管理者記入欄に各資格の登録番号等を併記すること等により、資格証明書の写しの各申請書への添付を適宜省略して差し支えない。なお、屋外広告士の資格は、3年ごとに更新されるので、注意が必要である。
- (4) 条例第22条の手続、処分等の効力の継承は、本人の意思にかかわらず条例上継承があったものとみなす趣旨である。

<事例>

- ① 屋外広告物講習会修了証書の写しと、申請書の管理者欄で、管理者の住所又は姓が違う場合であっても、同一人であることが確認できれば、申請は受理して差し支えない。
- ② 広告物等が設置された土地を当該広告物等とともに取得した者は、好むと好まざるとにかかわらず前所有者の立場を継承し、条例上の義務を負う。

第3節 違反に対する措置等

1 違反に対する措置等（第23条～第33条）

- (1) 条例第32条第3項の身分証明書は、規則第20条の規定により条例第33条の身分証明書と一体となったものとなっている。
- (2) 条例第33条は、簡易除却の際には身分証明書を携帯し、関係人の請求時にはこれを提示すべきことを定めているが、身分証明書を携帯しない者であっても携帯者の補助者として作業をするのであれば、同様に除却できるものと解する趣旨である。

第3章 屋外広告業

1 屋外広告業（第34条～第46条）

- (1) 屋外広告業を県内で営もうとする者は、規則第22条（別記第10号様式）による屋外広告業登録申請書を提出しなければならない。これは、県内で広告物等の表示又は設置の工事等を行おうとする場合であれば、元請け下請けの別、県内の営業所の有無を問わず、届け出なければならないとした趣旨である。なお、広告物等の表示等の工事を請け負わない広告代理業や、印刷や製作は行うが表示設置を行わない業者は、屋外広告業の登録の必要はない。
- (2) 屋外広告業登録申請書は、土木事務所、都市整備課のいずれに提出しても差し支えないが、土木事務所長が受け付けたときは、申請の要件を確認したうえ速やかに都市整備課長に進達する。都市整備課長は、同申請書を受理したときは、申請者に屋外広告業登録証を交付するとともに、屋外広告業者台帳の写しを各土木事務所長に送付する。なお、申請事項の変更の届出についても同様に処理する。
- (3) 広告物等の新規又は変更等の申請で、申請書記載の工事の施工者が屋外広告業の登録をしていない者であるときは、申請を受理せず、屋外広告業の登録を行うよう指導する。
- (4) 屋外広告物講習会は、本県では通例2年に1回、夏に開催している。屋外広告業の登録や屋外広告物の管理者となるために急ぎ屋外広告物講習会を受講する必要がある場合は、他県市での屋外広告物講習会を紹介するので、都市整備課に照会すること。

<事例>

- ① 屋外広告業者の高知営業所は屋外広告業の登録をしているが、登録をしていない上部組織の四国支店が工事施工者として申請書に記載されている場合は、申請書を受理せず、登録事項の変更の届出を行うよう指導する。
- ② 屋外広告業の登録はしているが、申請書の工事施工者欄の工事施工者の住所の記載が屋外広告業の登録と異なる場合は、申請書は受理するが、同時に登録事項の変更の届出を行うよう指導する。
- ③ 屋外広告業の登録を個人として届け出ているが、申請書の工事施工者欄の工事施工者は同人が代表取締役を務める法人となっている場合は、別個の人（法人）であるので、申請書を受理せず、屋外広告業の登録又は登録事項の変更の届出を行うよう指導する。

第4章 雑則

1 手数料の納付等（条例第51条）

- (1) 広告物等の許可手数料については、次の例を参考にして表示面積を算定する。手数料の徴収は、高知県収入証紙により、申請処理時にのみ行う。

<事例>

- ① 1基の広告物等に、複数の種類（企業）の広告がある場合は、原則として全体の表示面積を合算して算定する。表示面積割合による案分は行わない。ただし、申請者が特に希望し、かつ土木事務所長がやむを得ないと認める場合は、各種類（企業）別に表示面積を算定して差し支えない（合算の場合よりも割高になる。）。なお、屋外広告物を掲出する物件が専ら広告物等を表示することを目的としない場合には、当該物件に掲出される広告物等は別個に表示面積を算定するも

のとする（例えば、建物に複数の種類の広告のある突出広告板等が2基設置されている場合は、各突出広告板等ごとに表示面積を算定するが、2基の合算はしない。）。

- ② 上記の広告物等において、当該広告物等が無許可で表示され、企画設置した者が判明しないときは、広告を表示している各企業に全体の申請と合算表示面積分の手数料の納付を指導し、先願主義により最初に受理した申請書のみを許可する。事後到着する申請書については、理由を説明のうえ返戻する。
 - ③ 空間部分のある広告物等については、一体となって1つの広告内容を表示しているのであれば、空間部分も含めて表示面積を算定する。
 - ④ 平面状の広告物等の表示面積の算定は、当該表示面を内包できる2つまでの長方形又は正方形の組み合わせの面積を算定する。三角形、台形、円形等は使用しない。
 - ⑤ 立体的な広告物等の表示面積の算定は、当該広告物等の側面積を合計して算定するが、各側面の側面積の算定は、前項の平面状の広告物等の例により行う。球状の広告物等については、当該広告物等を内包できる正四角柱の側面積を算定する。
 - ⑥ 表示面の縁に一体として枠や点滅灯等が組み込まれている場合は、その枠組み等の面を含めて算定する。
 - ⑦ 敷地内独立広告物等、野立て広告物等については、脚台、支柱等を除いて算定する。
- (2) 広告景観形成地区又は広告物協定地区における広告物等の許可については、制度の促進を図るため、広告物等の許可手数料を免除することができるが、これらの地区の基準がその地区の一般規制規定とさほど変わらない場合や、一部の種類の広告物等の規制を強化するにすぎない場合は、免除しないものとする。

なお、これらの免除の権限は土木事務所長に委任されているが、地区等指定又は認定時に免除に関する方針を定めたうえで指定又は認定することを予定している。

- (3) 長期間の許可が可能であるにもかかわらず、申請者の意向で短期間しか設置しない場合の許可手数料については、減額しないものとする。
- (4) 経過措置その他県の一方的な事情等のため、短期間しか設置できなくなるものの許可手数料については、特別の理由を認めて減額することとし、年割り（1年に満たないものは、1年とみなす。）で計算し、100円以下の端数を切り捨てて算定する。

（例）15平方メートルの広告物等を残り1年6月しか設置できない場合

$$\rightarrow 6,700円 \times 2年 \div 3年 = 4,466 \rightarrow 4,400円$$

2 告示及び経過措置等（条例第52条～第54条）

- (1) 従来規制のなかった区域等及び物件に広告物等の規制を行う等、規制に関する事項についての知事の指定行為（指定、変更、解除）をしたときは、告示することとしている（第1項及び第6項）。
- (2) 当該指定等の際に、許可を受けて又は適法に設置されている広告物等については、禁止又は許可等の基準等に適合していかなくとも、財産権の保護の観点から、告示の日から3年間は従前の例により設置できることとしている。

条例第52条第2項及び第3項は知事の指定等の行為により影響を受ける広告物等について、第4項及び第5項は、例えばある地区が都市計画法第2章の規定による第1種低層住居専用地域に指定されたことにより禁止地域等になる等、この条例の規定に基づく知事の指定行為を経ずして

別個の事項の指定等により自動的に影響を受けることとなる広告物等について、それぞれ経過措置を定めたものである。なお、第2項及び第3項並びに第4項及び第5項において、「許可」と「適法」とは使い分けられており、ここでは、「適法」とは、「許可」を除く意味で使用されている。

- (3) 従前より違反して表示され、又は設置されている広告物等には、経過措置の規定は適用されない。

3 その他

- (1) 広告物等地域規制図の作成

各土木事務所ごとの広告物等規制地域図を別紙3の作成要領に基づき作成し、事務処理及び閲覧用として所内に備え付けておくとともに、1部を都市整備課に送付するものとする。

- (2) 屋外広告物許可台帳の作成

許可をした広告物等及び行政機関の発行した意見書により条例第9条第1項第4号に該当して適用除外として取り扱う広告物等については、別紙4の屋外広告物許可台帳を作成して、関係書類（図面、意見書等）とともに所内に備え付けておくものとする。新規又は変更の許可を行ったときは、添付書類を台帳に移して保管し、原則として経伺決裁書類とともに保管することはしないものとする。

年 月 日

行政機関の長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

意見書発行願

下記の物件を設置するにあたり、高知県屋外広告物条例等の規定による知事（土木事務所長）の認定を受けたいので、下記物件についての公益性と設置の必要性を認めて_____土木事務所長に意見書を発行して下さるようお願いします。

記

知事（土木事務所長） に対して私が要望する 内容		1 広告物等の公益性と設置の必要性を認めて、高知県屋外広告物条例の 禁止、許可等の規定の適用除外として取り扱うこと（高知県屋外広告物 条例第9条第1項第4号）。
※該当する番号に○印		2 広告物等を提出する下記物件の公益性と設置の必要性を認めて、当該 広告物等を公益物件利用広告物等として取り扱うこと（高知県屋外広告 物条例第9条第3項第2号、同条例施行規則別表第1）。
物 件	種 類	1 広告物等 2 広告物等以外（ ） ※該当する番号に○印
	内 容	
	規 模	（表示面積、縦、横の長さ）
	数 量	
	公 益 の 内 容	
	設 置 者	
	設 置 場 所	
特 記 事 項		
担 当 者	所 属 職 氏 名	
	電 話	

<添付書類> 位置図、仕様書及び図面

運
用

番 号
年 月 日

土木事務所長 様

行政機関の長

公印

意 見 書

下記の物件には、公益性と設置の必要性があると認められますので、高知県屋外広告物条例等の規定による取扱いについて、配慮してください。

記

物 件	種 類	1 広告物等 2 広告物等以外 ()
	内 容	
	規 模	(表示面積、縦、横の長さ)
	数 量	
	公 益 の 内 容	
	設 置 者	
	設 置 場 所	
特 記 事 項		
担 当 者	所 属 職 氏 名	
	電 話	

<備考> 種類の欄は、該当する番号に○印を付けてください。

広告物規制地域図（土木事務所別）作成要領

1 使用地図

土木事務所管内図（縮尺50,000分の1）を使用すること。

2 作成部数

2部

3 作成方法

(1) 原則として、条例に基づく知事の指定により規制地域となるもの、又は知事の指定により規制区域から除外されるものについて表示することとし、この条例に基づく指定によらないものについては、表示を省略することができる。

(2) 着色

① 禁止地域等

あか色で着色するが、区域が広範囲に及ぶものは、外周部をあか色で囲み、内側を薄いあか色で着色すること。

② 許可地域等

ア 都市計画区域

外周部をみどり色で囲み、外周部の内側を薄いまどり色の太い線で着色すること。その内側については、着色しない。

イ その他の区域

外周部をみどり色で囲み、内側を薄いまどり色で着色すること。

③ 許可地域等の対象地域となっても、その区域が禁止地域等でもある場合は、禁止地域等の規定が適用されるので、禁止地域等の着色とすること。

(3) 規制地域の名称表示

路線名、名称等は、くろ色の引き出し線を付けて表示すること。また、鉄道については、道路と区分した表示（＋＋＋＋）をすること。

(4) 表題

太い黒字で記入した次の表を図面の上部に貼付すること。

広告物等規制区域図（ 土木事務所管内）平成 年 月 日現在

（枠は縦2.5cm、横25cmとし、日付は、区域指定の告示の内容が施行される日とする。）

(5) 凡例

次の表を図面の余白部分に貼付すること。

凡 例	
規制地域等の別	色
禁止地域等	
許可地域等	
(1) 都市計画区域	
(2) その他の区域	

(枠は縦 8 cm、横 8 cmとする。)

4 作成時期

規制区域等の指定又は変更があった場合に速やかに作成し、1部を都市計画課に送付すること(5の(2)の図面等は、送付不要)。

5 その他

- (1) 規制地域が複雑なものは、別途詳細な図面を備え付けること。
- (2) この条例による知事の指定を行わずして、条例の規定により直接に規制地域となるものについては、可能な限り関係図面又は区域が判別できる資料を収集して備え付けること(条例第3条第17号及び第18号に定めるものを除く。)

別紙4 (表)

屋外広告物許可台帳		整理番号			
申請者	住所(事務所の所在地)				
	氏名(名称及び代表者の職氏名)				
	電話番号				
広告物等	表示又は設置の場所				
	地域の区分				
	表示内容				
	表示面積	m ² (計算式)			
	数量	基	高さ	m	
	照明装置又は特殊装置	1 無 2 有(内容)			
管理者	住所				
	氏名			電話番号	
	資格等の種類				
許可年月日・許可期間・手数料	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	円	
備考	(許可条件、変更事項、その他)				

運
用

(裏)

(写 真)

(位置図)

(備 考)

高知県屋外広告物の手引き

令和8年3月 発行

編 集 高知県土木部都市計画課
高知市丸ノ内1-2-20
電話(088)823-9863

印 刷 株式会社高陽堂印刷
高知県南国市蛸が丘1-3-2
電話(088)880-8880



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用